

第2期 東近江市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



東近江市こども施策PRキャラクター
「こども未来ちゃん」



令和2年3月
東近江市

はじめに



東近江市では、「子どもが健やかに育つまち」を第2次東近江市総合計画の政策の一つとして、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援をはじめ、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めております。

子育て支援については、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、平成27年3月に「東近江市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の実情に即した総合的な子ども・子育て支援を推進してきました。この度、令和元年度末で計画期間が終了することから、計画を推進する中で浮き彫りとなった課題の解決を図るとともに新たな時代のニーズに見合った施策を展開し、全ての子どもが健やかに成長できる東近江市の実現を目指して「第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。

少子高齢化が進む昨今、子育て家庭を取り巻く環境は目まぐるしく変化を続けており、国においては、「待機児童解消加速化プラン」や「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備や保育の質の向上が推進されてきました。さらに、少子化対策の一つとして、子育て家庭の負担軽減を図るため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、子ども・子育て支援は日々改善が重ねられています。

こうした中、本計画では、本市の有する豊かな自然や歴史・文化を最大限にいかし、魅力あふれる人々の創意工夫・相互協力による「うるおいとにぎわい」の中で、子どもたちが健やかに育ち、いきいきと未来に輝けるまちを目指します。そして、東近江市の子どもたちをはじめ、市民の皆様に「東近江市で生まれ、育ち、いいまちで人生を送れた」と言っていただけるようなまちを目指して、今後より一層市民の皆様に寄り添った子ども・子育て支援の推進を図ってまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました東近江市子ども・子育て会議の皆様をはじめ、各種調査やパブリックコメント等を通じ、貴重な御意見をいただきました市民の皆様及び関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

東近江市長

小森正清

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 第1期計画の評価と検証	4
目標1 子どもが自ら育つ力を育む教育・保育の環境づくり.....	4
目標2 安心して産み健やかに育てられる環境づくり.....	6
目標3 全ての子育て家庭を支援するネットワークづくり.....	7
目標4 社会全体で子育てする環境づくり.....	9
第3章 本計画で取り組むべき課題の整理	11
1 少子化の動向.....	11
2 家庭の状況.....	15
3 子どもの状況.....	18
4 教育・保育の状況.....	22
5 東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果.....	32
6 子どもの生活等に関する調査結果.....	40
7 課題のまとめ.....	48
第4章 計画の基本的な考え方	54
1 基本理念―目指すまちの姿―.....	54
2 東近江市の子ども・子育て支援の視点と施策の体系.....	55
第5章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた 量の見込みと確保方策	57
1 教育・保育提供区域の設定.....	57
2 人口推計.....	58
3 量の見込みと確保方策及びその実施時期.....	59
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	73
第6章 子ども・子育て支援事業	74
基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり.....	74
基本目標2 安心して産み健やかに育てられる環境づくり.....	82
基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり.....	87
基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり.....	96

第7章 本計画における重点事業	104
1 幼児教育・保育の充実	104
2 子育て世代包括支援センターの体制整備	107
3 特に支援を必要とする子どもへの支援	108
4 子どもの未来応援施策	111
第8章 計画の推進に向けて	114
1 市の責務	114
2 計画の推進体制	114
3 各主体に期待する役割	115
4 計画の評価の仕組み	116
資料編	117
1 用語解説	117
2 東近江市子ども・子育て会議条例	121
3 東近江市子ども・子育て会議 委員名簿	123
4 策定経過	124
5 第1期計画における施設整備	126

第1章 計画策定に当たって



1 計画策定の趣旨

わが国では、女性の社会進出や価値観の多様化等により、未婚率の上昇や晩婚化が進んでいます。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安を抱える保護者が増加するなど、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会の変化に伴い、わが国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成28年から3年連続で低下し、平成30年では1.42となっています。

このような社会情勢に対し、国では平成27年度から、教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が開始され、市町村が主体となった子ども・子育て支援の充実が図られています。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革の推進等の方針が掲げられています。さらに、令和元年6月から、子どもの貧困対策を総合的に推進する動きが進められているとともに、同年10月には、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されています。

本市では、国の指針に基づき、平成27年3月に「東近江市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、保育ニーズの増加により課題となっていた待機児童の解消と市内全体の教育・保育環境の充実を目指して、本市の実情に合わせた子育て支援を進めてきました。具体的な取組として、ハード面では、幼児施設、学童保育所、病児・病後児保育室、東近江保健センターと子育て支援センターの複合施設であるハピネス（以下「ハピネス」という。）の整備による質と量の充実、ソフト面では、本市独自の見守りおむつ宅配便、子ども医療費助成等による経済的・精神的支援に取り組んできました。

こうした第1期計画における本市の多様な施策の成果として、待機児童数が年々減少していることに加え、ニーズ調査結果では子育て環境への満足度が向上しています。一方、待機児童ゼロの実現、子育て世帯の不安解消、虐待の未然防止等の残された課題については、これまでの取組を評価・検証し、子ども・子育て支援の更なる充実を図る必要があります。

そこで、本市では、第1期計画を推進する中で浮き彫りとなった課題や新たな時代のニーズに見合った施策を展開し、安心して子どもを産み育てられ、子どもの健やかな成長と自立を支援する東近江市の実現を目指して「第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

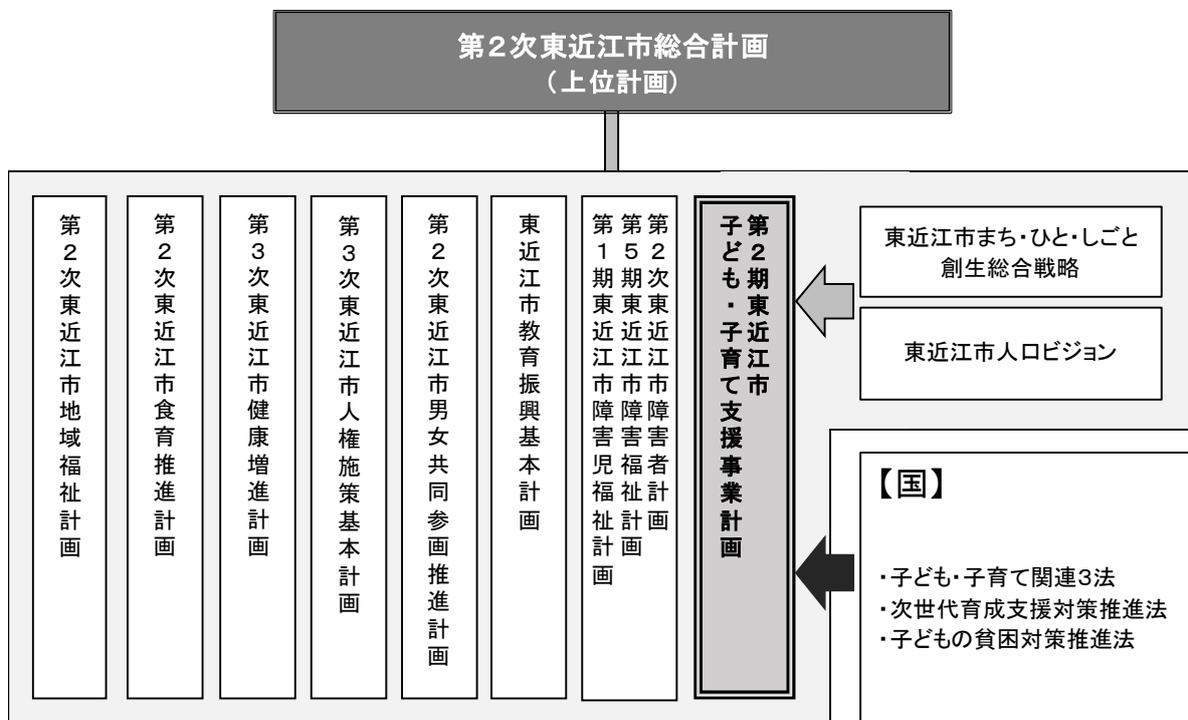
(1) 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定する「市町村行動計画」として策定するもので、本市の一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした計画です。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す計画とします。

(2) 計画の位置づけ

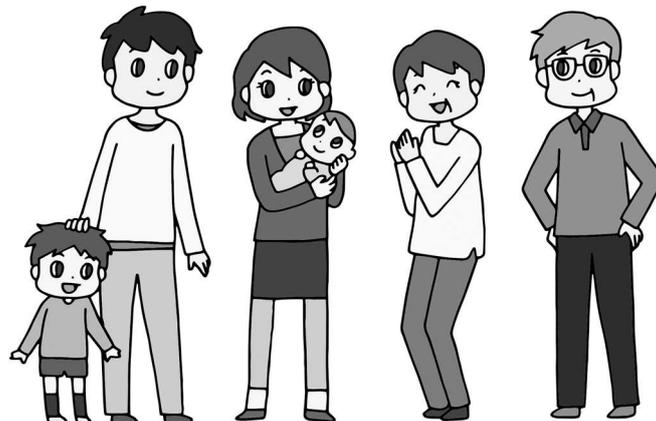
本計画の推進に当たっては、本市の将来ビジョンを掲げ、市民と行政が協働で地域の特徴をいかした新たなまちづくりに取り組むための「第2次東近江市総合計画」を上位計画に位置づけ、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から令和元（平成 31）年度までの第 1 期計画を引き継ぎ、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とします。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、中間年度（令和 4 年度）を目安に計画の見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 (平成 31) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第 1 期計画期間									
		中間見直し	見直し・検証						
					第 2 期計画期間				
							中間見直し		



第2章 第1期計画の評価と検証



第1期計画は、4つの目標を掲げ、その達成に向け具体的な取組をしてきました。本計画では、第1期計画の評価と検証を行い、本計画の課題を明確にして新たな取組へとつなげます。

目標1 子どもが自ら育つ力を育む教育・保育の環境づくり

(1) 未就学期の教育・保育の充実

保育の量の拡充については、保育ニーズの高まりによる施設の新設、認定こども園化の推進等により、令和元（平成31）年度には、15箇所の認定こども園で運営を行いました。これにより、平成27年度に1,906人だった2・3号認定（保育を必要とする子ども）の定員は令和元（平成31）年度に2,668人まで拡大し、待機児童数は平成27年度の39人から令和元（平成31）年度の16人に減少しています。一方、令和元（平成31）年度の待機児童数は16人中12人が0～2歳児となっており、今後も3号認定の待機児童の解消に向けた取組が必要となっています。

保育士等専門性を持った人材の確保については、就職フェア、高校生対象の保育の仕事説明会、潜在保育士対象の研修等を実施することで人材確保を図り、待機児童の解消に努めました。

教育・保育の質の確保については、平成30年度に幼児教育センターを設置することで推進体制を整備し、運営主体や施設種別にかかわらず、本市における教育・保育の質の向上を図るための体制整備を行いました。

		平成27年度	令和元(平成31)年度
認定こども園数		6 箇所	15 箇所
定員数	1号	3,390 人	2,219 人
	2・3号	1,906 人	2,668 人
待機児童数	0～2歳	30 人	12 人
	3～5歳	9 人	4 人
	計	39 人	16 人

(2) 不定期の保育の充実

病児保育については、医療機関との連携により市内3箇所に病児保育室を設置し、子どもの病気やけがに伴う一時的な保育の利用促進を図りました。設置箇所数の増加に伴って利用者数も増加傾向にあり、共働き世帯が働きながら子育てしやすい環境づくりに努めましたが、ニーズ調査の結果では、「病児・病後児保育の利便性がよくない」「利用料がかかる・高い」といった回答の割合が前回調査より高くなっています。

一時預かりについては、この5年間で幼稚園や認定こども園等における一時預かり利用者数が増加しました。今後も増加するニーズに対応し、事業を拡大するためには、保育士等の確保が必要です。

		平成27年度	平成30年度
病児保育実施箇所数		0 箇所	3 箇所
一時預かり 1日当たり利用者数	幼稚園型(預かり保育)	8.3 人/日	12.63 人/日
	幼稚園型以外	1.37 人/日	8.99 人/日

(3) 子どもの交流の場づくり・遊び場づくり

子育てボランティアの養成については、ファミリー・サポート・センターの養成講座に子育てサポーターの養成講座を組み入れて実施しました。サポーター団体数は平成28年度の3団体から、平成30年度の1団体へ減少していますが、民生委員・児童委員や更生保護女性会などから協力を得ることで、子育てサポーターやボランティアの育成を図っています。

子育てサークル活動については、リーダーの後継者の確保が困難で、存続が難しくなっていることから、サークル数が減少しています。子育て世代が相互に助け合いができるような仕組みが必要です。

子どもの遊び場づくりについては、親子をはじめ多世代と一緒に活動できる場を設けることを検討し、中心市街地である旧八日市南小学校跡地を有効利用して全面芝生化した「みどりの広場」を整備しました。

	平成27年度	平成30年度
子育てサークル団体数	20団体	14団体

(4) 学齢期の育成施策の推進

地域に開かれた学校づくりの推進については、平成30年度に全小・中学校31校に地域学校協働本部を設置し、学校ボランティアの充実と地域連携を強化することで「地域とともにある学校」の姿を具現化するよう努めました。

特別支援教育の充実については、特別支援教育支援員の配置や特別支援教育に関する専門家の派遣により、一人一人の発達に応じた支援を行いました。発達に課題のある子どもは増加傾向にあり、今後は、支援員等の人員確保や教員の専門性の向上が必要です。

	平成27年度	平成30年度
地域学校協働本部実施校数	17校	31校
特別支援教育支援員の配置人員数	49人	55人

(5) 青少年健全育成と居場所の確保

青少年健全育成については、各地区のコミュニティセンター等を拠点に、スポーツ・文化活動の機会や本市の自然環境をいかした体験活動の場の提供に努めました。こうした多様な体験活動に地域の大人や保護者が積極的に関わることで、協調性や自立性等子どもたちの「生きる力」を地域で育む環境づくりに取り組みました。

学童保育所の充実については、新たに学童保育所の設置や施設の改修を行い、学童保育所の利用ニーズの増加への対応や、より良い保育環境の整備に努めました。また、平成29年度に保護者が運営する11箇所の学童保育所が運営統合し、平成30年度からNPO法人が運営を開始したことにより、これまで課題であった指導員の人材不足や膨大な事務負担が改善され、安定した学童運営による子どもの健全な育成支援を行いました。一方、共働き世帯の増加に伴い、学童保育所の利用人数は増加傾向にあり、今後も利用ニーズの増加が見込まれます。

	平成27年度	平成30年度
学童保育所設置箇所数	29箇所	34箇所

目標2 安心して産み健やかに育てられる環境づくり

(1) 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

産前支援については、母子健康手帳交付時の妊婦アンケートを基に面接を実施し、健康管理や子育てに関する知識の普及に努めました。また、市内の保健センターを集約し、妊娠期から子育て期の一体的な相談支援と関係機関の連携強化を図るために、ハピネスを整備しました。

産後支援については、新生児訪問や乳幼児健診を通して産婦の心身の健康状態や子どもの成長発達、支援状況の確認を行い、必要な方への早期支援につなげました。

	平成 27 年度	平成 30 年度
新生児訪問件数	991 件	889 件

(2) 健やかに育てられる環境づくり

周産期医療の確保については、東近江総合医療センターにおいて産婦人科医を1人増員し、市内で子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めました。

学校における相談体制の充実については、市内 10 小学校区にスクーリング・ケアサポーターを配置し、不登校等の学級不適応児童への寄り添い支援や学習支援を行うことで、学級での集団生活に必要な基礎を身に付けさせたり、人間関係を築くことが苦手な児童のコミュニケーション能力を高めるための支援を行いました。

	平成 27 年度	平成 30 年度
東近江総合医療センター産婦人科医師数	3 人	4 人
スクーリング・ケアサポーター派遣小学校数	9 校	10 校

(3) 地域における子育て支援の充実

地域における子育て支援の充実については、認定こども園等で未就園児を対象とした事業を実施することで、子どもが就園前に園での生活を体験したり、保護者が園の職員に子育ての悩みを相談する機会をつくるなど地域の子育て支援施設としての役割を果たしてきました。

ファミリー・サポート・センターについては、園や小学校、塾への送迎等で一定のニーズがあります。協力会員と両方会員は平成 27 年度以降増加していますが、急な依頼への対応については、協力会員が不足しており、引き続き担い手の確保が必要となっています。

		平成 27 年度	平成 30 年度
ファミリー・サポート・センター登録会員数	依頼会員数	282 人	345 人
	協力会員数	118 人	132 人
	両方会員数	26 人	41 人

目標3 全ての子育て家庭を支援するネットワークづくり

(1) 相談支援・情報提供・啓発

相談支援・情報提供・啓発については、利用者支援事業として、安心して子育て相談ができる環境づくりを推進するため、子育て支援センターに「子育てコンシェルジュ」を配置しました。

また、妊娠期から子育て期にわたり総合的に相談・支援ができる「子育て世代包括支援センター」としての機能を強化するため、利用者支援事業の基本型と母子保健型の連携体制を構築し、活動の充実を図ることが必要です。

	平成 27 年度	平成 30 年度
子育てコンシェルジュ配置箇所数	4 箇所	6 箇所

(2) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関する相談支援については、虐待の重篤化防止を目的に、相談に対して早期から虐待のケースとして関わるようになったため、相談対応件数が増加しました。相談対応件数の増加に対応するため、平成 30 年度からは、庁内に虐待対応強化支援員を配置することで、専門性を向上させ、体制を強化しました。今後も、支援の長期化等により増加する対応件数に対処できる体制整備や、問題の複雑化に対応するための職員の専門性向上が必要となっています。

	平成 27 年度	平成 30 年度
児童虐待相談対応件数	306 件	521 件

(3) 孤立している保護者への支援

地域子育て支援拠点事業については、平成 27 年度以降 1 箇所を増設し、在宅の子育て家庭が交流し、情報交換できる環境を整備しました。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、養育支援訪問事業の推進や民生委員・児童委員の訪問により、不安を抱える子育て家庭を早期に発見し、必要に応じて育児・家事援助や専門的な相談支援へつなぎました。また、民生委員・児童委員や地域の支援者、教職員を対象とした出前講座を実施することで、地域で見守る体制づくりを進めました。一方、ニーズ調査結果では、子育てに不安を感じている保護者の割合は減少しておらず、引き続き孤立しがちな保護者の子育ての不安や負担を軽減するための取組が必要でです。

	平成 27 年度	平成 30 年度
地域子育て支援拠点設置箇所数	11 箇所	12 箇所
出前講座実施回数 (平成 27 年度は、「子ども子育てを地域で支えるつどい」として開催)	1 回	10 回

(4) 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実については、発達支援センターめだかの学校やことばの教室等、多様な療育支援事業を実施することで、個々の発達の状態や障害特性に応じた現在の課題解決と、将来の自立や社会参加に向けた働きかけを行いました。

外国にルーツのある子どもへの支援については、必要とする全ての小・中学校に6人の日本語指導員、園に4人の日本語指導員を派遣・巡回し、保護者との懇談、連絡等を補助することで、国籍によって教育を受ける機会が制限されることのないように、子どもが安心して通える環境を整備しました。小・中学校では、日本語指導や学習指導、生活指導を補助する「いろは教室」を設置しています。令和元年度からは、ひまわり幼稚園内に園生活のきまり等に対する適切な指導を行う外国籍児サポートルーム「にこにこ」を設置しました。近年、対象となる外国人児童生徒の入学者数が増加傾向にあり、学習面、生活面でのサポートが必要となっています。

		平成 27 年度	平成 30 年度
発達相談・教育相談の件数		2,020 件	1,732 件
外国にルーツのある子どもの日本語指導員巡回校数・園数	小・中学校	19 校	18 校※
	認定こども園等	10 園	14 園※

※対象となる子どもがいる小・中学校、園全てに派遣

(5) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の支給等の経済的支援だけでなく、母子・父子自立支援員が各家庭や保護者一人一人の状況を踏まえた就労相談や情報提供を行うことで、ひとり親家庭の自立を支援しました。相談内容が複雑多様化する中、専門の相談員の確保等相談体制の更なる充実が必要となっています。

	平成 27 年度	平成 30 年度
児童扶養手当受給者数	816 人	737 人
自立支援プログラムの策定件数	22 件	15 件

(6) 経済的な負担の軽減

子ども医療費助成については、平成 28 年 10 月に対象年齢の拡充と所得制限を撤廃したことで、中学 3 年生までの全ての子どもの通院、入院費が助成対象となりました。さらに、就学前児童については、自己負担をなくすことで安心して医療を受けることのできる環境を整備しました。

また、見守りおむつ宅配便については、満 1 歳未満の乳児を養育している家庭へ、子育て経験のある専門のスタッフが声掛けや見守りをしながら、月額 1,500 円相当のおむつ等の商品を届け、子育て家庭の経済的負担の軽減と子育て家庭の見守りや育児不安の解消に努めました。

		平成 27 年度	平成 30 年度
乳幼児福祉医療費助成対象者数	就学前児童	6,333 人	5,933 人
子ども医療費助成対象者数	小学 1 年生～中学 3 年生	6,083 人	9,134 人
		平成 28 年度	平成 30 年度
見守りおむつ宅配延べ件数		10,689 件	10,295 件

目標4 社会全体で子育てする環境づくり

(1) 地域の子育て支援ネットワークづくり

切れ目ない子育て拠点事業については、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、ワンストップで相談に応じる相談員の支援と子育て支援の拠点を3箇所設置し、子育て支援団体のネットワークを整備することにより、地域コミュニティの中で安心して子育てができる環境づくりに努めてきました。

児童生徒成長支援室の充実については、安心して通うことができ、自信を付けることのできる場として児童生徒成長支援室を運営し、通室していた不登校又は不登校傾向にある児童生徒の学校復帰や進学を支援しました。その結果、平成30年度では通室生の64.0%が復帰しました。今後は、複雑多様化するケースに適切に対応するため、指導員や相談員の質の向上や丁寧な支援の継続が必要となっています。

	平成27年度	平成30年度
児童生徒成長支援室通室生の学校復帰率	61.5%	64.0%

(2) 安心・安全な地域環境づくり

有害情報への対応については、関係機関が連携してパトロールや啓発活動を継続的に実施することで、非行の誘因となる環境の改善を進めました。近年では、SNSやインターネット、スマートフォンの利用によって子どもが犯罪に巻き込まれる事象が全国的に増加しており、正しい使い方やルールづくりについて引き続き周知が必要です。

防犯意識の向上や交通安全教室の推進については、防犯教室や交通安全教育を実施することで、子どもが犯罪や交通事故から自身の身を守るための力を身に付けられるよう努めたほか、各種団体によるパトロール活動を実施しました。

	平成27年度	平成30年度
愛のパトロール回数	189回	188回

(3) 地域資源の再発掘

郷土の歴史、文化とふれあう機会の充実については、博物館等の市内施設において、自然・歴史文化をテーマとした教室の開催や体験学習を実施したことで、子どもたちが市の歴史・文化・自然環境等の地域資源にふれあい、親しみを持つ機会となりました。参加者数は、平成30年度で5,392人となっており、平成27年度より減少傾向にあり、充実した活動に向けて、継続的に専門職員やボランティアを確保していく必要があります。

	平成27年度	平成30年度
市内博物館等におけるイベント等参加者数	5,923人	5,392人

(4) 仕事と生活の調和実現に向けた働き方の見直し

仕事と子育ての両立支援については、広報ひがしおうみや市ホームページ、事業所対象の研修会を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を行いました。また、市内の従業員20人以上の事業所を対象にアンケート調査を行い、仕事と子育ての両立支援に対する取組状況を把握するとともに、訪問時に啓発活動を実施しました。しかし、長時間労働の是正や男性の育児休業取得については実現が難しい状況です。

父親の子育て参加の促進については、年間を通して保育参加の機会を設け、父親も保育や園生活を体験し、子育てに十分関わってもらえるように、働きかけを行いました。父親の子育て参加を更に促進するには、参加しやすい日程の検討や入園式や運動会等、比較的参加の多い機会に子育て参加についての啓発を行うなどの工夫が必要です。

	平成 27 年度	平成 30 年度
従業員 20 人以上の事業所訪問率	98.6%	100.0%



第3章 本計画で取り組むべき課題の整理



各種統計調査、教育・保育に関する事業の実績、ニーズ調査結果等を踏まえ、第1期計画から本計画策定に至るまでの社会変化や市民ニーズの変化について整理することで、本計画で解決すべき課題を明らかにします。

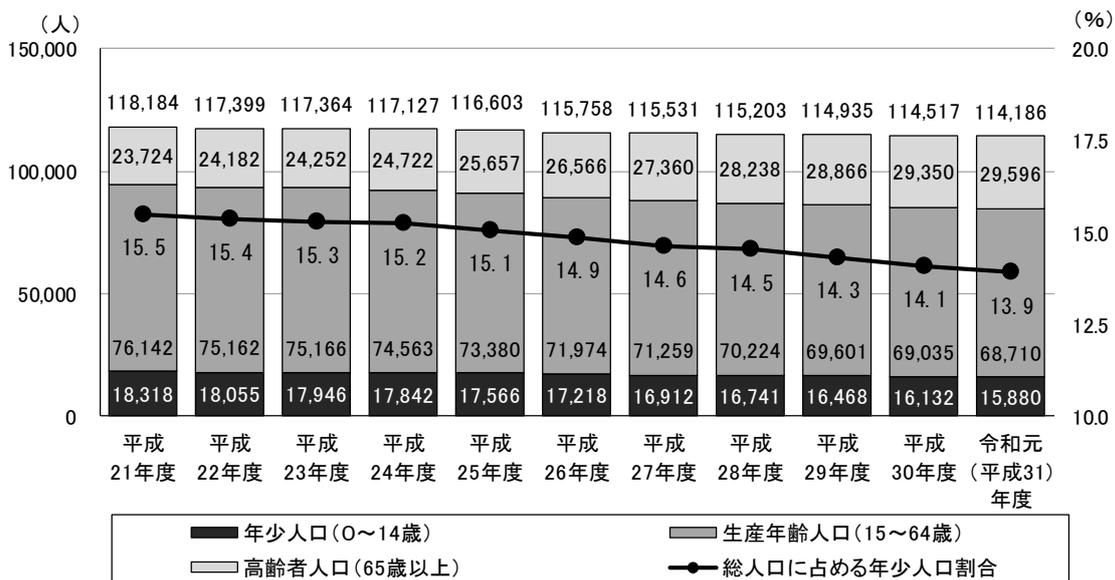
1 少子化の動向

人口減少や少子高齢化は、社会の在り方や地域全体に様々な影響を与えます。「1 少子化の動向」では、本市の現状の基礎データとして、人口の推移や人口動態等について整理します。

(1) 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移しており、令和元（平成31）年度で114,186人となっています。年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。総人口に占める年少人口割合を見ると、令和元（平成31）年度は13.9%となっています。

◆総人口及び年齢3区分別人口の推移

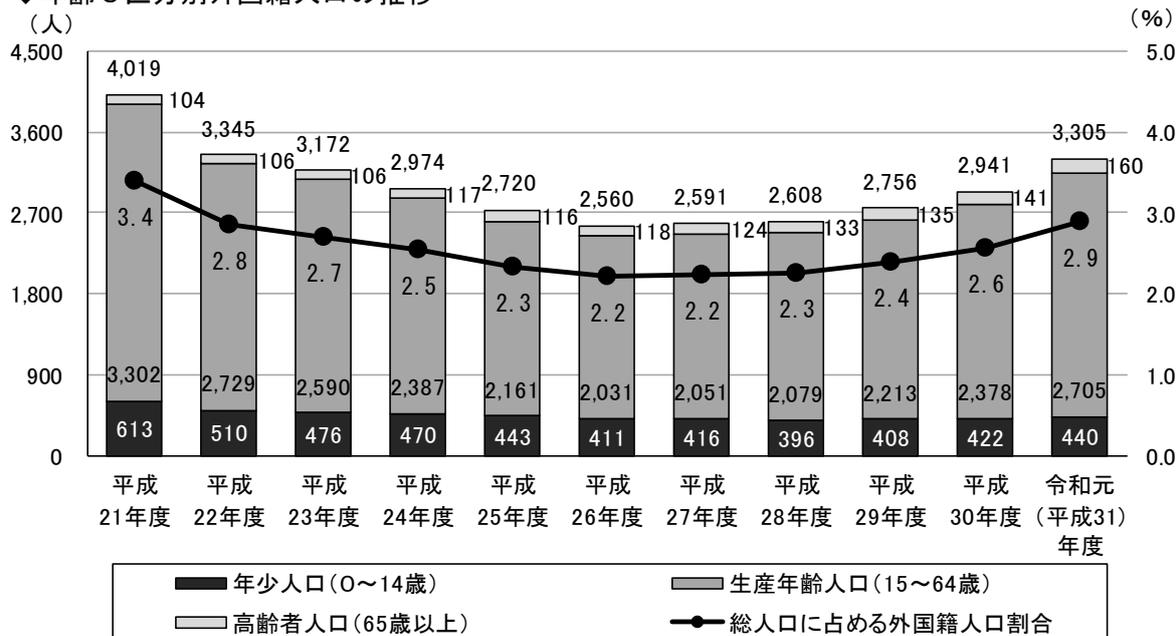


資料：住民基本台帳人口（各年度4月1日時点）

(2) 外国籍人口の推移

本市の外国籍人口は、平成21年度以降減少していましたが、平成27年度を境に増加に転じています。年齢3区分別に見ると、各区分共に減少で推移していましたが、年少人口は平成29年度以降、生産年齢人口は平成27年度以降、高齢者人口は平成26年度以降、増加しています。総人口に占める外国籍人口割合を見ると、平成28年度以降増加しており、令和元（平成31）年度で2.9%となっています。

◆年齢3区分別外国籍人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年度4月1日時点）

(3) 自然動態と社会動態

①自然動態

本市の出生数・死亡数については、平成25年以降、死亡が出生を上回る状況で推移しており、平成30年では、死亡数が出生数を299人上回っています。

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	1,097	1,062	1,093	1,106	1,021	993	980	972	907	887
死亡数	979	1,035	1,019	1,100	1,086	1,105	1,110	1,118	1,161	1,186
自然増減	118	27	74	6	-65	-112	-130	-146	-254	-299

資料：人口動態調査

②社会動態

本市の転入数・転出数については、年次によって変動がみられ、平成30年では、転入数が転出数を98人上回っています。

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
転入数	3,888	3,269	3,998	3,645	3,666	3,595	3,812	3,626	3,542	4,005
転出数	3,716	3,215	4,108	3,392	3,939	3,770	3,913	3,542	3,778	3,907
社会増減	172	54	-110	253	-273	-175	-101	84	-236	98

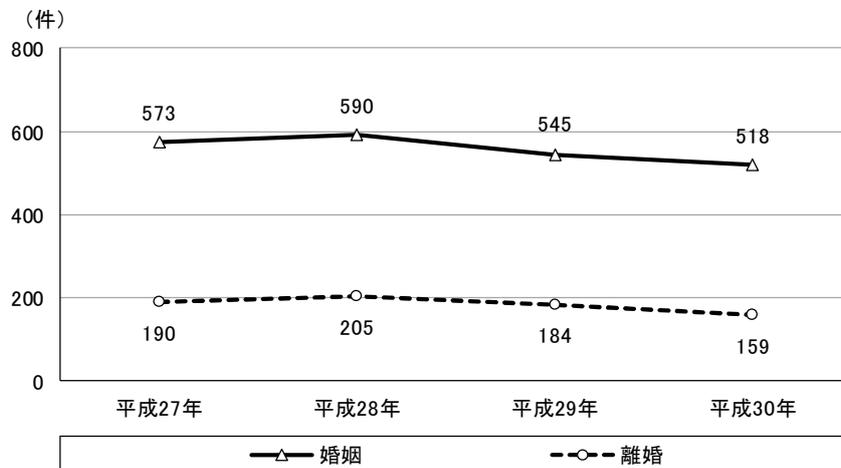
資料：市民課（各年1月～12月合計）

(4) 婚姻と離婚の動向

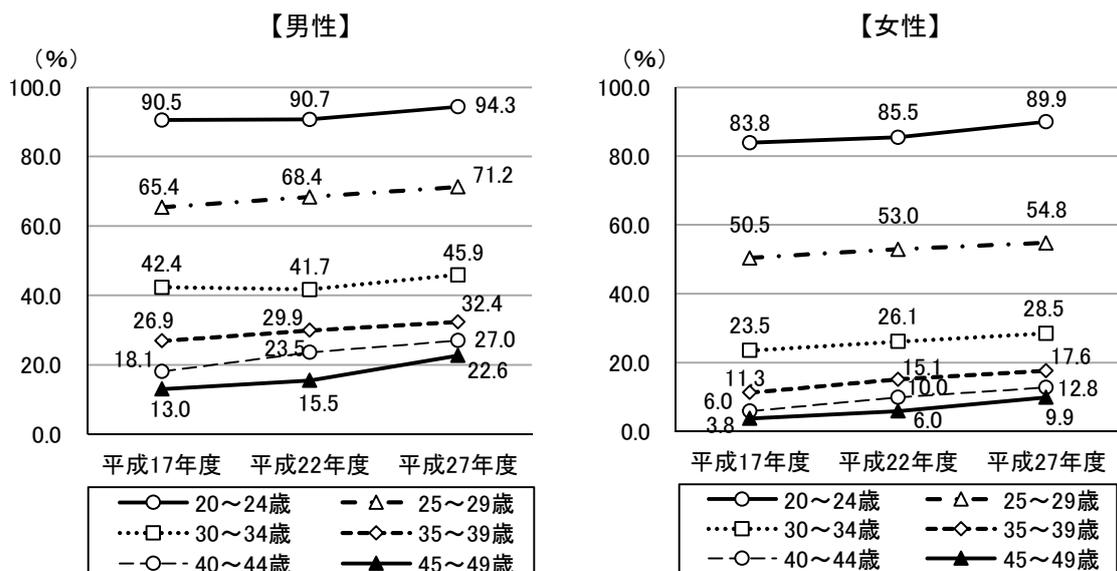
本市の婚姻・離婚件数は、平成28年以降減少しています。平成30年では、婚姻件数が518件で前年より27件減少、離婚件数が159件で前年より25件減少しています。

未婚率については、男性・女性の各年代共に平成22年度から平成27年度にかけて上昇しています。また、女性よりも男性の未婚率が高く、40歳代では平成27年度で20%台となっています。

◆婚姻・離婚件数の推移



◆未婚率の推移

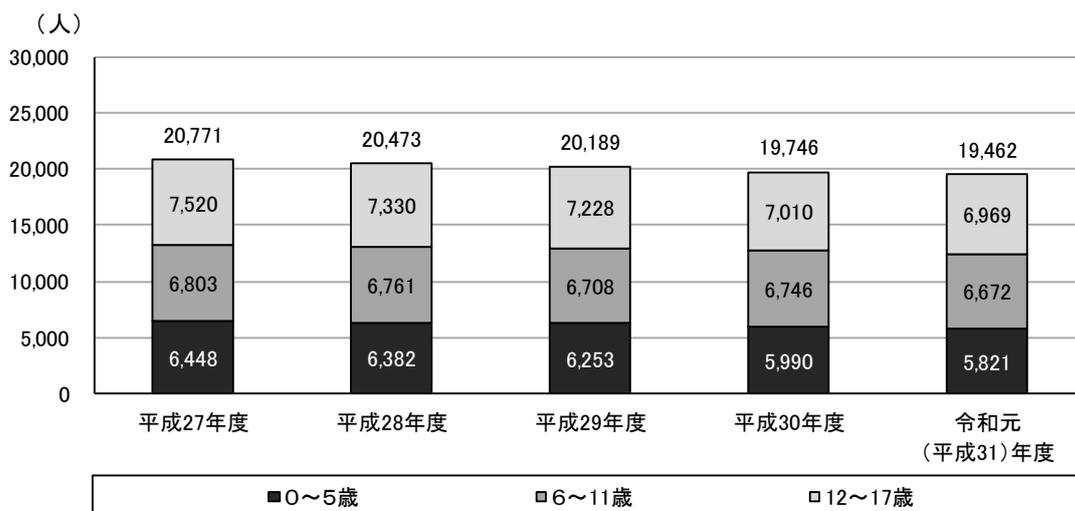


※平成27年度のみ配偶関係不詳を除いた総数で算出

(5) 子どもの人口の動向

本市の18歳未満の子どもの人口については、年々減少しています。令和元(平成31)年度では19,462人となっており、内訳は、0～5歳が5,821人、6～11歳が6,672人、12～17歳が6,969人となっています。

◆子どもの人口の推移



2 家庭の状況

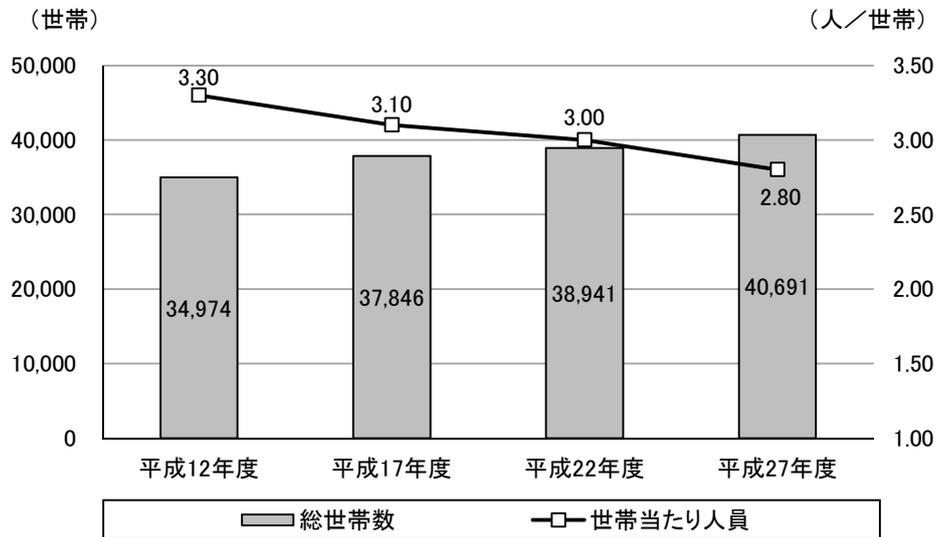
家庭は社会を構成する最小単位であり、家庭環境は子どもの育ちに大きな影響を与えます。

「2 家庭の状況」では、子どもを取り巻く世帯の状況や、保護者の就労状況の変化等について整理します。

(1) 世帯の状況

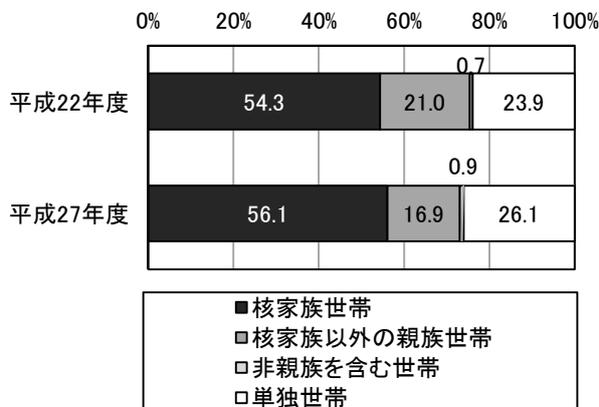
本市の世帯数については増加傾向となっておりますが、1世帯当たり人員については年々減少しており、平成27年度は2.80人となっております。世帯構成についても、核家族世帯や単独世帯が増加しています。

◆総世帯数と世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

◆世帯構成の推移



単位 (世帯)

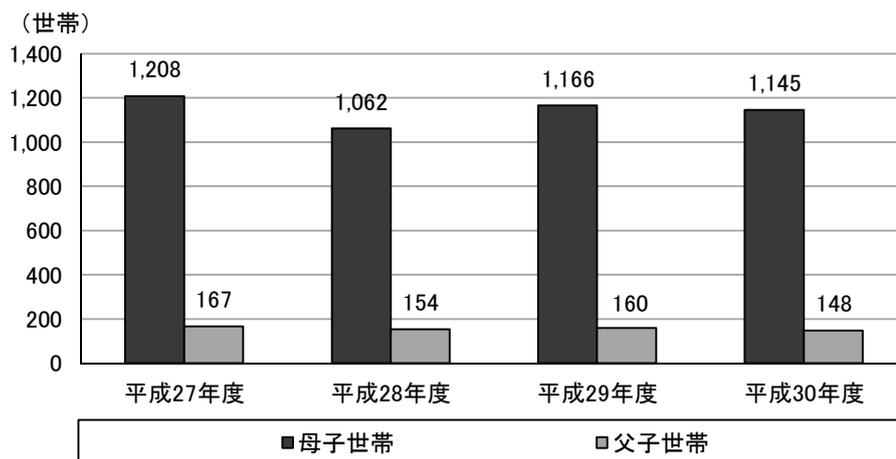
	平成 22 年度	平成 27 年度
核家族世帯	21,113	22,765
核家族以外の親族世帯	8,153	6,870
非親族を含む世帯	290	351
単独世帯	9,293	10,573

資料：国勢調査

(2) 母子・父子世帯の推移

母子・父子世帯の推移については、年によってばらつきがありますが、母子世帯は平成29年度以降1,100世帯以上で推移しており、平成30年度で1,145世帯となっています。父子世帯は平成27年度から平成29年度にかけて160世帯前後で推移しており、平成30年度で148世帯となっています。

◆母子・父子世帯の推移

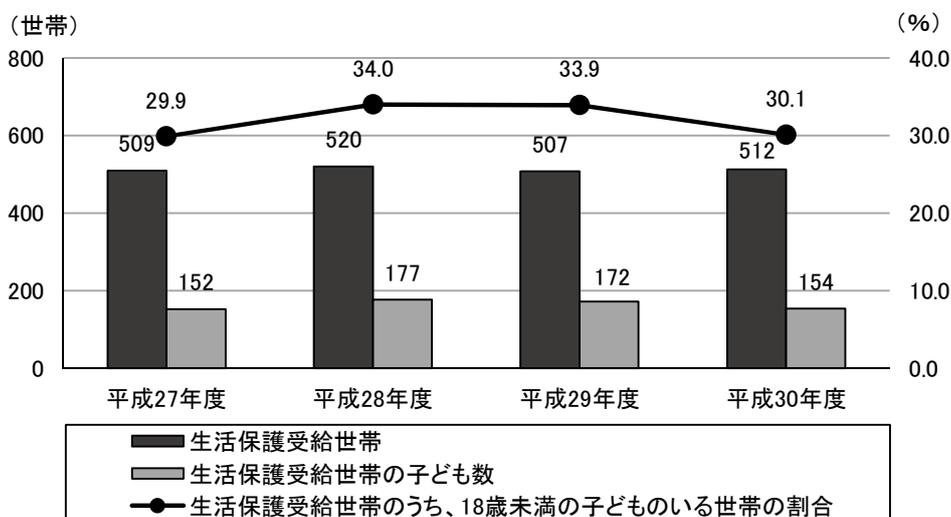


資料：こども政策課（各年度10月31日時点）

(3) 生活保護受給世帯の推移

生活保護受給世帯の推移については、年によってばらつきがありますが、生活保護受給世帯の子ども数は平成28年度以降減少し、平成30年度では154人となっています。また、生活保護受給世帯のうち、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、平成28年度以降減少しており、平成30年度で30.1%となっています。

◆生活保護受給世帯の推移

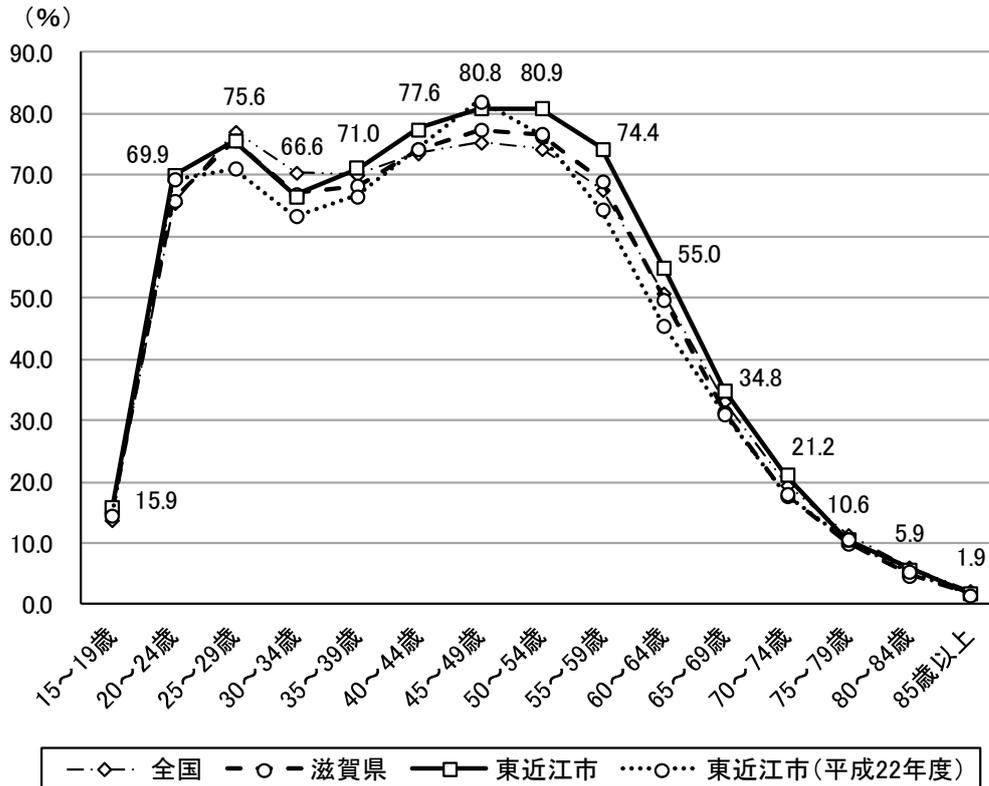


資料：生活福祉課（各年度3月31日時点）

(4) 就労の状況

本市の平成27年度の女性の就業率を見ると、30歳代で落ち込むM字カーブの傾向となっています。本市の平成22年度と比較すると、45～49歳、75～79歳を除くいずれの年代でも平成27年度が高くなっています。滋賀県と比較すると、25～29歳、30～34歳で本市が低く、その他の各年代で本市が高くなっています。

◆女性の就業率（平成27年度・東近江市のみ平成22年度と比較）



資料：国勢調査

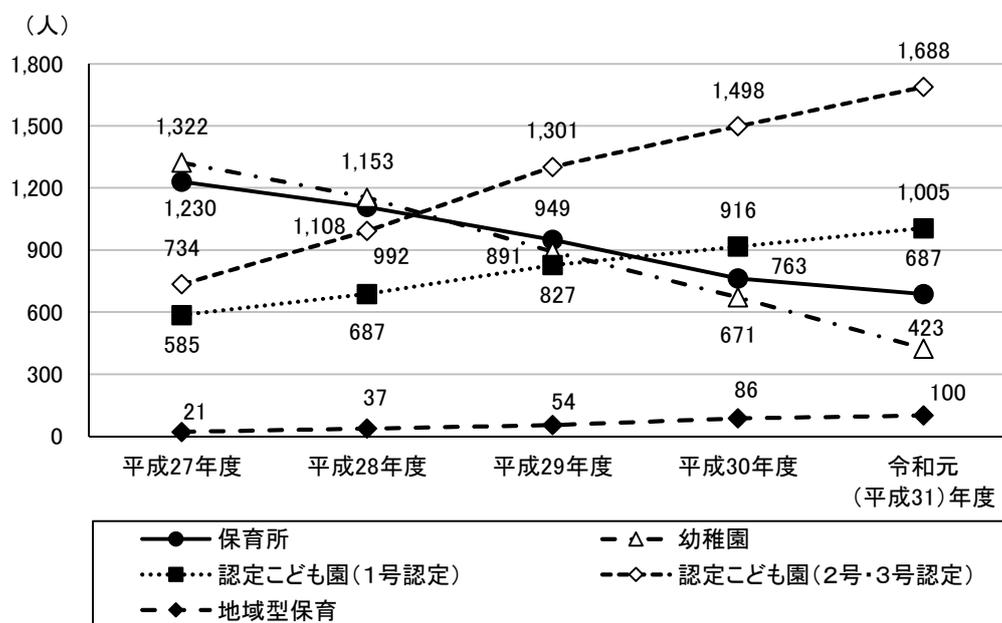
3 子どもの状況

「3 子どもの状況」では、就園・就学後の子どもが多く時間を過ごす認定こども園等の園児数や小・中学校の児童生徒数の推移について整理します。また、支援を必要とする子どもの状況等を整理し、課題抽出につなげます。

(1) 園児数の推移

本市の認定こども園等の入園者数の推移については、幼稚園は減少傾向で、保育所についても認定こども園化の影響で減少傾向となっています。認定こども園については、1号認定、2号・3号認定共に増加しています。

◆園児数の推移

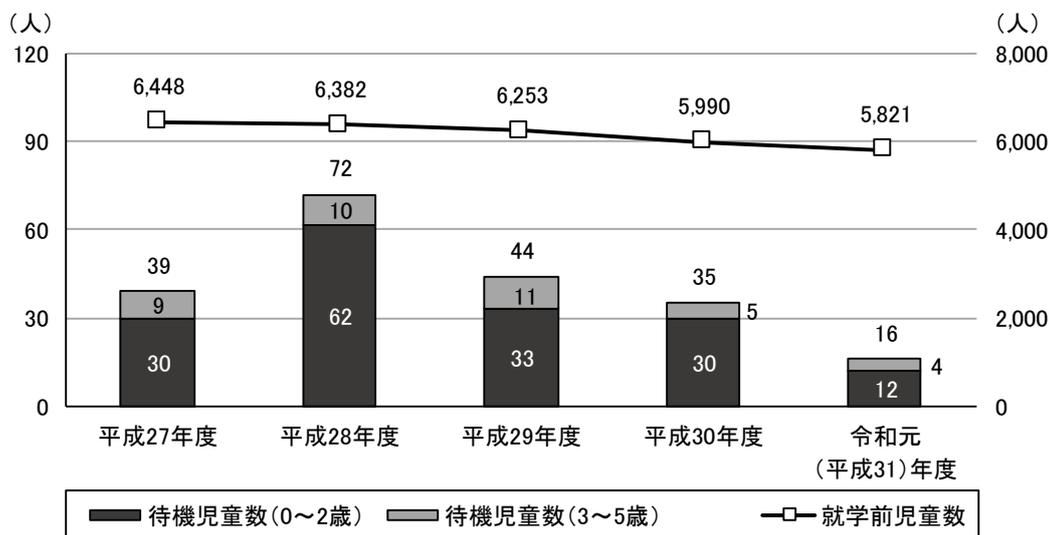


資料：幼児課（各年度5月1日時点）

(2) 待機児童数の推移

4月1日時点の就学前児童数は減少傾向にあります。待機児童数は、平成28年度をピークに減少しており、令和元（平成31）年度は16人で、そのうち0～2歳児が12人となっています。

◆待機児童数の推移

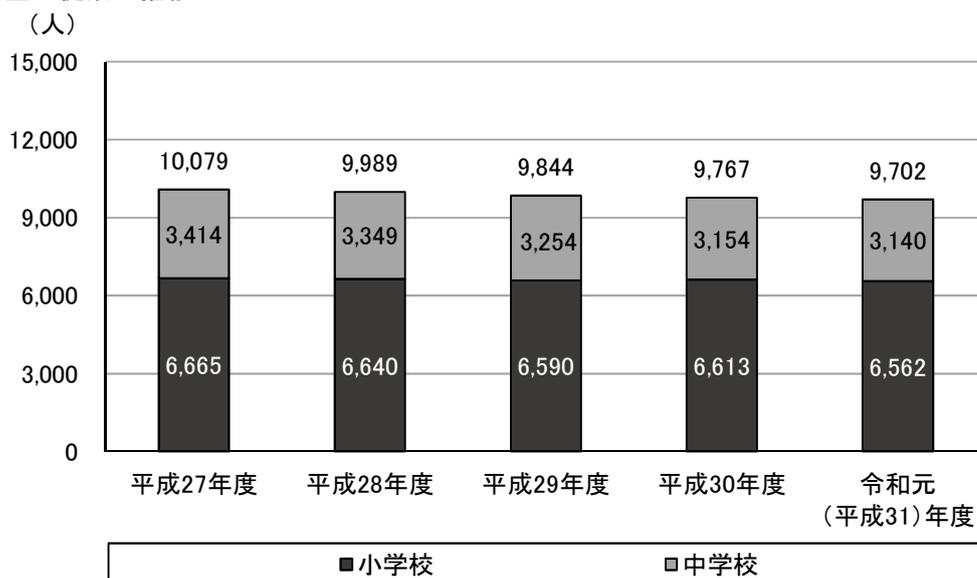


資料：幼児課（各年度4月1日時点）

(3) 児童生徒数の推移

本市の児童生徒数については、小・中学校共に減少傾向となっています。令和元（平成31）年度では、小・中学校合わせて9,702人となっており、平成27年度と比較すると377人減少しています。

◆児童生徒数の推移

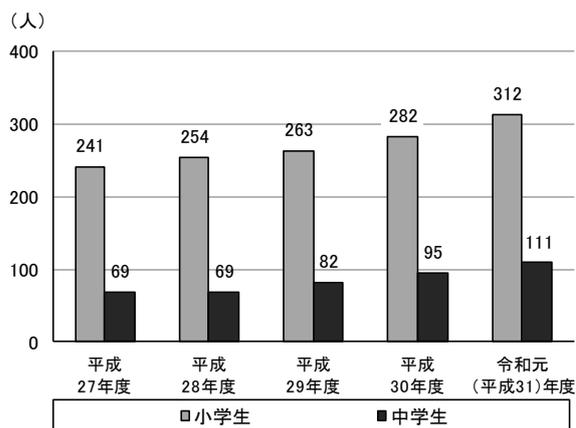


資料：学校教育課（各年度5月1日時点）

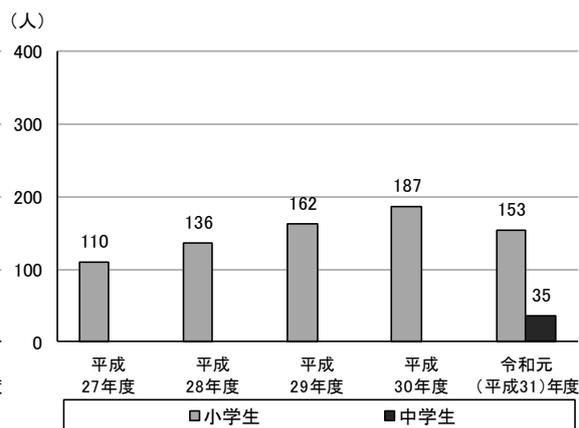
(4) 特別支援学級児童生徒数の推移

本市の特別支援学級児童生徒数については、小・中学生共に増加傾向にあり、令和元(平成31)年度では、小・中学生合わせて423人となっています。通級指導教室通所児童生徒数についても、年々増加傾向にあり、小・中学生合わせて188人となっています。

◆特別支援学級児童生徒数の推移



◆通級指導教室通所児童生徒数の推移



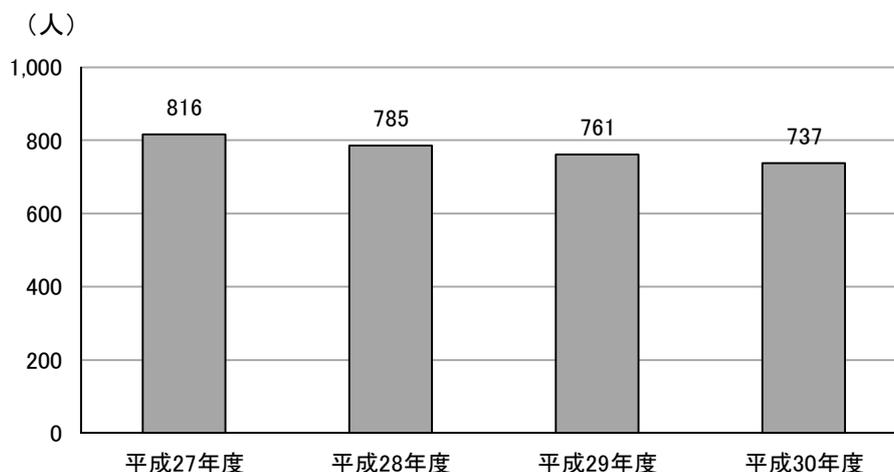
資料：学校教育課（各年度5月1日時点）

※中学校の通級指導教室は令和元年度から設置

(5) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数については、年々減少傾向にあり、平成30年度で737人となっています。

◆児童扶養手当受給者数の推移

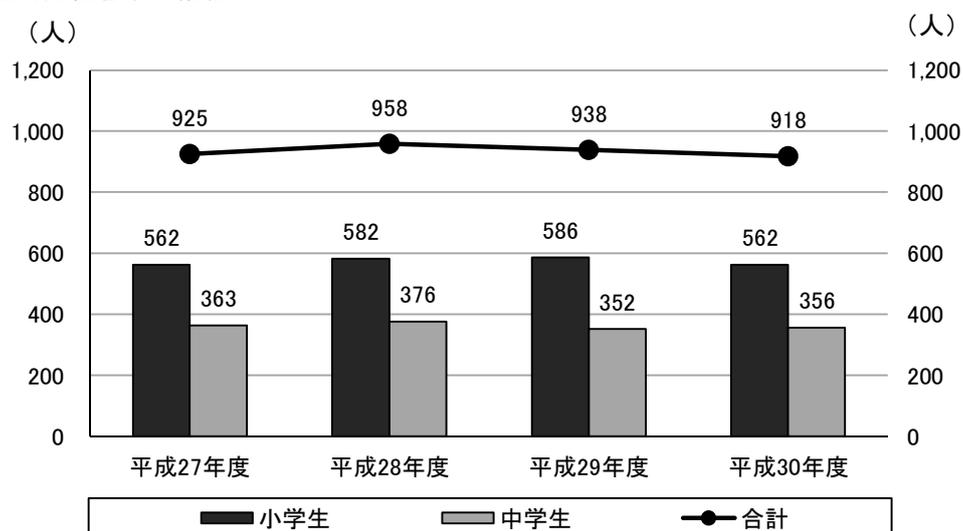


資料：こども政策課（各年度3月31日時点）

(6) 就学援助受給者数の推移

就学援助受給者数については、小学生では、平成27年度以降増加傾向にありましたが、平成30年度は減少し、562人となっています。中学生では、年によってばらつきがありますが、平成30年度は356人となっています。

◆就学援助受給者数の推移

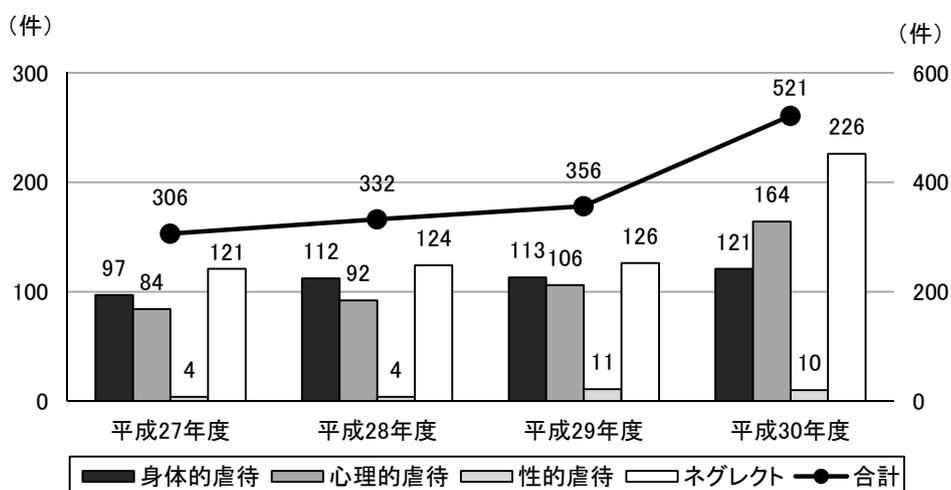


資料：教育総務課（各年度3月31日時点）

(7) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数については、平成29年度まで300件台で推移していましたが、平成30年度で521件と急増しています。特にネグレクトについての相談件数が増加していますが、これは関係機関の意識の高まりにより、より子どもへの関わりが丁寧に行われるようになり、重篤化を未然に防止するために、早期から虐待のケースとして関わるようになったためです。

◆児童虐待相談件数の推移



資料：こども相談支援課（各年度3月31日時点）

4 教育・保育の状況

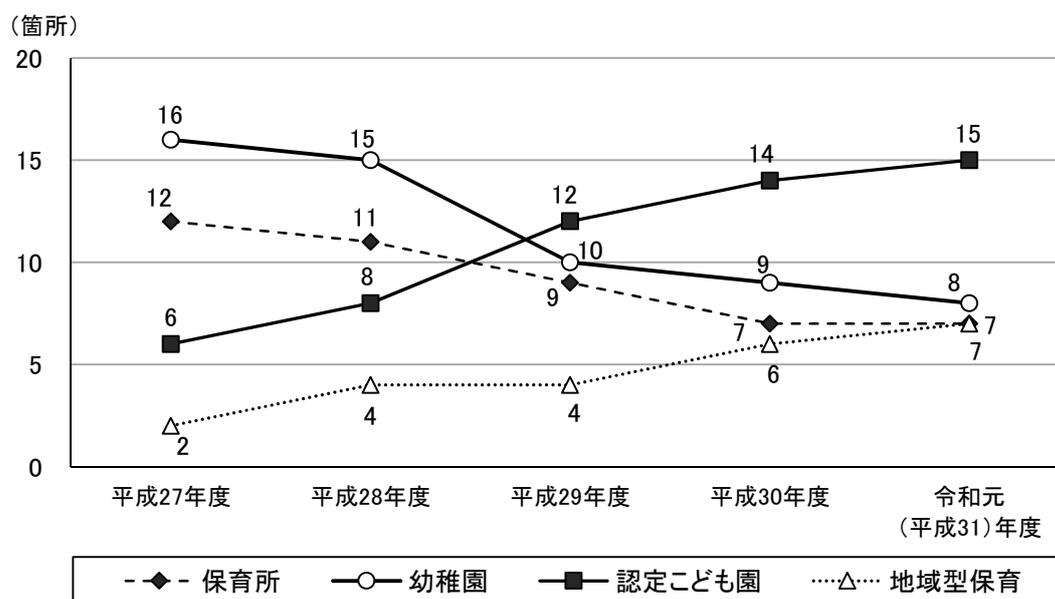
「4 教育・保育の状況」では、本計画で新たな5年間の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を定めるため、第1期計画における認定こども園等の教育・保育の提供状況、地域子ども・子育て支援事業の推進状況について整理します。

(1) 幼児期の教育・保育事業の提供状況

認定こども園等の設置数は、保育ニーズの高まりによる認定こども園化の推進により、保育所、幼稚園が減少し、認定こども園と地域型保育事業所が増加しています。幼稚園の入園者数は、認定こども園化が進んだことで年々減少しています。

なお、令和元年5月1日時点において、保育所、認定こども園は入園者数が定員を下回っているものの、待機児童は発生しています。これは、保育士等の不足が主な原因ではありますが、通園可能な地域が限られていることも原因の一つとして考えられます。また、年度途中においては、育児休業明けの職場復帰等を理由とした入園希望についても待機児童発生の原因となっています。

◆ 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の設置箇所数



資料：幼児課（各年度5月1日時点）

◆保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の状況

(単位：箇所、人)

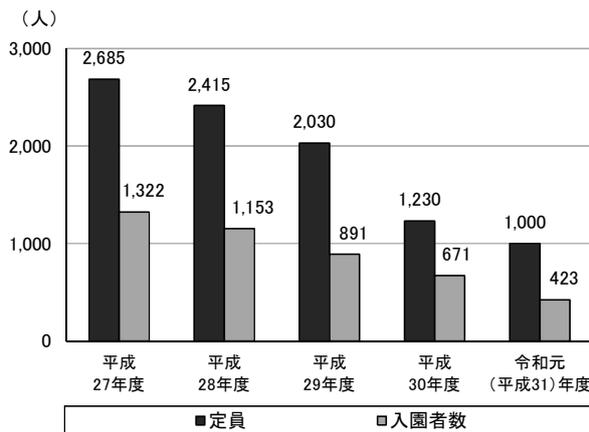
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元 (平成31)年度
保育所	設置数	12	11	9	7	7
	定員	1,180	1,060	900	750	750
	入所者数	1,230	1,108	949	763	687
幼稚園	設置数	16	15	10	9	8
	定員	2,685	2,415	2,030	1,230	1,000
	入園者数	1,322	1,153	891	671	423
認定こども園	設置数	6	8	12	14	15
	1号認定					
	定員	705	820	999	1,134	1,219
	入園者数	585	687	827	916	1,005
	2号・3号認定					
	定員	695	910	1,301	1,571	1,776
	入園者数	734	992	1,301	1,498	1,688
地域型保育	設置数	2	4	4	6	7
	定員	31	85	78	112	142
	入園者数	21	37	54	86	100

※私立園を含む

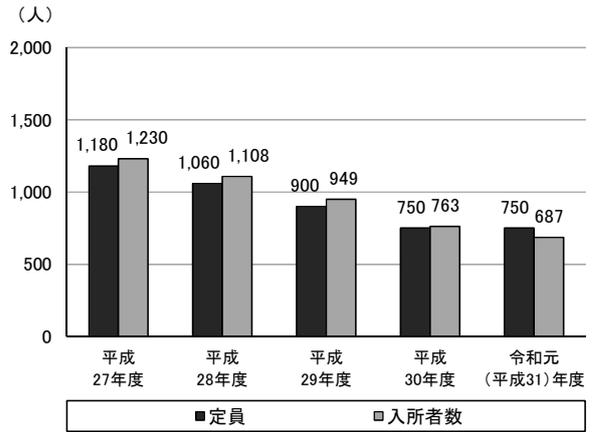
資料：幼児課（各年度5月1日時点）

◆保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の定員と入園者数

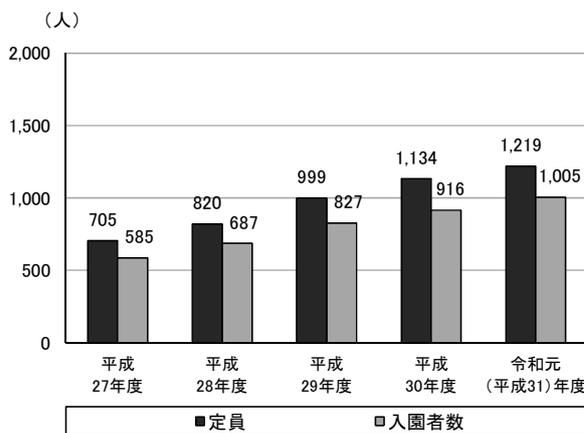
幼稚園（1号認定）



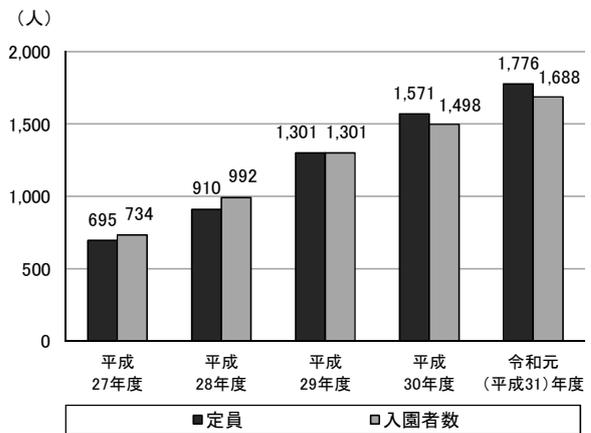
保育所（2・3号認定）



認定こども園（1号認定）

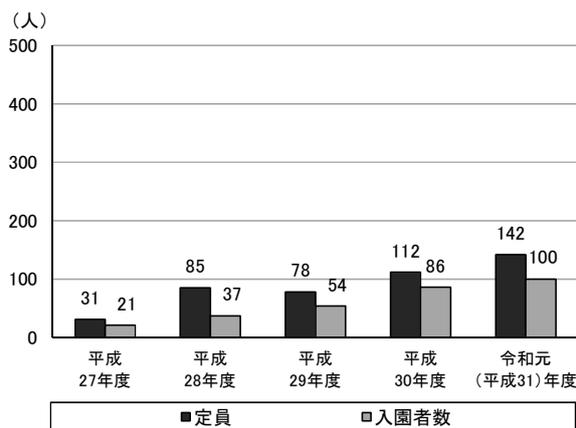


認定こども園（2号・3号認定）



資料：幼児課（各年度5月1日時点）

地域型保育事業所（3号認定）



資料：幼児課（各年度5月1日時点）

① 1号認定

幼稚園や認定こども園での1号認定の受入れについては、平成28年度以降毎年見込み量を下回っています。子どもの出生数の減少と、女性の社会進出による就労のための保育所や認定こども園への希望が増えていることから、1号認定の入園者数は毎年減少しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度
量の見込み	人	1,919	1,928	1,717	1,604	1,525
確保方策	人	2,789	2,698	2,429	2,364	2,304
実績(入園者数)	人	1,926	1,839	1,708	1,557	-

資料：幼児課（各年度1月1日時点）

② 2号・3号認定

保育所や認定こども園等での2号・3号認定の受入れについては、全園の定員数を確保数としています。園によって入園状況が異なり、また、保育士不足等の状況から入園者数は入園申込者数を下回っています。

◆ 2号認定

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度
量の見込み	人	1,359	1,365	1,503	1,492	1,509
確保方策	人	1,585	1,636	1,525	1,587	1,681
実績(入園申込数)	人	1,381	1,397	1,478	1,542	-
実績(入園者数)	人	1,303	1,369	1,453	1,508	-

資料：幼児課（各年度1月1日時点）

◆ 3号認定

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31)年度
量の見込み	人	1,172	1,160	1,104	1,152	1,191
確保方策	人	1,057	1,103	1,024	1,129	1,246
実績(入園申込数)	人	1,096	1,116	1,093	1,063	-
実績(入園者数)	人	814	868	945	978	-

資料：幼児課（各年度1月1日時点）

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

①利用者支援事業（※P61 参照）

利用者支援事業については、3つの類型に分かれています。

基本型は、市内6箇所の子育て支援センターに子育てコンシェルジュを配置し、子育てに関する相談・助言や子育て支援に関する情報提供を行いました。第1期計画では、中学校区に1箇所の設置を計画していましたが、地域子育て支援拠点の計画の変更に合わせ見直しを行いました。

母子保健型は、4箇所の保健センターで実施していたものを、平成30年10月からハピネスに集約し、相談体制の強化を図りました。

特定型は、市役所幼児課に保育アドバイザーを配置し、施設利用等に関する相談・助言、保育サービスに関する情報提供や利用に向けた支援を行いました。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度	
基本型	量の見込み	箇所	9	9	9	6	6
	確保方策	箇所	4	7	9	6	6
	実績	箇所	7	7	6	6	6
母子保健型	量の見込み	箇所	-	-	-	4	1
	確保方策	箇所	-	-	-	4	1
	実績	箇所	-	-	4	4	1
特定型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1
	実績	箇所	1	1	1	1	1

資料：子育て支援センター、幼児課、健康推進課

②時間外保育事業〔延長保育事業〕（※P62 参照）

延長保育事業については、実施箇所数が年々増加しています。利用人数の実績は、平成28年度以降増加しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度
量の見込み	延べ人数/日	232	232	231	120	120
確保方策	延べ人数/日	277	276	275	275	275
実績(利用人数)	延べ人数/日	115	105	115	119	-
確保方策	箇所	20	21	21	27	28
実績(施設数)	箇所	21	23	25	27	29

資料：幼児課

③放課後児童健全育成事業〔学童保育所〕（※P63 参照）

学童保育所については、利用人数が年々増加しています。実施箇所数も増加し、令和元(平成31)年度は37箇所となっています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度
量の見込み	人	1,113	1,108	1,093	1,362	1,448
確保方策	人	1,401	1,544	1,630	1,855	1,892
実績(利用人数)	人	1,077	1,182	1,268	1,340	1,468
確保方策	箇所	29	32	34	34	35
実績(施設数)	箇所	29	31	33	34	37

資料：こども政策課

④子育て短期支援事業〔ショートステイ〕（※P65 参照）

子育て短期支援事業については、平成30年度は受入数が32人と大幅に増加しています。これは、ファミリーホームと契約したことにより受入態勢が広がり、乳幼児等の受入れが容易になったためと考えられます。その後も利用は増加しており、その背景には、保護者や兄弟の病気等、突発的に養育が困難になったときに、周りに頼れる人がいない孤立した家庭が増加していることもあると考えられます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度
量の見込み	延べ人数/年	67	67	67	30	30
確保方策	延べ人数/年	730	730	730	730	730
実績(年間受入数)	延べ人数/年	14	0	2	32	-

※確保方策：1日2人×365日で算出

資料：こども相談支援課

⑤乳児家庭全戸訪問事業（※P65 参照）

乳児家庭全戸訪問事業については、出生数の減少に伴い、対象件数、訪問件数共に年々減少しています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
量の見込み(訪問件数)	件/年	1,050	1,045	1,042	938	938
実績(対象件数)	件/年	1,006	942	898	893	-
実績(訪問件数)	件/年	991	927	896	889	-

資料：健康推進課

⑥養育支援訪問事業（※P66 参照）

養育支援訪問事業については、訪問回数が年々増加しています。特に出生直後から乳児期の育児に係る専門的相談支援がより必要とされており、相談員のアセスメントが充実したことも併せて、訪問回数は増加傾向にあります。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
量の見込み (育児・家事援助)	延べ回数/年	522	519	517	347	345
量の見込み (専門的相談支援)	延べ回数/年	260	259	258	205	205
量の見込み(合計)	延べ回数/年	782	778	775	552	550
実績 (育児・家事援助)	延べ回数/年	10	73	134	79	-
実績 (専門的相談支援)	延べ回数/年	26	74	112	185	-
実績(合計)	延べ回数/年	36	147	246	264	-

資料：こども相談支援課

⑦地域子育て支援拠点事業（※P67 参照）

地域子育て支援拠点事業については、市内6箇所の子育て支援センターと民間に委託している7箇所で「つどいの広場」を運営し、保護者同士の相互交流、子育てに関する相談、情報提供等を行いました。

第1期計画では認定こども園内への設置も計画していましたが、待機児童を解消するために保育室の確保が必要となったため、現状の拠点の充実を図るように計画の見直しを行いました。

実施箇所数は、平成28年度と令和元（平成31）年度に民営の拠点が1箇所ずつ増え、13箇所となっています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
量の見込み	延べ人数／年	82,490	81,395	81,760	67,890	67,525
実績(利用人数)	延べ人数／年	68,002	68,725	68,539	70,651	-
確保方策	箇所	16	18	20	12	14
実績(拠点数)	箇所	11	12	12	12	13

資料：子育て支援センター

⑧-1 一時預かり事業（※P68 参照）

◇幼稚園型〔預かり保育〕

幼稚園における預かり保育については、1日当たり10人前後で推移しています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
量の見込み	延べ人数／日	63	64	63	12	12
確保方策	延べ人数／日	79	79	83	83	83
実績(利用人数)	延べ人数／日	8.3	11.5	10.8	12.6	-

資料：幼児課

⑧-2 一時預かり事業（※P69 参照）

◇幼稚園型以外

幼稚園型以外の一時預かり事業については、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育所、ファミリー・サポート・センターで実施しています。

平成29年度から民間園でも本事業が始まったため、認定こども園等での利用人数が急増しています。また、ファミリー・サポート・センターでの一時預かりの利用人数が大きく減少しているのは、定期利用者の子どもが就学等により一時預かりを利用しなくなったためです。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
量の見込み(利用人数)		延べ人数/日	43	44	44	31	33
確保 方策	一時預かり	延べ人数/日	50	54	62	50	53
	実績	一時預かり (認定こども園等)	延べ人数/日	1.37	1.75	11.89	8.99
延べ人数/年		344	439	3,486	2,636	-	
実績	一時預かり (ファミリー・サポート・ センター)	延べ人数/日	0.48	0.33	0.11	0.02	-
		延べ人数/年	175	120	41	8	-
	計	延べ人数/日	1.85	2.08	12	9.01	-
		延べ人数/年	519	559	3,527	2,644	-

資料：子育て支援センター

⑨病児保育事業（※P70 参照）

病児保育事業については、平成30年度から3箇所を実施しています。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
量の見込み		延べ人数/日	3	3	3	9	9
実績(利用人数)	延べ人数/日	0	0.2	0.2	0.2	-	
	延べ人数/年	0	39	47	125	-	
確保方策	箇所	1	1	1	3	3	
実績(施設数)	箇所	0	1	1	3	3	

資料：幼児課

⑩子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕（※P71 参照）

ファミリー・サポート・センター事業については、平成 29 年度までは利用人数が見込みを大きく下回っています。第 1 期計画策定時の量の見込みが実績と大きく乖離していたため見直しを行いました。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 (平成 31) 年度
量の見込み	延べ人数／日	21	22	21	2	2
実績(利用人数)	延べ人数／日	1.7	2.3	2.1	2.1	-
確保方策	箇所	1	1	1	1	1
実績	箇所	1	1	1	1	1

資料：子育て支援センター

⑪妊婦健康診査事業（※P72 参照）

妊婦健康診査事業については、実績の延べ回数や実人数が量の見込みと異なるのは、転入等により、出産までに利用できる回数が少ない人を含むためです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 (平成 31) 年度
量の見込み	延べ回数／年	12,386	12,353	12,199	12,078	12,078
実績(受診回数)	延べ回数／年	12,448	11,224	10,250	11,148	-
量の見込み	人	1,126	1,123	1,109	1,098	1,098
実績(実人数)	人	1,648	1,520	1,401	1,132	-

資料：健康推進課

※転入・転出者における転入前・転出後利用分については、延べ回数に含んでいません。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（※P72 参照）

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、低所得者世帯を対象に、日用品や文房具の購入費用の一部を補助するなどの事業であり、平成 28 年度から実施しています。平成 29 年度から平成 30 年度にかけては、1号認定の支給は減少し、2号認定、3号認定の支給は増加しています。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 (平成 31) 年度
実績	1号認定	延べ月数	-	135	168	120	-
	2号認定	延べ月数	-	88	66	78	-
	3号認定	延べ月数	-	29	15	47	-

資料：幼児課

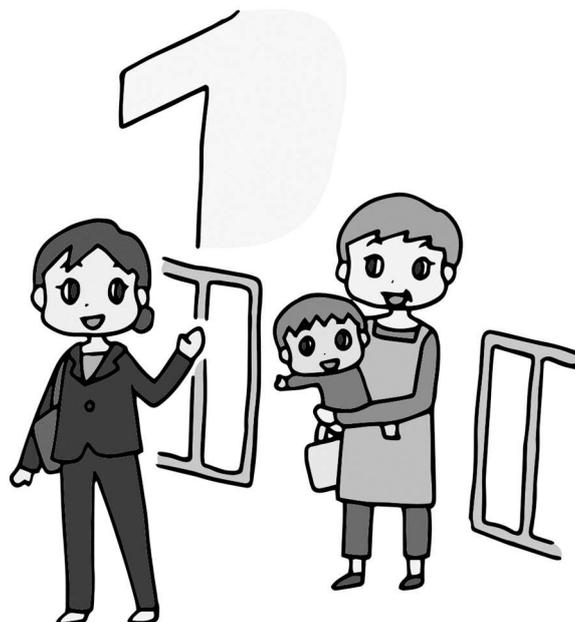
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（※P73 参照）

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、社会福祉法人等が運営する認定こども園（1号）において、特別な支援を必要とする子どもが通園している場合、対応する保育士等の加配に必要な費用を補助する事業です。平成28年度から実施し、平成30年度以降は2箇所の私立認定こども園に補助しています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
量の見込み	延べ人数/年	-	36	24	36	36
実績(利用者数)	延べ人数/年	-	36	24	24	-
確保方策	箇所	-	1	1	2	2
実績	箇所	-	1	1	2	-

資料：幼児課

※令和元(平成31)年度の実績について、本計画策定段階で数値が確定しない事業は、「-」で表記しています。



5 東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

「5 東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果」では、本計画策定の基礎資料とするために実施したニーズ調査結果を基に、本市の子育て家庭の教育・保育ニーズや子育てに関する不安や悩みについて把握するため、特徴のある調査結果について整理します。

(1) 調査の概要

①調査の目的

この調査は、本計画の策定に係る基礎資料として、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握し、今後の子ども・子育て支援施策推進の基礎資料とするため実施しました。

②調査対象

- 就学前児童：住民基本台帳から市内の就学前児童がいる世帯 2,000 世帯を抽出
- 小学生：住民基本台帳から市内の小学生がいる世帯 1,000 世帯を抽出

③調査期間・方法

- 調査期間：平成 31 年 1 月 7 日から同年 1 月 21 日まで
- 調査方法：郵送による配布・回収

④回収状況

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	1,039	52.0%
小学生	1,000	524	52.4%
合計	3,000	1,563	52.1%

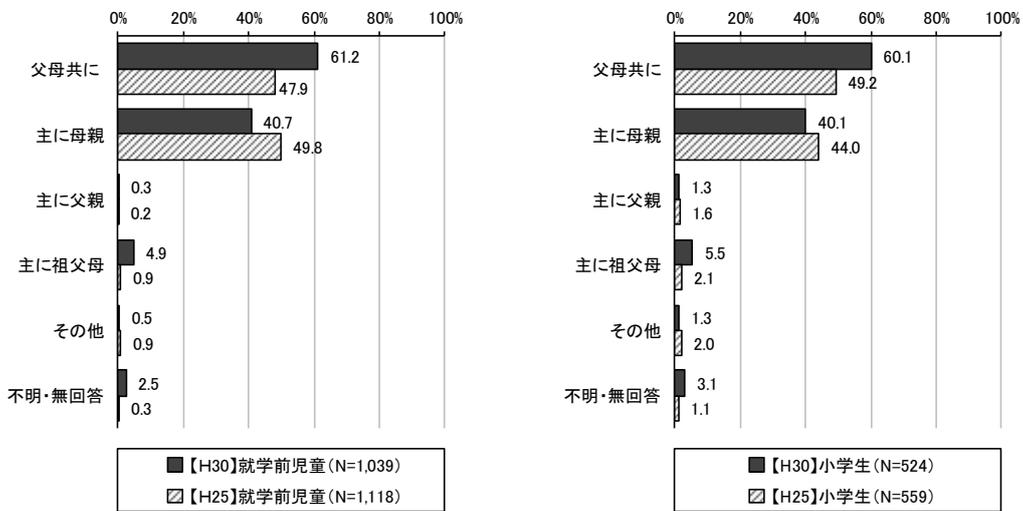
(2) 調査結果の概要

① 周囲から受けている子育て支援の状況等について

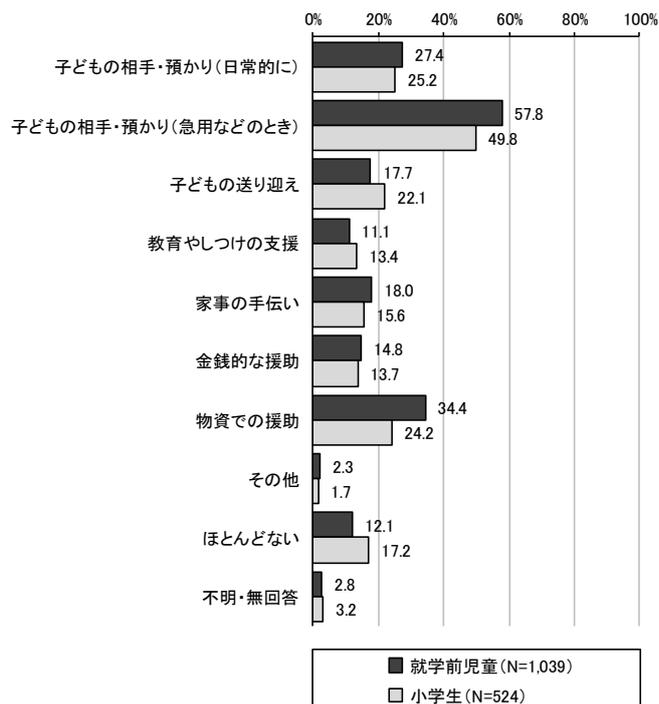
【主な結果】

- ◆ 子育てを主に行っている方は、前回調査と比較すると「父母共に」が就学前児童で 13.3 ポイント、小学生で 10.9 ポイント増加しています。
- ◆ 親族から受けている子育て支援は、「子どもの相手・預かり（急用などのとき）」が、就学前児童、小学生共に最も高くなっています。一方で子育て支援が「ほとんどない」が就学前児童、小学生共に 1 割台となっています。

◆ 子育てを主に行っている方〈単数回答〉



◆ 親族から受けている子育て支援〈複数回答〉

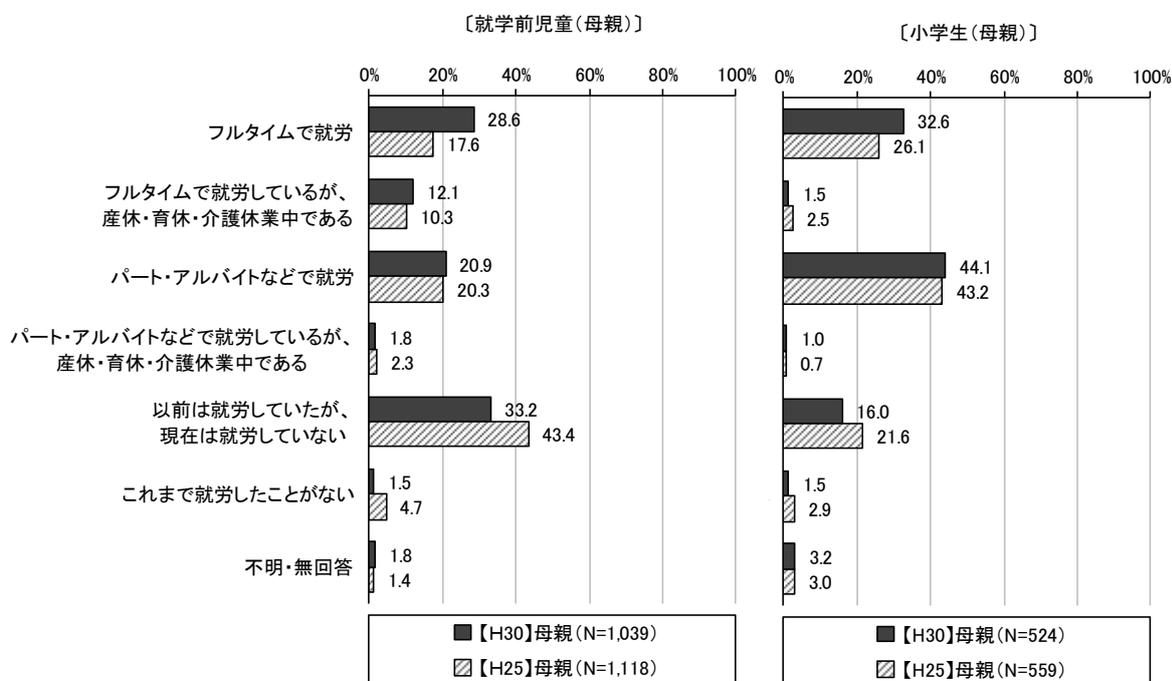


②母親・父親の就労状況や育児休業の取得について

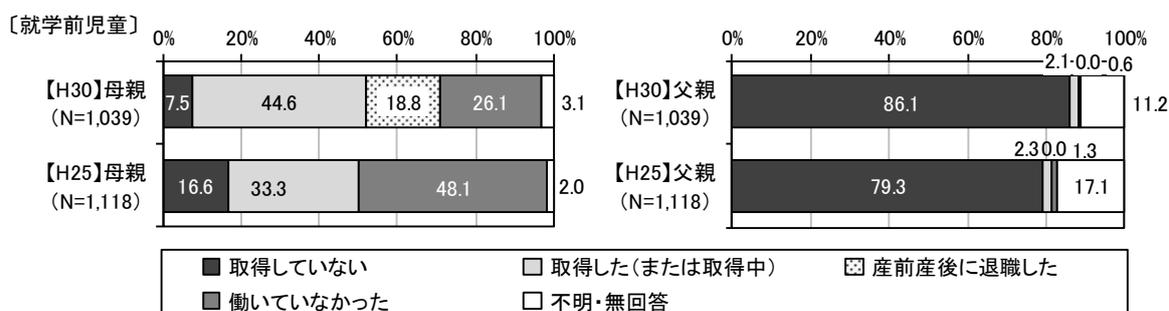
【主な結果】

- ◆母親・父親の現在の就労状況では、就学前児童の母親で「以前は就労していたが、現在は就労していない」が33.2%と最も高く、次いで「フルタイムで就労」、「パート・アルバイトなどで就労」と続いています。また、前回調査と比較すると、就学前児童で「フルタイムで就労」が11.0ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.2ポイント減少しており、就労している母親が増加していることがうかがえます。
- ◆子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況では、就学前児童の母親で「取得した（または取得中）」が44.6%と最も高く、一方、就学前児童の父親では「取得していない」が86.1%を占めています。前回調査と比較しても、就学前児童の母親では「取得した（または取得中）」が11.3ポイント増加しています。

◆母親の現在の就労状況〈単数回答〉



◆子どもが生まれたときの母親・父親の育児休業取得状況〈単数回答〉

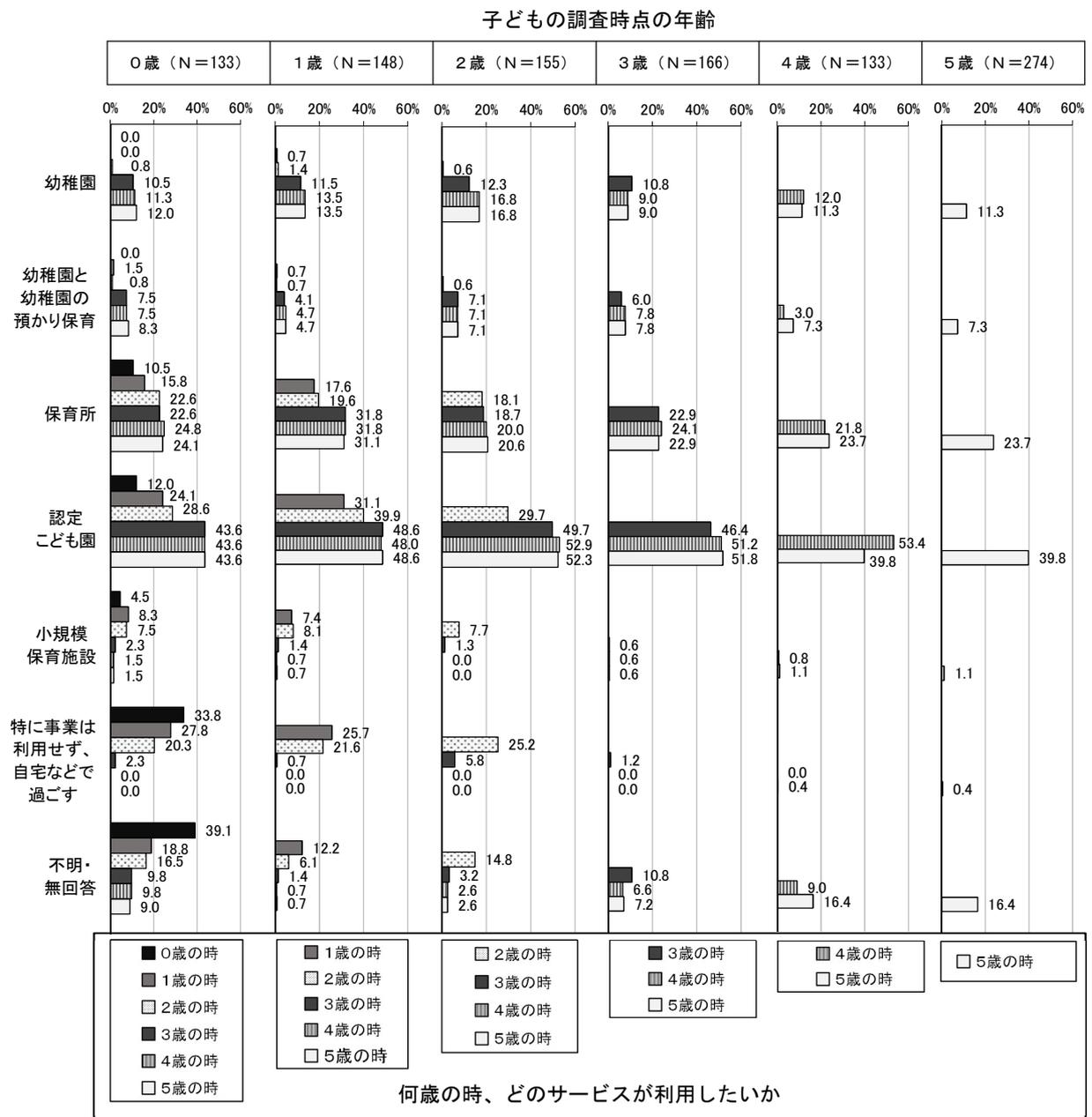


※「産前産後に退職した」は【H30】のみの選択肢

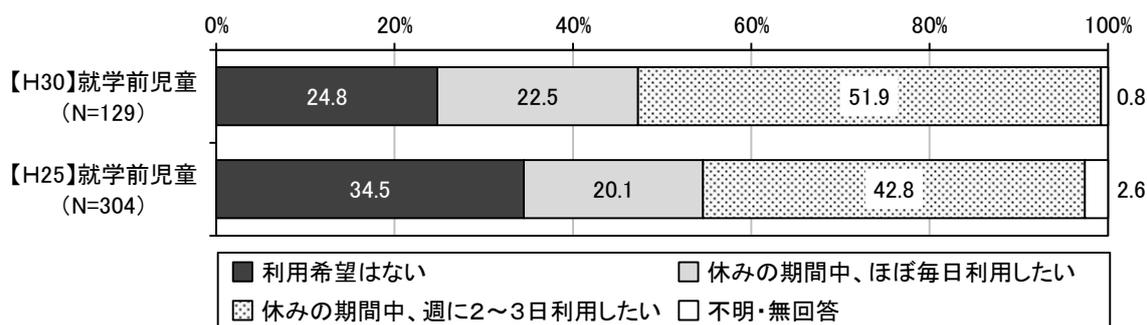
③今後の認定こども園等の利用希望について（就学前児童）

【主な結果】

- ◆令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化を踏まえ、利用したい教育・保育事業については、調査時点で0歳～3歳の子どもで、3歳から「認定こども園」を利用したい方が4割以上と高くなっています。
- ◆現在幼稚園を利用している方の夏休み等の長期休暇中における利用希望では、「休みの期間中、週に2～3日利用したい」が51.9%となっています。前回調査と比較すると9.1ポイント増加しており、幼稚園についても長期休暇中の預かり等へのニーズが増加していると考えられます。
- ◆令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化を踏まえ、定期的に利用したい教育・保育事業〈複数回答〉



◆ 夏休み等の長期休暇中における幼児期の教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉

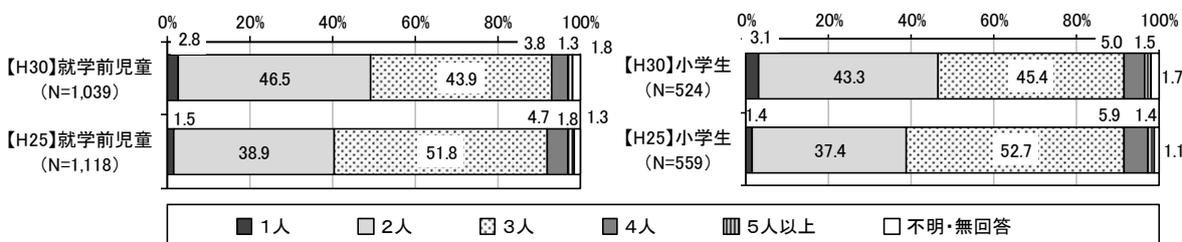


④ 親としての思いについて

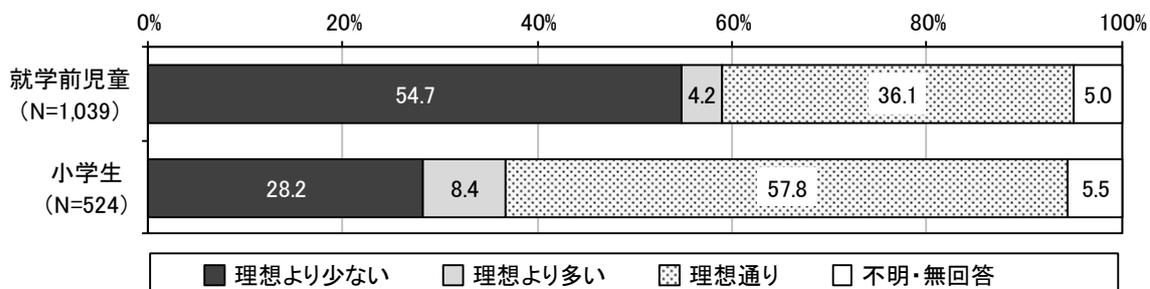
【主な結果】

- ◆ 理想とする子どもの数では、就学前児童の保護者、小学生の保護者共に、「2人」「3人」が4割台と高くなっています。前回調査と比較すると、就学前児童の保護者、小学生の保護者共に「2人」が増加し、「3人」が減少しています。
- ◆ 理想とする子どもの数と現在の子どもの数の差について見ると、就学前児童の保護者では、「理想より少ない」が54.7%と最も高く、その理由については、「将来（妊娠中も含む）子どもがほしいと思っている」が52.6%と最も高く、次いで「子育てにはお金がかかる」が45.2%、「仕事と子育ての両立が難しい」が30.6%と続いており、経済的な問題や仕事との両立についての不安がうかがえます。

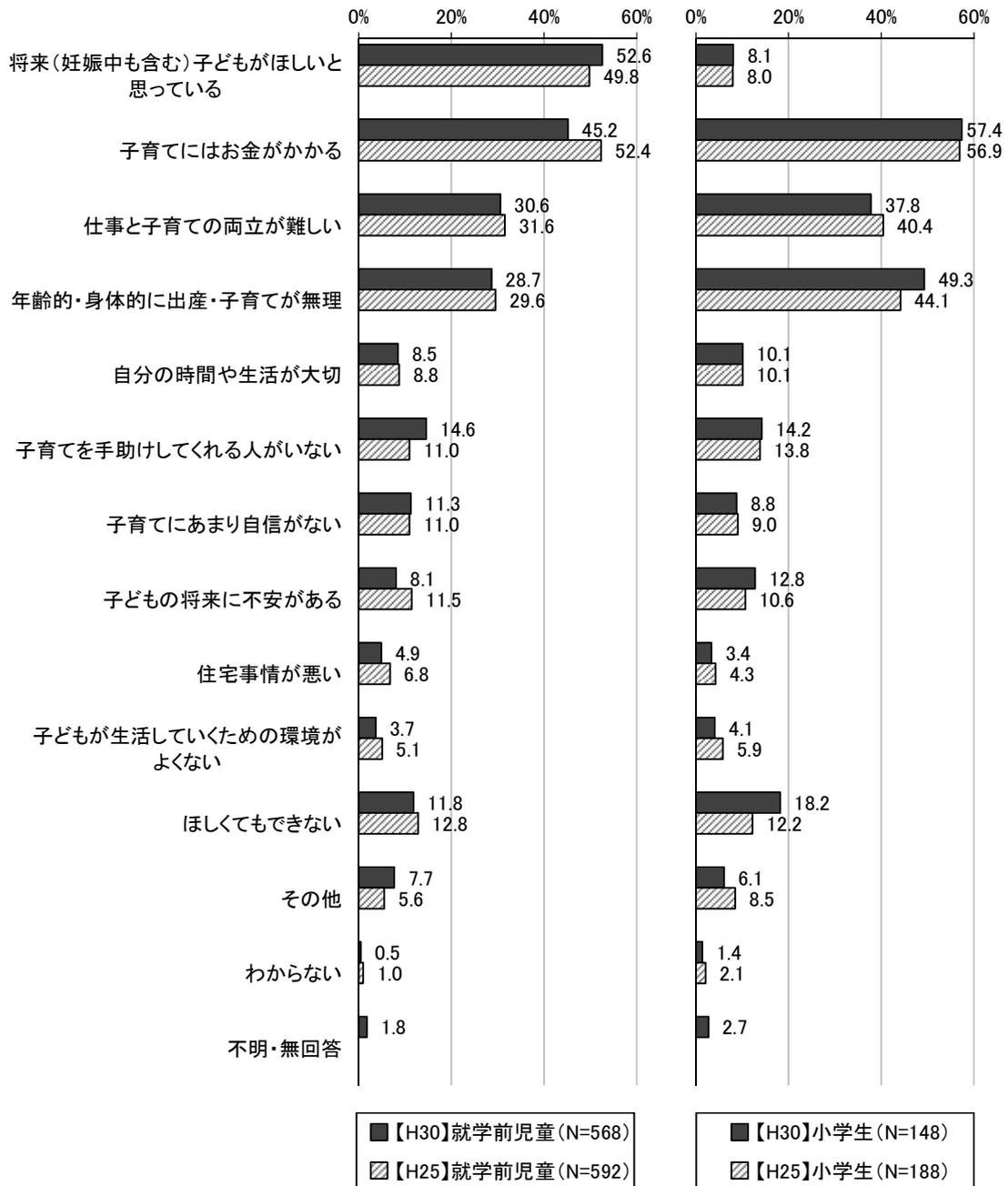
◆ 理想とする子どもの数〈単数回答〉



◆ 理想とする子どもの数と現在の子どもの数の差〈単数回答〉



◆理想とする子どもの数より、現在の子どもが少ない理由〈複数回答〉

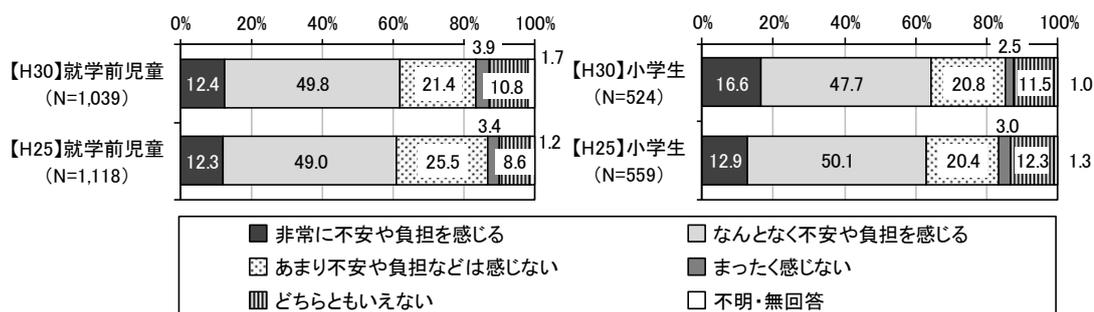


⑤子育てに関する不安や負担について

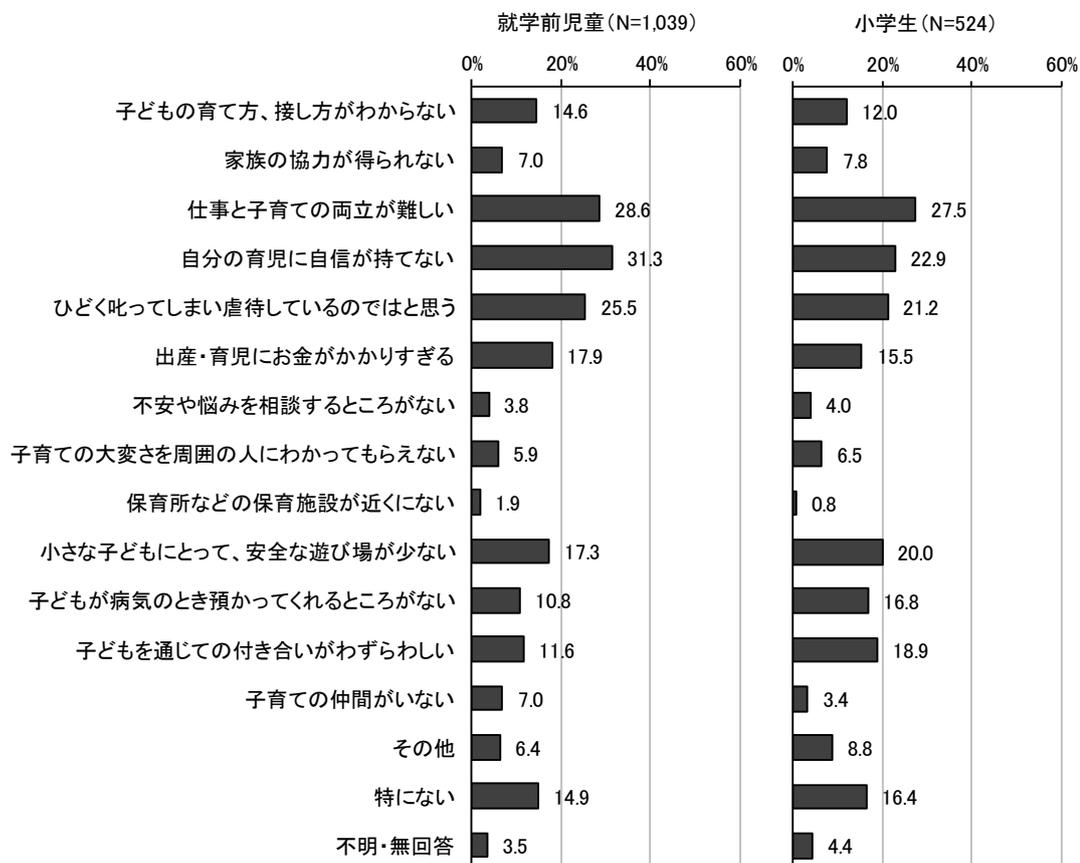
【主な結果】

- ◆子育てに関する不安や負担については、「非常に不安や負担を感じる」が就学前児童で 12.4%、小学生で 16.6%、「なんとなく不安や負担を感じる」が就学前児童で 49.8%、小学生で 47.7%となっています。前回調査と比較すると、あまり傾向の変化はみられません。
- ◆子育てに関する不安や負担の内容については、就学前児童、小学生共に「自分の育児に自信が持てない」「仕事と子育ての両立が難しい」が上位2項目となっています。

◆子育てに関する不安や負担〈単数回答〉



◆子育てに関する不安や負担の内容〈単数回答〉

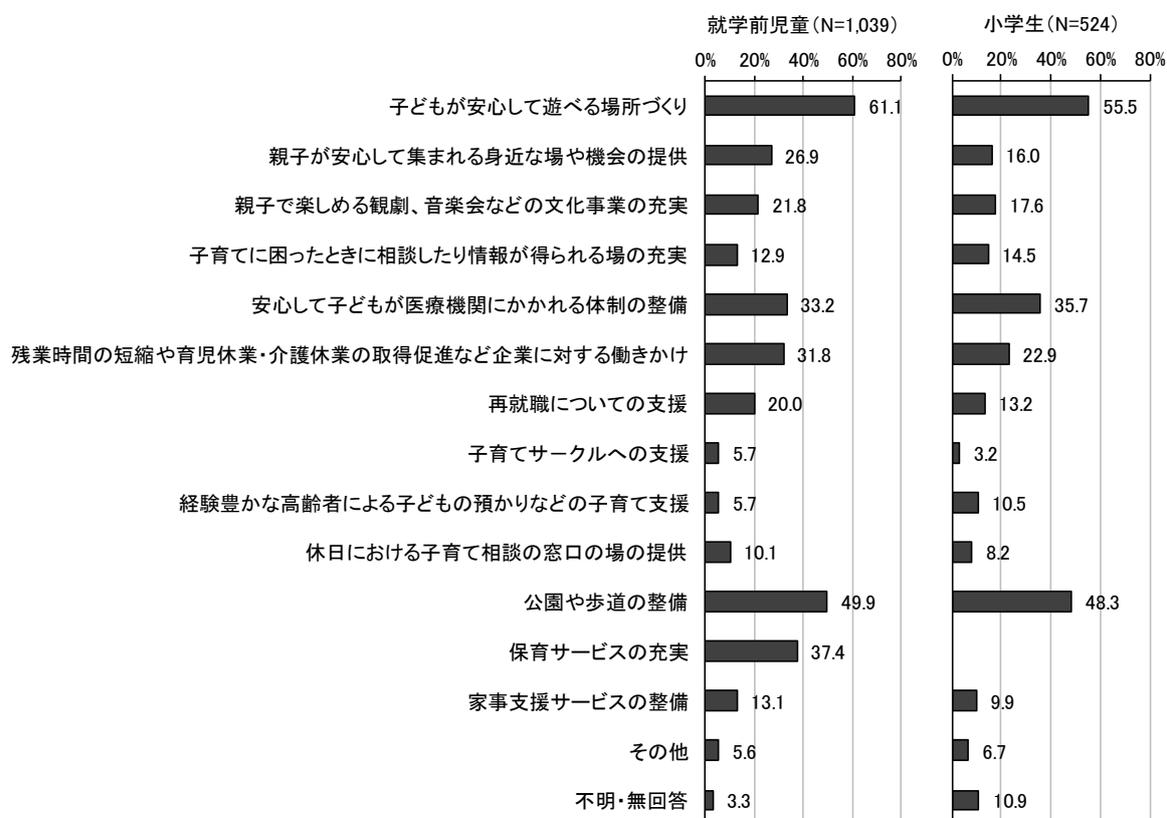


⑥市の子育て施策について

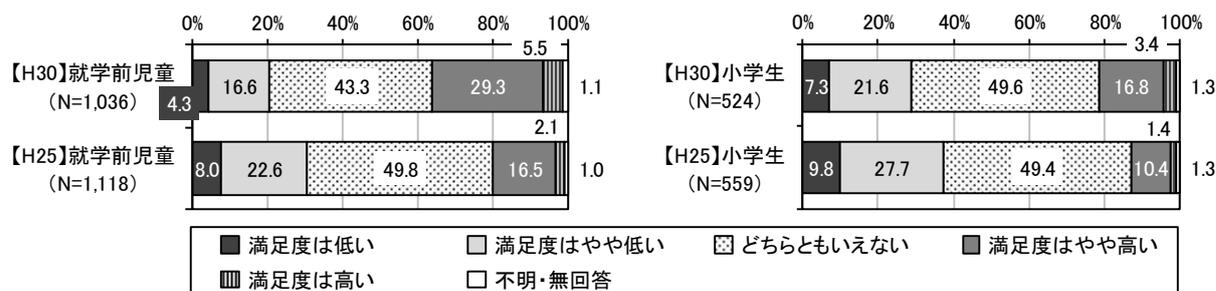
【主な結果】

- ◆子育て支援でもっと力を入れてほしいものについては、就学前児童で「子どもが安心して遊べる場所づくり」が61.1%と最も高くなっています。小学生でも、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が55.5%と最も高くなっています。
- ◆本市の子育ての環境や支援施策への満足度では、前回調査と比較すると『満足度高い計』（「満足度はやや高い」と「満足度は高い」の割合の合計）が就学前児童で16.2ポイント増加しています。

◆子育て支援でもっと力を入れてほしいもの〈複数回答〉



◆本市の子育ての環境や支援施策への満足度〈単数回答〉



6 子どもの生活等に関する調査結果

「6 子どもの生活等に関する調査結果」では、市民の子育てに関する実態や子どもの生活実態を把握するために実施した調査結果を基に、本市の子育て家庭の教育・保育ニーズや子育てに関する不安や悩みについて把握するため、特徴のある調査結果について整理します。

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、安心して子どもを生み育てられるまちの実現を目指し、子育てしやすい環境づくりと子どもたち一人一人の状況に応じた支援が充実できるよう市民の子育てに関する実態や子どもの生活実態、意見等を把握し、今後の子ども・子育て支援施策推進の基礎資料とするため実施しました。

②調査対象

- 小学生：市立小学校に通う小学5年生児童の保護者全員
- 中学生：市立中学校に通う中学2年生生徒の保護者全員

③調査期間・方法

- 調査期間：平成30年12月10日から同年12月21日まで
- 調査方法：学校を通して配布・回収

④回収状況

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
小学5年生	1,133	907	80.0%
中学2年生	1,079	822	76.1%
合計	2,212	1,729	78.1%

(2) 調査結果の概要

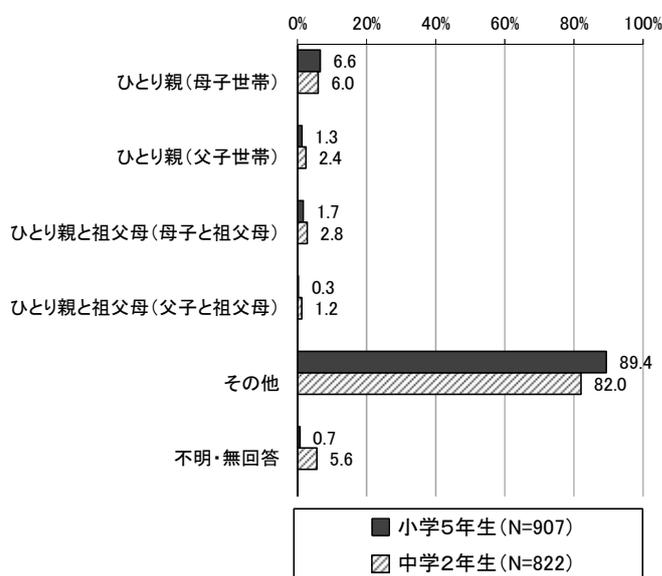
①世帯の状況について

【主な結果】

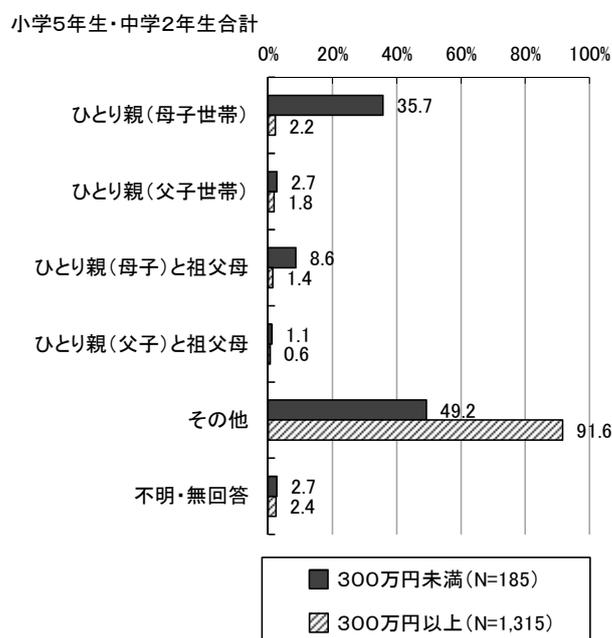
◆『ひとり親世帯計』（「ひとり親（母子・父子世帯）」と「ひとり親と祖父母（母子・父子と祖父母）」の割合の合計）は、小学生で9.9%、中学生で12.4%と、全体の1割前後となっています。

◆ひとり親世帯について、年収別に見ると、年収300万円未満の世帯は「その他（ひとり親以外の世帯）」が49.2%と最も高く、次いで「ひとり親（母子世帯）」で35.7%となっています。

◆世帯状況〈複数回答〉※回答を基にひとり親か否かを分析



◆年収別に見る世帯状況〈複数回答〉※回答を基にひとり親か否かを分析

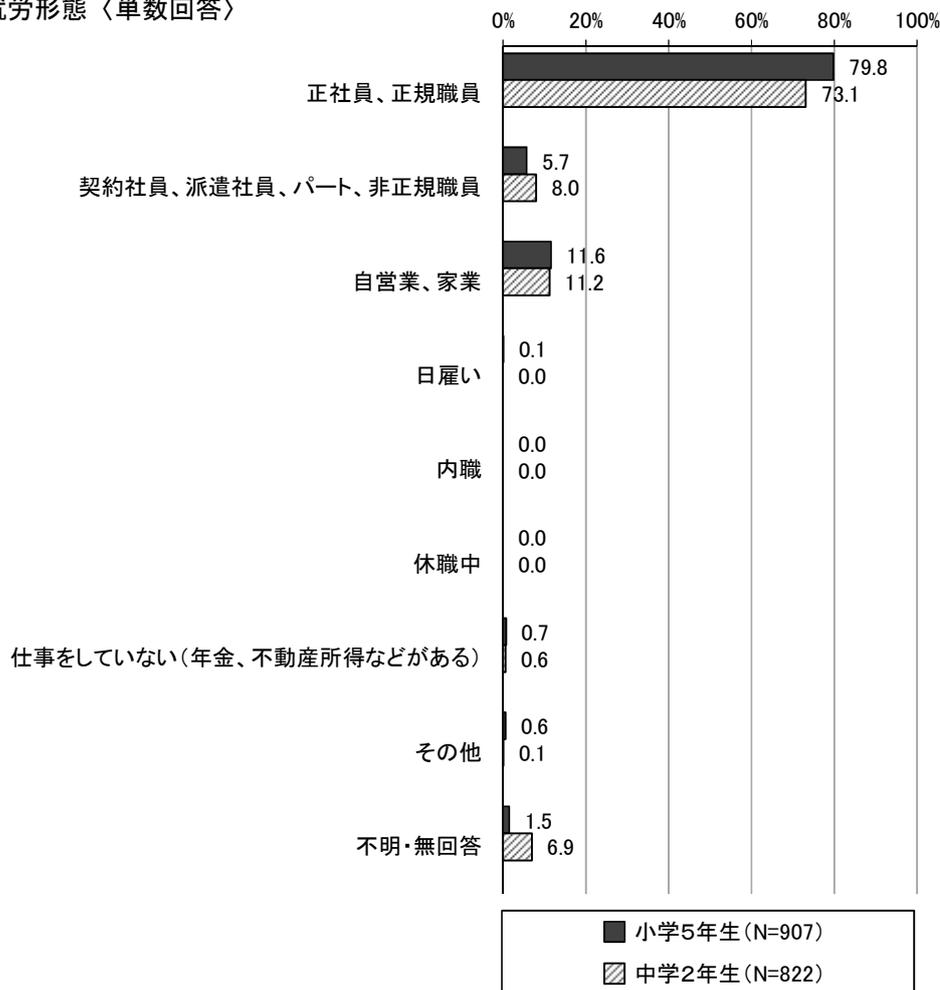


②就労の状況について

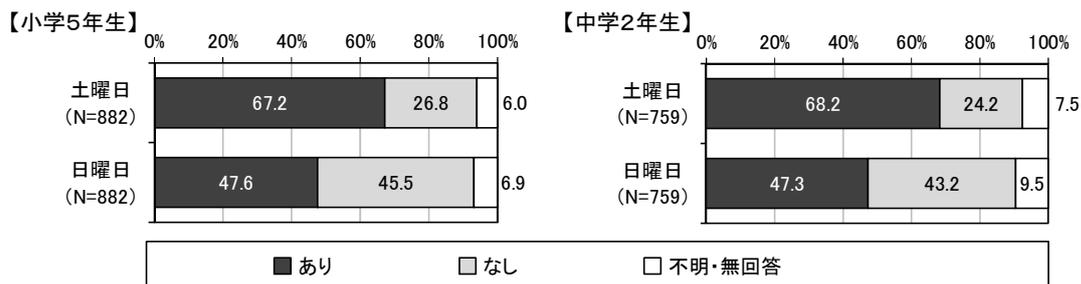
【主な結果】

- ◆主に家計を支えている人の就労形態は、「正社員、正規職員」が小学生で79.8%、中学生で73.1%と最も高くなっています。また、「契約社員、派遣社員、パート、非正規職員」等非正規雇用が小学生で5.7%、中学生で8.0%と一定数あります。
- ◆土曜日出勤「あり」が小学生で67.2%、中学生で68.2%、日曜日出勤「あり」が小学生で47.6%、中学生で47.3%となっており、子どもと過ごす時間の少ない方が全体の約半数、又はそれ以上いる現状がうかがえます。

◆就労形態〈単数回答〉



◆土曜日・日曜日の勤務の有無〈単数回答〉

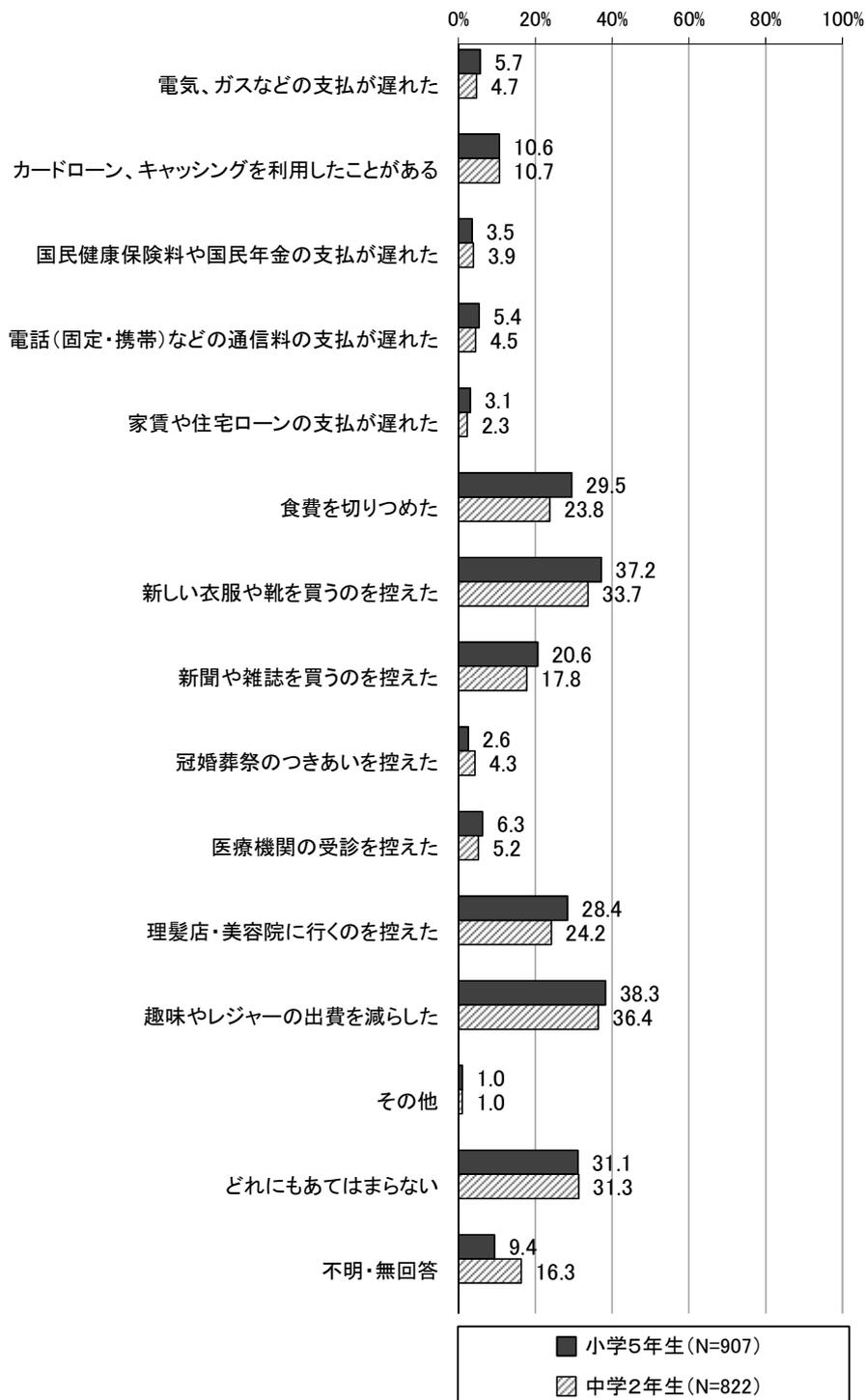


③ 支払不能や出費を控えた経験について

【主な結果】

◆主に過去半年間の間に経済的な理由で経験したことについて、「趣味やレジャーの出費を減らした」が小学生で38.3%、中学生で36.4%と最も高く、次いで「新しい衣服や靴を買うのを控えた」が小学生で37.2%、中学生で33.7%となっています。また、「電気、ガスなどの支払が遅れた」「国民健康保険料や国民年金の支払が遅れた」等何らかの支払いが滞った方が一定数あります。

◆支払不能の経験〈複数回答〉

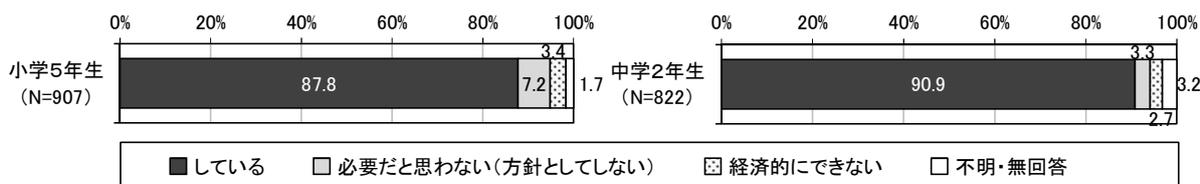


④ 家庭の状況について

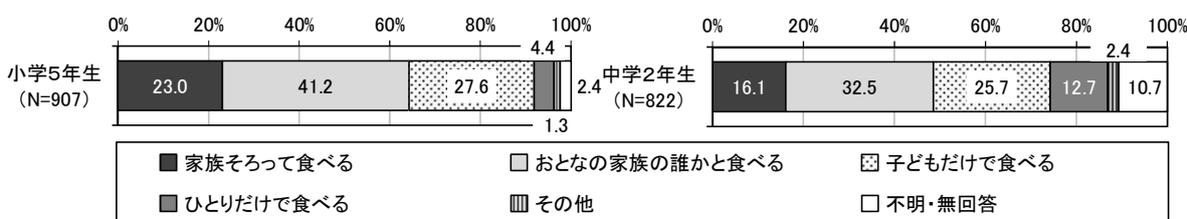
【主な結果】

- ◆子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる机や子ども部屋を用意することが「経済的にできない」が小学生で3.4%、中学生で2.7%となっています。
- ◆日常的に朝ごはんを『子どもだけで食べる計』（「子どもだけで食べる」と「（子ども）ひとりで食べる」の割合の合計）が小学生で32.0%、中学生で38.4%となっています。

◆子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる机や子ども部屋を用意しているか〈単数回答〉



◆朝ごはんの状況〈単数回答〉



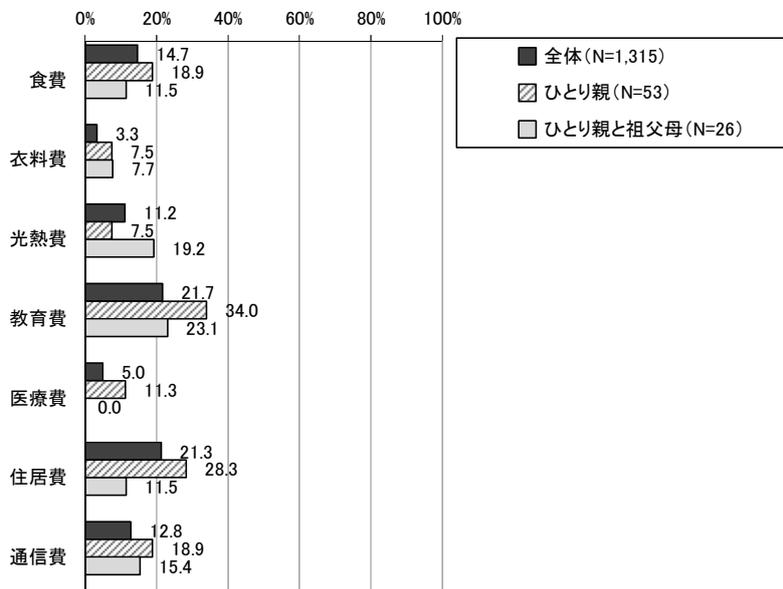
⑤ 経済的な負担感について

【主な結果】

- ◆各種生活費の主な負担感について、『とても負担』と答えた割合を世帯状況別に比較すると、全体では、「教育費」が21.7%、次いで「住居費」が21.3%となっています。ひとり親世帯では、「教育費」が34.0%となっており、全体と比較して高くなっています。

◆各種生活費の負担感〈単数回答〉※全体とひとり親世帯の『とても負担』と回答した割合を抜粋

小学5年生・中学2年生合計

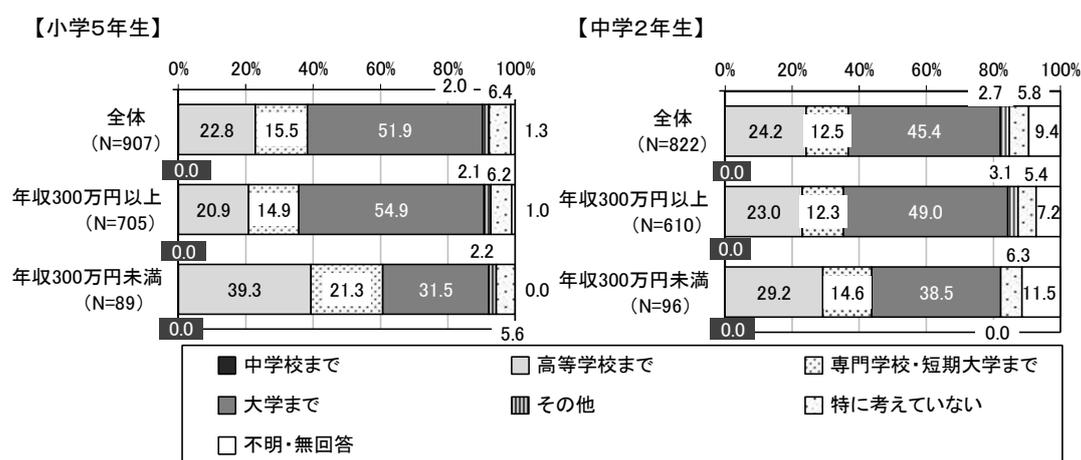


⑥子どもの学習・進学について

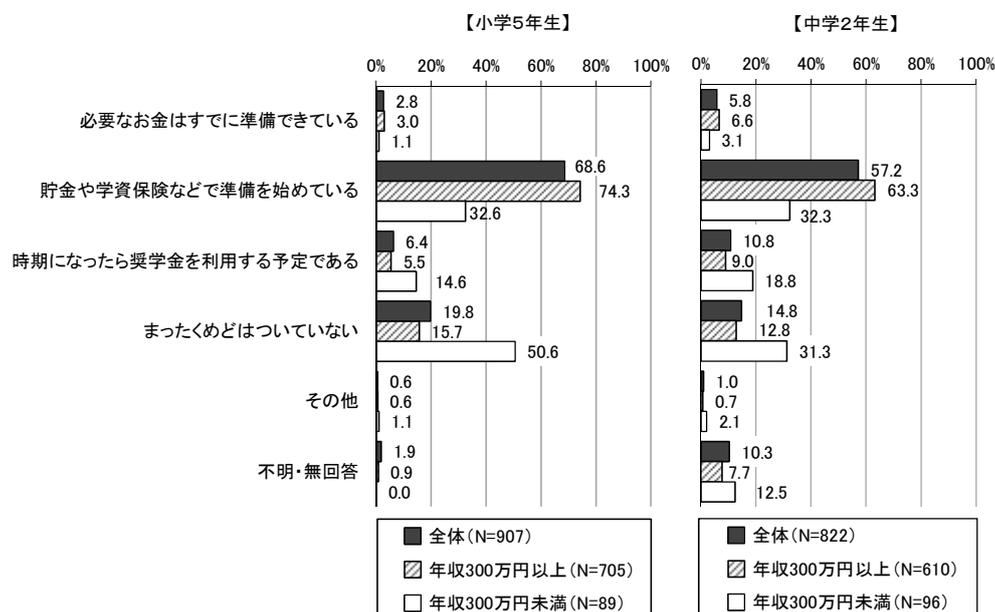
【主な結果】

- ◆進学の希望について世帯年収別に見ると、年収300万円以上では「大学まで」が最も高く、小学生で54.9%、中学生で49.0%となっています。年収300万円未満では小学生で「高等学校まで」が39.3%と最も高く、中学生で「大学まで」が38.5%と最も高くなっています。また、小学生、中学生共に全体と比較して「高等学校まで」が高くなっています。
- ◆希望する教育を受けさせるためのお金の準備の状況について世帯年収別に見ると、年収300万円以上では「貯金や学資保険などで準備を始めている」が小学生で74.3%、中学生で63.3%と最も高くなっています。年収300万円未満では小学生で「まったくめどはついていない」が50.6%と最も高く、中学生で「貯金や学資保険などで準備を始めている」が32.3%と最も高くなっています。また、小学生、中学生共に全体と比較して「まったくめどはついていない」が高くなっています。

◆進学の希望〈単数回答〉



◆教育資金の準備状況〈単数回答〉

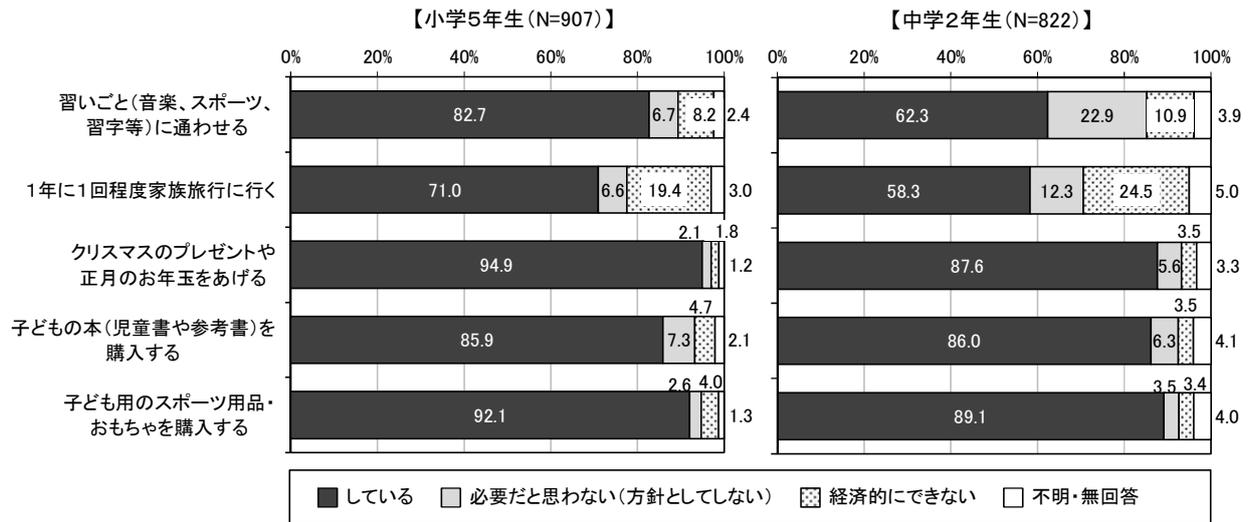


⑦子どもの体験、経験の機会について

【主な結果】

◆子どもの体験や経験の機会について「経済的にできない」割合を見ると、「1年に1回程度家族旅行に行く」が小学生で19.4%、中学生で24.5%、「習いごと（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」が小学生で8.2%、中学生で10.9%となっています。

◆子どもの体験や経験の機会の状況〈単数回答〉

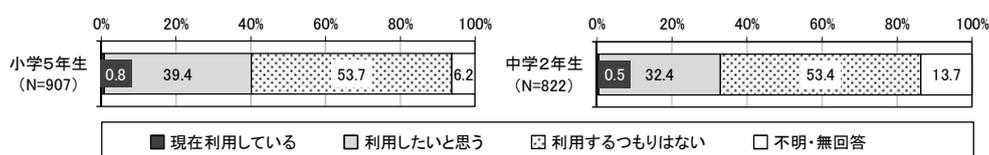


⑧子ども食堂等の居場所づくりについて

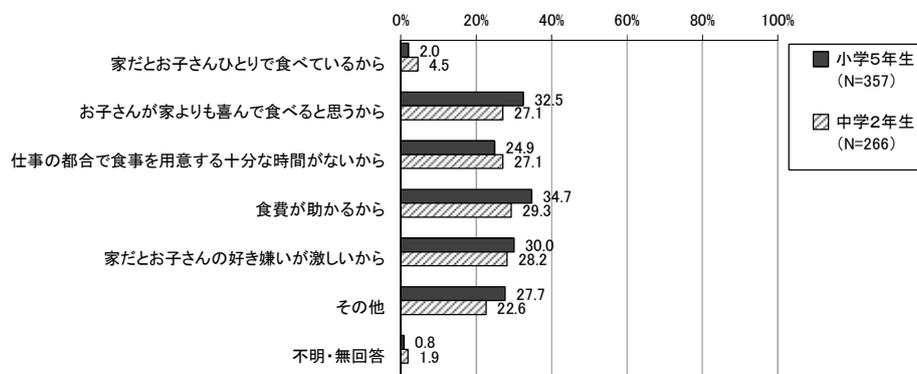
【主な結果】

- ◆安価な利用料金で栄養バランスのとれた食事の提供をする子ども食堂等の居場所があった場合、利用したいと思うかについては、「利用するつもりはない」が小学生で53.7%、中学生で53.4%と最も高く、次いで「利用したいと思う」が小学生で39.4%、中学生で32.4%となっています。
- ◆子ども食堂等を利用したい理由について、「食費が助かるから」が小学生で34.7%、中学生で29.3%と最も高くなっています。また、「家だとお子さんひとりで食べているから」が小学生で2.0%、中学生で4.5%とわずかにあります。
- ◆子ども食堂等を利用したい理由について世帯状況別に見ると、ひとり親世帯、ひとり親と祖父母世帯では、「仕事の都合で食事を用意する十分な時間がないから」が半数以上と最も高くなっています。

◆子ども食堂（子どもの居場所）の利用意向〈単数回答〉



◆子ども食堂等を利用したい理由〈複数回答〉



◆（世帯状況別）利用したい理由〈複数回答〉

【小学5年生・中学2年生合計】

上段:件数 下段:%	問19-1 その理由はどれですか。							
	合計	家だとお子さんひとりで食べているから	お子さんが家よりも喜んで食べると思うから	仕事の都合で食事を用意する十分な時間がないから	食費が助かるから	家だとお子さんの好き嫌いが激しいから	その他	不明・無回答
全体	470 100.0	12 2.6	146 31.1	124 26.4	133 28.3	146 31.1	130 27.7	5 1.1
ひとり親	22 100.0	1 4.5	4 18.2	12 54.5	6 27.3	7 31.8	6 27.3	0 0.0
ひとり親と祖父母	12 100.0	0 0.0	3 25.0	7 58.3	3 25.0	1 8.3	5 41.7	0 0.0
その他	432 100.0	11 2.5	137 31.7	105 24.3	124 28.7	138 31.9	118 27.3	4 0.9

7 課題のまとめ

第1期計画の評価と検証を基に、取り組んできた事業の主な課題を目標ごとにまとめます。
また、市の現状、ニーズ調査結果、子どもの生活等に関する調査結果、国の動向などから見えてきた課題についても整理します。

目標1 子どもが自ら育つ力を育む教育・保育の環境づくり

課題1：教育・保育の充実と子どもの居場所づくり

(1) 幼児期の教育・保育環境の充実

●女性の就業率80%に対応する教育・保育の整備

20歳代後半から40歳代前半の女性の就業率は上昇しており、妊娠・育児期も働く女性の割合が増加することで保育ニーズがますます高まっています。

国では、女性の就業率80%に対応する教育・保育の量を確保する方針が示されており、本市においても、共働き世帯の更なる増加に対応した教育・保育の量の確保が求められます。

●待機児童の解消と教育・保育人材の確保

認定こども園化の推進や地域型保育事業所の設置等による保育定員の拡大により、待機児童は徐々に減少していますが、特に0～2歳児については、今後も待機児童の解消に向けた取組が必要です。

待機児童の解消のためには、保育士等の確保が必要であり、保育士等が継続して就労できる環境づくりに取り組むことや、引き続き経験豊かな保育士等による幼児期の質の高い教育・保育を提供していくことが必要です。

●幼児教育・保育の無償化への対応

令和元年10月に実施された幼児教育・保育の無償化により、保護者の就労意向の変化や教育・保育の選択など、子育て家庭にも様々な影響があることが考えられます。多様化する子育て世代のニーズを把握しつつ、子ども・子育て支援施策を推進することが求められます。

●多様な保育サービスの周知啓発及び利用促進

病児保育事業、一時預かり事業等の多様なサービスについては、これらのサービスを必要とする人が利用できるよう周知することが必要です。

特に、病児保育事業については、利用者数が増加傾向にある一方で、ニーズ調査結果では、前回調査と比較して「病児・病後児保育の利便性がよくない」が高くなっているため、サービスを必要とする保護者が、必要なときに円滑に利用できるよう、利便性の向上や利用方法の周知を図る必要があります。

●教育・保育の質の確保

幼児教育センターを拠点として、質の高い教育・保育を受けることができるための体系的な研修及び人材育成を進めることにより、子どもたちの豊かな育ちを支援していくことが必要です。

(2) 放課後等の子どもの活動の場の充実

●学童保育所の利用ニーズの増加

小学生児童数は減少傾向にある一方、学童保育所の利用者数は年々増加傾向にあるため、今後の利用ニーズを想定した計画的な施設確保や保育の質の向上が求められます。

●新・放課後子ども総合プランへの対応

国の「新・放課後子ども総合プラン」では、待機児童の解消と併せて、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育所・放課後子ども教室の一体的に又は連携した事業の取組を進めるとされています。本市においても、子どもの自主性や社会性を育む居場所づくりについて充実が求められます。

●放課後子ども教室の継続的な実施

全ての児童の安心・安全な活動の場として放課後子ども教室を継続して実施するためには、実施場所や人材の確保・育成が課題となっています。

●保護者の就労にかかわらず過ごせる安心・安全な活動の場

本市では、地域のコミュニティセンターでの活動や児童センター等、保護者の就労の有無にかかわらず利用できる活動の場があります。保護者が就労していない子どもも安心して遊べる場として更なる充実が求められます。また、ニーズ調査結果では、夏休み等の長期休暇中に子どもたちが自習できる場所を望む割合も高くなっています。

(3) 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援

●学校と地域の連携への支援

本市では、全小・中学校に地域学校協働本部を設置し、地域の学校ボランティアの充実を進めてきました。子どもの社会性の育みや地域への愛着の形成という視点からも、子どもの育ちの場である学校で地域の大人と交わる機会を確保することが求められます。

●不安や悩み、不登校や行き渋り傾向にある児童への支援

本市では、スクーリング・ケアサポーターを市内10小学校に派遣し、不登校や行き渋り傾向にある児童への支援を行っていますが、学校生活に課題を抱える児童のいる学校は多く、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等専門家の派遣を増やすなど、相談体制の充実が必要です。

●学校・園における心身の健康づくりと学びの機会の提供

薬物や未成年者の喫煙は、子ども自身の健康への悪影響だけではなく、その後の子どもの成長や生活環境にも大きく影響するため、正しい知識の普及や情報発信による未然防止が必要です。

目標2 安心して産み健やかに育てられる環境づくり

課題2：妊娠期からの切れ目のない支援の充実

(1) 産前・産後からの切れ目のない支援の充実

●子どもを産み育てやすい環境づくり

ニーズ調査結果では、理想とする子どもの人数として「2人」「3人」をあげているものの、現在の子どもの人数が「理想より少ない」という人が就学前児童の保護者で半数以上となっています。また、理想がかなえられていない理由として、経済的な不安や仕事との両立等子育てへの不安感を理由とする人の割合も少なくありません。妊娠期から継続して子育て家庭の不安に寄り添い、適切な支援に結び付けていくことが求められます。

●子育ての不安や負担の解消

ニーズ調査結果では、子育てに関する不安や負担については、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が合わせて6割以上となっており、前回調査から大きく変化していません。本市では、子育て支援センターや保健センターをはじめ様々な子育て相談を実施していますが、寄せられる相談内容は複雑多様化しており、相談に対応する職員のスキルアップ等、体制の充実が必要となっています。また、ハピネスで実施している利用者支援事業において、身近な地域で相談支援を行う「基本型」と、専門的な相談支援を行う「母子保健型」の連携を強化し、相談支援の充実を図る必要があります。

(2) 地域における子育て支援の充実

●子育てサークルへの支援とリーダーの育成

本市では、気軽に集える場所で子育ての悩みを共有できるサークル活動への支援やボランティアの育成、つどいの広場等での交流の場を利用した仲間づくりを推進していますが、サークル数は減少しています。継続的な活動のためにはサークルのリーダーの育成と活動へのサポートが求められます。

●地域における子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センターでは、協力会員の担い手不足が課題となっています。子どもたちはもとより、協力会員にとっても安心・安全な活動ができるよう配慮しながら、地域での子育て支援の輪を広げていくことが必要です。

●核家族化の進行による子育て環境の変化

ニーズ調査結果では、親族から受けている子育て支援が「ほとんどない」が就学前児童、小学生共に1割を超えていることや核家族化が進行していることから、同居の親族による育児支援が受けにくくなっていると考えられます。

●家庭の子育て力の向上のための支援

乳幼児期は人格形成の基礎を培う時期であり、質の高い教育・保育とあわせて、家庭における親子の関わり、ふれあいが重要となります。ニーズ調査結果では、就学前児童の保護者の子育てに関する不安や負担の内容について、「自分の育児に自信が持てない」が最も高く、その他「仕事と子育ての両立」や「子どもの育て方や接し方」等の割合が高くなっています。子育てについて学ぶ機会を提供するなど、家庭の子育て力向上に向けた支援が必要です。

目標3 全ての子育て家庭を支援するネットワークづくり

課題3：特に支援を必要とする子どもや家庭を支える体制の強化

(1) 障害のある子どもへの支援の充実

●特別支援教育のニーズ増加への対応

特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあります。特別支援教育へのニーズの高まりに対応できるよう、支援員等の人員確保や教員の専門性向上が求められます。

●医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応

国では、保健、医療、福祉等の連携を促進し、医療的ケアが必要な障害のある子どもへの支援を充実することが求められており、本市においても保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野が連携して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを進める必要があります。

●障害の早期発見と早期療育

障害のある子どもや発達に課題のある子どもの可能性を最大限に伸ばすため、乳幼児健診等の機会を通して、子どもの発達上の課題を早期に発見し、早期に療育につなげていくことが重要です。

(2) 子育てに困難を抱える家庭への支援の充実

●「子どもの貧困」問題への対応

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、経済的な困窮状況にある子どもは、教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあることが指摘されています。

子どもの生活等に関する調査結果では、希望する教育を受けさせるためのお金の準備の状況について世帯年収別に見ると、年収300万円未満の世帯では、「まったくめどはついていない」が小学5年生で約半数、中学2年生で3割程度となっています。次世代への貧困の連鎖を防ぐためには、進学への支援が重要となります。

●複雑化するひとり親家庭の課題への対応

子どもの生活等に関する調査結果では、年収 300 万円未満の世帯の4割程度が母子世帯となっています。また、ひとり親家庭では、教育費を「とても負担」という割合が全体と比べて高く、経済的な不安を抱えている世帯の割合が高い傾向にあります。本市では、ひとり親家庭の自立促進に向けた各種経済的支援や相談支援等を行っていますが、個々の家庭が抱える不安は多岐にわたり、年々複雑化する相談を適切な支援へつなげる体制の強化が必要です。

●外国にルーツのある子どもの増加と学習・生活面での支援

本市では、15 歳未満の外国籍の子どもが平成 28 年度以降増加傾向にあります。外国にルーツのある子どもやその家族については、日本語能力の不足や文化、価値観の違いから学習・生活面に困難が生じやすいといった課題があります。国籍や育った環境によらず、本市の子どもが等しく教育・保育を受けることができる環境づくりが求められます。

(3) 子育て不安や負担の軽減と児童虐待防止対策の充実

●家庭で過ごす子どもと保護者の孤立防止

本市では保育所等に通園する0～2歳児が増加していますが、3～5歳児に比べると、家庭で保護者と過ごしている子どもも多くいます。家庭で子育てをしている世帯の場合、就園していないことで同年齢の子どもやその保護者と過ごす機会が少なく、子育ての孤立化が起きやすい状況にあるため、子育て家庭が地域とつながって生活できる環境づくりが必要です。

●子育て仲間との交流促進と個別支援の充実

本市では、地域子育て支援拠点等、子育て家庭が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる地域の居場所の充実を進めてきました。今後は、特に自ら地域に出ていくことが困難な子育て家庭に対する支援の充実が必要です。

●児童虐待防止の推進と更なる支援体制の強化

児童福祉法の改正により、児童虐待の発生防止から自立支援までの一連の対策の強化や早期発見のための取組、体罰によらない子育て等の推進が求められています。

本市では、虐待に関する相談件数は年々増加し、虐待に至る要因は複雑多様化しています。解決や改善に至るまで、長期的な支援を必要とするケースもあり、今後も引き続き支援体制の充実と職員の専門性の向上が求められます。

目標4 社会全体で子育てする環境づくり

課題4：仕事と子育ての両立支援と子どもが安心して遊べる地域づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

●企業への子育てに関する理解の促進

ニーズ調査結果では、育児休業を取得した母親の割合は、前回調査よりも高くなっている一方で、就学前児童の母親で育児休業を取得していない理由として、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が最も高い結果となっています。前回調査と比較して、育児休業が取得しやすい環境が整ってきたものの、今後も継続して企業へ仕事と子育ての両立を図るための働きかけをしていく必要があります。

●子育てを家庭で協力して担う意識の醸成

ニーズ調査結果では、子育てを母親と父親で共に担う家庭の割合が増加している一方で、依然子育ての主体が母親である割合が高くなっています。引き続き、育児負担の偏りや孤立感を緩和するため、家庭内での協力意識の醸成が必要です。

(2) 交流・体験の機会創出

●子どもがのびのびと遊べる環境の確保

ニーズ調査結果では、子育て支援で力を入れてほしいこととして「子どもが安心して遊べる場所づくり」が高くなっています。毎年、子どもを巻き込んだ事故や犯罪が全国的に発生する中、子どもが安心して地域でのびのびと遊ぶことのできる環境が求められています。

●子どもの社会性や思いやりを育む多様な交流・体験の場の充実

本市では、異年齢の子どもの交流や、地域に暮らす高齢者等との世代間交流、文化・スポーツ・レクリエーション活動等の多様な体験により、子どもの健全な育成を促しています。引き続き、地域の資源を有効に活用し、地域社会全体で豊かな育ちや学びの場、機会を提供することが必要です。

(3) 安心・安全な地域環境づくり

●インターネットやスマートフォンを介した犯罪への対応

スマートフォンや携帯用ゲーム機の普及等により室内遊びや一人で気軽に楽しめる遊びが増える中、インターネットを介して子どもを巻き込む犯罪やいじめが問題となっています。

インターネットの利用から発生するトラブルについては、周囲の目が届きにくいいため、適切な利用方法や家庭内でのルールづくり等についての啓発が必要です。

●登下校(登降園)等の安全確保と子ども自身の交通安全、防犯意識の向上

近年、登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故が問題となっています。子どもを巻き込む事故・犯罪をなくすため、子どもが自分の身をしっかりと守るための力を身に付けることや、保護者と園、学校、市、警察等の機関や地域住民等の関係者が連携して、環境整備や見守り等地域の環境改善に取り組むことが求められます。

第4章 計画の基本的な考え方



1 基本理念－目指すまちの姿－

本市では、第1期計画において「持ち寄って 分け合って つながって 育ち合うまち 東近江」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援を展開してきました。この基本理念には、あらゆる人々が自分の知識と経験を持ち寄って活躍し、子育ての喜びだけでなく、不安や悩みさえも地域のみんなで分かち合う社会、支え合いを通して子どもだけでなく大人も成長する社会を実現するという願いが込められています。

また、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えることにより、全ての子どもが健やかに成長できるよう配慮する必要があります。

そこで、本計画では、第1期計画の基本理念を踏まえながら、本市の有する水と緑の豊かな自然や悠久の歴史・文化を最大限にいかし、そして、個性豊かなまちに暮らす魅力あふれる人々の創意工夫・相互協力による「うるおいとにぎわい」の中で、子どもたち一人一人が元気に明るく、いきいきと輝くことのできるまちを目指します。

さらに、本市で育った子どもたちが、「このまちで生まれてよかった」「このまちで生きていきたい」と地域に愛着を持ち、本市の未来をつくる担い手として活躍することを願い、次のとおり本計画の基本理念を掲げます。



第2期計画 基本理念

うるおいとにぎわいが育む
子どもが未来に輝くまち 東近江市



2 東近江市の子ども・子育て支援の視点と施策の体系

本計画では、第3章で取り上げた課題の解決を目指し、理想とするまちの姿として、新たな基本理念を掲げています。この基本理念の実現と課題解決をしていくために、第1期計画で示した3つの視点を継承し、「子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保方策」と「子ども・子育て支援事業 基本目標」を定め、時代のニーズに即した事業を推進します。

(1) 東近江市の子ども・子育て支援の視点

第1期計画では、子ども・子育て支援について、「子どもの最善の利益」が実現される東近江市を目指すことを基本に、子どもの成長にとって大切なこととして、「子ども・家庭・地域」の3つの視点を示し、各事業を推進してきました。本計画においてもこの3つの視点を継承し、具体的な事業を推進します。

子ども・子育て支援の「視点」(子どもの成長にとって大切なこと)

子ども	「子どもが明るく健やかに育つ視点」
家庭	「家庭や親が安心して子育てができる視点」
地域	「地域とつながることができる視点」

(2) 施策の体系

「子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保方策」は、本計画期間における幼児期の教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の実施方針として、事業の提供区域や各事業の量の見込みと確保方策及びその実施時期を定め、子ども・子育て支援の主となる事業として推進します。

「子ども・子育て支援事業」は、第3章でまとめた4つの課題を解決するために達成すべき目標として第1期計画の目標を引き継ぎつつ、4つの基本目標を掲げ、施策の方向性等を定めた上で、総合的な子ども・子育て支援を推進します。

◆ 施策体系図



第5章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた 量の見込みと確保方策



本計画では、第4章で示した施策を具体的に展開するため、教育・保育の提供区域を設定し、過去の人口動態から算出した人口推計を踏まえ、区域ごとの需要の指標となる「量の見込み」を定めます。その上で、供給の指標となる「確保方策（確保予定数）」を定め、子ども・子育て支援事業の計画的な推進を図ります。

また、第1期計画における区域設定の見直しを行い、市全域を一つの区域とすることを基本に、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の確保計画を定めます。

1 教育・保育提供区域の設定

幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進するに当たり、基礎となる提供区域の設定について示します。

区域設定

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、市全域等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。

第1期計画では、小・中学校への進学実態等を踏まえ、9中学校区単位を提供区域とし、全市的に認定こども園等の整備を進めてきました。その結果、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な中学校区の範囲で、認定こども園等の施設整備が進みました。

本計画では、第1期計画での施設整備を基盤に、0～2歳児の教育・保育の提供体制を確保することを重視し、市全域を一つの提供区域とします。提供区域を一つとすることで、多様な事業者の参入を受け入れることができ、柔軟な供給体制を確保することができます。

地域子ども・子育て支援事業についても、市全域を一つの提供区域としますが、小学校の児童数の変化と一体的に捉えるべき放課後児童健全育成事業（学童保育所）については、小学校区ごとに量の見込みと確保方策（確保予定数）を定めます。

2 人口推計

幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を算出するため、人口推計を行いました。

0～5歳人口の推計では、各年齢共に増減しながら推移しており、令和元（平成31）年と令和6年で比較すると、0～5歳合計で約500人の減少が予測されます。

6～11歳人口の推計では、各年齢共に増減しながら推移しており、令和元（平成31）年と令和6年で比較すると、6～11歳合計で700人の減少が予測されます。また、年齢別に見ると、6・7歳で各年齢170人以上の減少が予測されます。

◆実績を基に算出した0～11歳人口推計

（単位：人）

	実績			推計（本計画期間）					
	平成29年	平成30年	平成31 （令和元）年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	957	870	889	903	890	872	856	840	
1歳	1,021	946	883	896	910	897	879	863	
2歳	1,010	1,021	951	887	900	915	901	883	
3歳	1,046	1,021	1,033	955	891	904	919	905	
4歳	1,083	1,058	1,017	1,041	963	898	911	926	
5歳	1,136	1,074	1,048	1,012	1,036	959	894	907	
6歳	1,101	1,139	1,066	1,044	1,009	1,033	955	891	
7歳	1,107	1,096	1,132	1,063	1,042	1,006	1,030	953	
8歳	1,127	1,099	1,091	1,129	1,061	1,039	1,003	1,027	
9歳	1,154	1,124	1,102	1,091	1,129	1,060	1,039	1,003	
10歳	1,130	1,152	1,132	1,100	1,089	1,128	1,059	1,037	
11歳	1,089	1,136	1,149	1,134	1,103	1,092	1,130	1,061	
計	0～5歳	6,253	5,990	5,821	5,694	5,590	5,445	5,360	5,324
	6～11歳	6,708	6,746	6,672	6,561	6,433	6,358	6,216	5,972
	0～11歳	12,961	12,736	12,493	12,255	12,023	11,803	11,576	11,296

資料：平成27年～平成31年の各4月1日時点住民基本台帳各歳別人口を基に変化率を求め推計

3 量の見込みと確保方策及びその実施時期

「東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果」を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ設定した量の見込みと確保方策及びその実施時期を示します。

(1) 幼児期の教育・保育事業

■事業の内容

幼児期の教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が幼児施設（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所）を利用する事業です。

■認定区分と対象児童・施設

認定区分		利用できる施設等
1号 認定	【教育標準時間認定】 子どもが満3歳以上で、認定こども園等で教育を希望	認定こども園、幼稚園 (教育標準時間)
2号 認定	【保育認定 満3歳以上】 子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で教育・保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)
3号 認定	【保育認定 満3歳未満】 子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)、 地域型保育事業所

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳
①量の見込み	1,293	1,654	194	802	1,170	1,661	204	832	1,049	1,656	213	851
②確保方策	1,905	1,644	216	855	1,905	1,644	216	855	1,850	1,693	221	875
教育・保育施設	1,905	1,644	182	747	1,905	1,644	182	747	1,850	1,693	187	767
地域型保育事業	-	-	34	108	-	-	34	108	-	-	34	108
②-①	612	-10	22	53	735	-17	12	23	801	37	8	24

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳
①量の見込み	967	1,702	222	854	903	1,779	231	855
②確保方策	1,830	1,713	240	875	1,750	1,793	240	875
教育・保育施設	1,830	1,713	206	767	1,750	1,793	206	767
地域型保育事業	-	-	34	108	-	-	34	108
②-①	863	11	18	21	847	14	9	20

■確保方策の内容

- 1号認定の減少と2号認定の増加に柔軟に対応するため、必要に応じて、定員の見直しを行います。
- 0～2歳児の待機児童対策として、小規模保育事業所などの整備を検討していきます。
- 幼稚園については、保育ニーズ等の動向を見定め、認定こども園化及び一時預かりの充実を検討します。
- 人材確保についても、就職フェアや高校生への説明会などを実施し、保育士等の確保に努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育のほか、子ども・子育て支援法で定められた事業として、子どもと子育て家庭を対象に各事業を展開します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事 業
①利用者支援事業
②時間外保育事業〔延長保育事業〕
③放課後児童健全育成事業〔学童保育所〕
④子育て短期支援事業〔ショートステイ〕
⑤乳児家庭全戸訪問事業
⑥養育支援訪問事業
⑦地域子育て支援拠点事業
⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型）〔預かり保育〕
⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）
⑨病児保育事業
⑩子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕
⑪妊婦健康診査事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①利用者支援事業

■事業の内容

利用者支援事業は、子育て支援センターや保健センター等の子どもやその保護者の身近な場所で、妊娠・出産・育児に役立つ情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、3つの類型（基本型・母子保健型・特定型）に分かれています。

基本型	市内6箇所の子育て支援センターで相談業務ができるように子育てコンシェルジュを設置し、子育ての不安や悩みを丁寧に聞き取り相談に応じています。子育てコンシェルジュは、子育て家庭がより効果的に必要とする支援につながるように、地域の関係機関と連絡・調整をする役割を担っています。
母子保健型	ハピネス(東近江保健センター)の保健師が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦からの様々な相談に応じ、支援を必要とする方が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力連携して支援プランの策定等を行っています。
特定型	市役所幼児課に保育アドバイザーを配置し、施設利用等に関する相談・助言を行うとともに、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等の保育サービスに関する情報提供や利用に向けた支援を行い、入園に関する不安解消に努めます。

■量の見込みと確保方策

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
基本型	量の見込み	箇所	8	10	12	13	13
	確保方策 (コンシェルジュ派遣先)	箇所	8	10	12	13	13
母子保健型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1
特定型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1

■確保方策の内容

○公設の子育て支援センターに配置している子育てコンシェルジュを定期的に民間のつどいの広場へ派遣し、相談業務の充実を図ります。

○子育てコンシェルジュは、保育経験が豊富で専門性を必要とするため、積極的に人材の確保に努めます。

●第5章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保方策●

■利用者支援事業実施場所

【基本型】

子育てコンシェルジュ配置・派遣計画

実施年度	相談窓口	場所
第1期計画期間における配置		
平成27年度	八日市子育て支援センター(ハピネス内2F)	東中野町4-5
平成27年度	愛東・永源寺子育て支援センター(愛東あいあい幼稚園内)	妹町29-4
平成27年度	五個荘子育て支援センター(五個荘あさひ幼稚園内)	五個荘山本町306
平成27年度	湖東子育て支援センター(湖東ひばり幼稚園内)	平松町829
平成27年度	能登川子育て支援センター(能登川にじいろ幼稚園内)	乙女浜町176
平成27年度	蒲生子育て支援センター(蒲生支所内3F)	市子川原町676
本計画期間における派遣計画(確保方策)		
令和2年度	つどいの広場「ぼれぼれ」	八日市上之町1-41
令和2年度	つどいの広場「ぐるり」	八日市緑町17-5
令和3年度	つどいの広場「すずかけっこ」(平田コミュニティセンター内)	下羽田町84-5
令和3年度	つどいの広場「えがお」	蒲生堂町328-252
令和4年度	つどいの広場「童夢の館どむどむ」	下里町3
令和4年度	つどいの広場「やまびこ」	山上町829-1
令和5年度	つどいの広場「つくし児童館」	佐野町341

※実施場所については、令和2年度時点を記載しています。

【母子保健型】

実施年度	相談窓口	場所
第1期計画期間における配置		
平成29年度	東近江保健センター(ハピネス内1F)	東中野町4-5

【特定型】

実施年度	相談窓口	場所
第1期計画期間における配置		
平成27年度	東近江市役所 幼児課内	八日市緑町10-5

②時間外保育事業〔延長保育事業〕

■事業の内容

延長保育事業は、保育所や認定こども園に就園する園児(2号・3号)の保護者が勤務時間帯等の都合で、基本保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ人数/日	126	126	129	129	129
量の見込み	延べ人数/年	30,194	30,194	31,010	31,010	31,010
確保方策	延べ人数/年	30,194	30,194	31,010	31,010	31,010
量の見込み	箇所	29	29	30	30	30
確保方策	箇所	29	29	30	30	30

■確保方策の内容

- 保育標準時間と保育短時間の利用者が延長保育を希望した場合に受け入れられる態勢を確保します。
- ニーズの増加に対応できるよう幼稚園の認定こども園化の検討や保育士等の確保に努めます。

③放課後児童健全育成事業〔学童保育所〕

■事業の内容

学童保育所は、就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後等に学童保育所で適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

市全体		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	量の見込み (利用人数)	人	412	387	414	369	347
2年生		人	377	412	387	414	369
3年生		人	319	377	412	387	414
4年生		人	223	248	266	298	281
5年生		人	137	154	170	183	200
6年生		人	84	80	95	105	112
合計		人	1,552	1,658	1,744	1,756	1,723
利用人数	確保方策	人	2,026	2,101	2,161	2,201	2,201
箇所		箇所	38	40	42	43	43

小学校区別		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	現状	確保方策
玉緒	量の見込み	人	66	66	63	65	69	70	
	確保方策	人	91	91	91	91	91		
御園	量の見込み	人	96	104	113	114	113	112	
	確保方策	人	142	142	142	142	142		
八日市南	量の見込み	人	145	150	161	170	173	141	小学校施設等の活
	確保方策	人	166	166	166	206	206		

●第5章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保方策●

小学校区別		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	現状	確保方策
箕作	量の見込み	人	169	180	193	196	195	136	小学校施設
	確保方策	人	207	207	207	207	207		
八日市北	量の見込み	人	99	115	123	121	124	89	小学校施設等の活
	確保方策	人	113	153	153	153	153		
八日市西	量の見込み	人	62	59	59	59	57	61	
	確保方策	人	88	88	88	88	88		
布引	量の見込み	人	78	87	85	84	66	80	
	確保方策	人	74	74	74	74	74		
市原	量の見込み	人	18	21	19	23	19	16	
	確保方策	人	30	30	30	30	30		
山上	量の見込み	人	38	44	35	34	30	38	
	確保方策	人	48	48	48	48	48		
五個荘	量の見込み	人	119	133	159	168	173	84	既存施設の有効活
	確保方策	人	118	153	173	173	173		
愛東南	量の見込み	人	21	26	29	26	29	15	
	確保方策	人	35	35	35	35	35		
愛東北	量の見込み	人	26	25	25	27	23	29	
	確保方策	人	36	36	36	36	36		
湖東第一	量の見込み	人	41	43	38	37	33	37	
	確保方策	人	37	37	37	37	37		
湖東第二	量の見込み	人	37	34	35	33	33	32	
	確保方策	人	76	76	76	76	76		
湖東第三	量の見込み	人	36	38	40	42	38	38	
	確保方策	人	78	78	78	78	78		
能登川東	量の見込み	人	101	110	114	106	97	94	
	確保方策	人	122	122	122	122	122		
能登川西	量の見込み	人	46	40	48	42	46	24	
	確保方策	人	56	56	56	56	56		
能登川南	量の見込み	人	132	163	180	198	197	124	小学校施設等の活用
	確保方策	人	164	164	204	204	204		
能登川北	量の見込み	人	19	14	17	15	15	28	
	確保方策	人	45	45	45	45	45		
蒲生東	量の見込み	人	42	40	44	43	42	51	
	確保方策	人	64	64	64	64	64		
蒲生西	量の見込み	人	104	110	104	96	95	82	
	確保方策	人	173	173	173	173	173		
蒲生北	量の見込み	人	57	56	60	57	56	48	
	確保方策	人	63	63	63	63	63		

※「現状」は令和元年度の利用人数実績

■確保方策の内容

- 学童保育所の利用ニーズの把握及び入所予測を行うとともに、関係機関と調整しながら施設の確保や運営の充実を図ります。
- 指導員のスキルアップを目的とした研修を実施し、学童保育所における保育の質の向上を図ります。

④子育て短期支援事業〔ショートステイ〕

■事業の内容

子育て短期支援事業は、支援・相談中の家庭において、保護者の育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、市が委託する施設（ファミリーホーム等）で児童を預かり、必要な保護・養育を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ人数/年	92	105	105	105	105
確保方策(年間受入数) (1回の受入可能数)	延べ人数/年 人/回	92 9	105 10	105 10	105 10	105 10

■確保方策の内容

○現在3施設と契約しており、各施設は1回に3人の受入れが可能であるが、緊急時に確実に受け入れることが目標であるため、各施設の1回の受入数を増やすための協議を行い態勢強化に努めます。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

■事業の内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要に応じ助言や適切なサービス提供につなげる事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	件/年	903	890	872	856	840
確保方策	件/年	903	890	872	856	840

■確保方策の内容

- 母子健康手帳発行時に事業の周知を行い、保健師による訪問を行います。
- 対象者への電話連絡等を行い、訪問率の向上を図ります。

⑥養育支援訪問事業

■事業の内容

養育支援訪問事業は、子育て不安など家庭養育上の問題を抱える、支援・相談中の家庭に対し、子ども家庭支援員等を派遣し、適切な家事や育児相談・支援を行う事業です。

家事・育児支援では、離乳食の準備や沐浴介助、食事の準備や片付け、家事・育児に関する簡易な相談助言等の支援を行います。

専門的相談支援では、妊娠期の相談、児童の成長に合わせた支援等、助産師や保健師などの専門職による相談支援を行います。

■量の見込みと確保方策

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
家事・ 育児支援	量の見込み	延べ回数/年	195	224	224	224	224
	確保方策(回数)	延べ回数/年	195	224	224	224	224
	(支援員数)	人	10	10	10	10	10
専門的 相談支援	量の見込み	延べ回数/年	115	132	132	132	132
	確保方策(回数)	延べ回数/年	115	132	132	132	132
	(支援員数)	人	8	9	9	9	9
合計	量の見込み	延べ回数/年	310	356	356	356	356
	確保方策(回数)	延べ回数/年	310	356	356	356	356
	(支援員数)	人	18	19	19	19	19

■確保方策の内容

○家事・育児支援については、登録している支援員を派遣しますが、不足する場合は委託先のヘルパーを活用します。

○専門的相談支援については、助産師や保健師など専門職種の支援員の確保が必要となるため、広報ひがしおうみや市ホームページ、公共施設等でのチラシの掲示等、募集方法を工夫し広く募集することで確保に努めます。

⑦地域子育て支援拠点事業

■事業の内容

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所としてつどいの広場を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ人数/年	70,757	70,821	70,910	70,913	70,962
確保方策	延べ人数/年	70,757	70,821	70,910	70,913	70,962
量の見込み	箇所	13	13	13	13	13
確保方策	箇所	13	13	13	13	13

■確保方策の内容

○既存の13箇所で事業の充実を図っていきます。

○各施設で利用定員はなく、提供体制が確保されているため、地域の子育て拠点として乳幼児及び保護者が気軽に利用できる環境をつくり、利用者の拡大を図ります。

公設「つどいの広場」	民営「つどいの広場」
八日市子育て支援センター	つどいの広場「ぼれぼれ」
愛東・永源寺子育て支援センター	つどいの広場「ぐるり」
五個荘子育て支援センター	つどいの広場「すずかけっこ」
湖東子育て支援センター	つどいの広場「えがお」
能登川子育て支援センター	つどいの広場「童夢の館どむどむ」
蒲生子育て支援センター	つどいの広場「やまびこ」
	つどいの広場「つくし児童館」

⑧-1 一時預かり事業

◇幼稚園型〔預かり保育〕

■事業の内容

預かり保育は、幼稚園や認定こども園（1号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事等で家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業です。

公立幼稚園においては、保育終了後1時間の預かり保育を実施しており、公立認定こども園においては、保育時間の前後1時間の預かり保育を実施しています。また、私立認定こども園においては各園の実施方針に基づいて行われています。

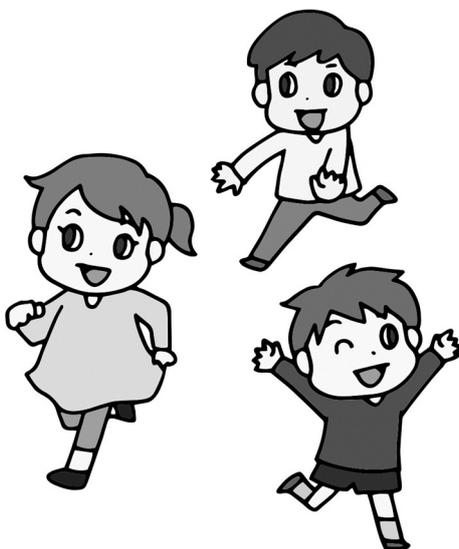
■量の見込みと確保方策

【全体】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用人数)	延べ人数/年	2,430	2,225	2,022	1,893	1,801
確保方策	延べ人数/年	11,265	11,265	11,265	11,265	11,265

■確保方策の内容

○多様なニーズに対応し、1日1施設当たり3人程度の園児を預かるための保育士等の確保に努めます。



⑧-2 一時預かり事業

◇幼稚園型以外

■事業の内容

幼稚園型以外の一時的預かり事業は、保護者の病気、看護、冠婚葬祭や育児疲れの解消などにより緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等を預かる事業です。

認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育所のほか、ファミリー・サポート・センターで一時的預かりを実施しています。

■量の見込みと確保方策

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
認定こども園 小規模保育事業所 認可外保育所	量の見込み	延べ人数/年	2,766	2,637	2,493	2,368	2,262
	確保方策	延べ人数/年	13,478	13,478	13,478	13,478	13,478
ファミリー・サポ ート・センター	量の見込み	延べ人数/年	26	27	28	29	30
	確保方策	延べ人数/年	26	27	28	29	30

■確保方策の内容

- 認定こども園での一時預かりは、1日1施設当たり3人程度の子どもを預かるための保育士の確保に努めます。
- 小規模保育事業所、認可外保育所、ファミリー・サポート・センターでは、現在の提供体制を維持できるよう、事業の継続を支援します。

⑨病児保育事業

■事業の内容

病児保育事業は、子どもが病気又は病気の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が難しく、保護者も就労等で保育ができない場合に、保育士や看護師がいる専用施設（愛東病児保育室、八日市病児保育室、能登川病児保育室）で一時的に保育を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み 計	延べ人数/年	181	180	180	180	182
愛東病児保育室	延べ人数/年	19	19	19	19	20
八日市病児保育室	延べ人数/年	15	15	15	15	15
能登川病児保育室	延べ人数/年	147	146	146	146	147
確保方策 計	延べ人数/年	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
愛東病児保育室	延べ人数/年	720	720	720	720	720
八日市病児保育室	延べ人数/年	720	720	720	720	720
能登川病児保育室	延べ人数/年	720	720	720	720	720
量の見込み	箇所	3	3	3	3	3
確保方策	箇所	3	3	3	3	3

■確保方策の内容

- 現在の3つの病児保育室運営が維持できるよう保育士や看護師確保に努め、事業の継続を図ります。
- 能登川病児保育室については、小学校3年生まで利用範囲を拡大します。
- 必要とする家庭が、必要なときに安心して利用ができるよう、事業を周知し、利用登録者数の拡大に努めます。
- 現在の3病児保育室について、能登川は「病児・病後児対応型」ですが、愛東、八日市は「病後児対応型」となっているため、今後、愛東、八日市についても、「病児・病後児対応型」での運営を目指し検討を行います。
- 利用者アンケート等を実施し、利便性の向上を図ります。

⑩子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕

■事業の内容

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（協力会員）が会員登録し、地域の中で支え合いながら子育てを行う事業です。

アドバイザーが橋渡し役となり、会員相互の援助活動により子育て家庭の育児を支援します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ件数/年	824	849	874	900	927
確保方策	延べ件数/年	824	849	874	900	927
確保方策 (協力・両方会員数)	人	193	203	213	223	233

※両方会員とは、依頼会員も協力会員もどちらの活動もできる会員

■確保方策の内容

○子育て支援センターが実施する「赤ちゃん広場」で啓発活動を実施したり、会員養成講座を実施して、協力会員、両方会員の登録を推進して、急なニーズに対応できる態勢を整備します。

○協力会員の交流事業や講習・研修等への参加を積極的に促し、会員のスキルアップを図ります。



⑪妊婦健康診査事業

■事業の内容

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む。）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担する事業です。本市では、妊婦が産院で受診する基本健診（1人14回）等に補助をしています。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ回数/年	12,460	12,208	11,984	11,760	11,564
確保方策	延べ回数/年	12,460	12,208	11,984	11,760	11,564
量の見込み	実人数/年	890	872	856	840	826
確保方策	実人数/年	890	872	856	840	826

■確保方策の内容

○妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、特定教育・保育施設事業者が実費徴収している日用品や文房具の購入に要する費用等について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

■量の見込みと確保方策

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	延べ月数	126	116	105	98	93
2号認定	量の見込み	延べ月数	104	103	102	104	108
3号認定	量の見込み	延べ月数	49	51	53	54	55

■確保方策の内容

○国の動向に応じて補助をします。

○低所得世帯の負担軽減のため、継続して事業を実施します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業の内容

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、社会福祉法人等が運営する認定こども園（1号）において、特別な支援を必要とする子どもが通園している場合、対応する保育士又は保育教諭の加配に必要な費用（月単位）の補助をしています。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ人数/年	48	48	48	48	48
確保方策	延べ人数/年	48	48	48	48	48
量の見込み	箇所	4	4	4	4	4
確保方策	箇所	4	4	4	4	4

■確保方策の内容

○社会福祉法人等が運営する各認定こども園において、特別な支援を必要とする子どもを受け入れる態勢が維持できるよう保育士又は保育教諭の確保及び育成を支援します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所、幼稚園、認定こども園等の保育料が無償化されたほか、一時預かり（預かり保育含む）や認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用料に対する給付制度として、「子育てのための施設等利用給付」が新たに創設されました。

この給付の実施に当たっては、現行の「子どものための教育・保育給付」の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、対象となる施設の運営状況の把握などについては、滋賀県と連携しながら情報の把握に努め、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

第6章 子ども・子育て支援事業



基本目標ごとに定めた施策の方向性と主要施策の下、それぞれの課題、事業の方向性及び各事業を整理し、本計画の基本目標を達成するために推進する内容を示します。

基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり

1 幼児期の教育・保育環境の充実

(1) 教育・保育の量の確保

課題

- 令和元年 10 月に実施された幼児教育・保育の無償化により、多様化する保育ニーズへの対応が必要です。
- 女性の就業率の上昇から共働き世帯に対応した教育・保育の量の確保が必要です。
- 特に 0～2 歳児の待機児童解消のため、保育士等の確保や保育士等が継続して就労できる職場環境の整備が重要になります。

事業の方向性

教育・保育の量の確保として、幼稚園の認定こども園化を進め、1号・2号認定の柔軟な定員変更により定員調整を図ります。0～2歳児は、民間事業者を含めた小規模保育事業所の整備について検討します。また、保育士等の確保や職場環境等の整備に努め、安心・安全な保育環境の確保を図ります。

事業

事業	① 保育の量の拡充	担当課	幼児課 幼児施設課
内容	これまでの認定こども園化の推進により、施設面における3～5歳児の入所受入枠は確保されてきたため、今後は0～2歳児の待機児童の解消を図るために、民間事業者も含めた小規模保育事業所の整備を推進し、入所受入枠の拡充に努めます。		
事業	② 認定こども園の整備	担当課	幼児施設課
内容	地域のニーズを踏まえ、幼稚園の3～5歳児を対象とした認定こども園の整備を進めます。		

事業	③ 保育士等の人材の確保	担当課	幼児課
内容	<p>働きやすい職場環境の整備や処遇改善等により人材確保を図り、保育サービスや園児数に対応する適正な職員配置を行います。</p> <p>また、保育体験や研修会、就職フェア、高校生等を対象の保育の仕事説明会の実施により、魅力ある保育をPRすることで、本市での就労希望者を増やします。</p>		

【関連事業】

- ・安心・快適に利用できる幼児施設の整備

(2) 質の高い教育・保育の提供

課題

○教育・保育事業の形態にかかわらず、質の高い教育・保育を提供するために、職員の質の向上を目的とした研修体制を充実させる必要があります。

事業の方向性

質の高い教育・保育の提供につなげるため、職員の質の向上を図る研修体制・人材育成体制を構築します。また、子育て等の相談支援を充実させ、支援を必要とする人が適切に子育て支援を利用できる環境をつくります。

事業

事業	① 職員の質の向上	担当課	幼児課（幼児教育センター） 学校教育課 教育研究所
内容	<p>幼児教育センターを拠点とし、職員の質の向上を図るため、教育研究所や学校教育課と連携し、職員の専門性を高めます。特に初任者研修、ライフステージ研修を設け、若手職員の育成とともに、保育力アップ研修や指導員による園巡回指導を実施します。また、幼児期の教育と学校教育の相互理解を深めるため、幼小中連携を進めます。</p>		
事業	② 保育アドバイザーによる相談支援	担当課	幼児課
内容	<p>幼児課に、保育アドバイザーを配置し、施設やサービス利用が円滑にできるよう入所相談の保護者を対象に、子育て等の相談支援を行います。また、必要に応じて、関係機関との情報共有により、相談支援を充実します。</p>		

(3) 多様な保育の充実

課題

○病児保育事業は、ニーズ調査結果を見ると「病児・病後児保育の利便性がよくない」の割合が前回調査よりも高く、必要なときに円滑に利用できるよう、利便性の向上を図る必要があります。

○病児保育事業、一時預かり事業等のサービスは、頼れる人が身近にいない子育て家庭に必要とされる支援であり、利用方法等を十分に周知することが必要です。

事業の方向性

緊急時の保育ニーズに応えることができるよう、一時預かり事業や病児保育事業等、多様な保育ニーズに応えることができる環境を整えます。

事業

事業	① 一時預かり事業	担当課	幼児課
内容	保護者の不定期の就労や疾病等による緊急時に、一時的に保育を必要とする家庭に保育を提供するとともに、リフレッシュが必要になった時の一時預かり等、多様な保育ニーズに応えることができるよう保育士等の確保に努めます。		
事業	② 病児保育事業の充実	担当課	幼児課
内容	<p>病気やけがにより安静を必要とする子どもが、保護者の仕事等の都合により自宅で保育できない場合も安心して預けられるよう、病児保育を実施します。</p> <p>また、様々な機会を通して事業内容や利用方法を周知するとともに、利用手順の簡略化やアンケートによる改善点の洗い出しをするなど利便性の向上を図り、安心して利用できる環境を整えます。</p>		



2 放課後等の子どもの活動の場の充実

(1) 多様な放課後活動等の推進

課題

- 子どもが安心・安全に過ごせる放課後活動の場として、児童センターや地域のコミュニティセンターにおける活動の充実が必要です。
- 夏休み等の長期休暇中の子どもの居場所づくりが求められます。

事業の方向性

学校や学童保育所以外でも、子どもたちが多様な活動や学習を行うことができる環境をつくるため、地域のコミュニティセンターや児童センター等を活用し、子どもの居場所となる様々な地域活動の活性化を図ります。

事業

事業	① 子どもの体験活動の場の提供	担当課	生涯学習課
内容	放課後や週末に、体験活動を通じた学びの場として、また安心して活動できる場として、地域のコミュニティセンター等を活用し、学習やスポーツ・文化活動等を行い、地域の大人や保護者等が積極的に関わりを持ちながら、子どもが地域で健やかに育つ場を提供します。		
事業	② 児童センターの活動の活性化	担当課	こども政策課
内容	東近江市福祉センターハートピア（児童センター）において、長期休暇中の子どもの居場所づくりなどの事業を展開し、遊びを通じた仲間づくりを促進し、活動の活性化を図ります。		

(2) 学童保育所と放課後子ども教室の推進

課題

- 学童保育所の利用ニーズの増加に対応できるよう、計画的な施設確保や保育の質の向上が必要です。
- 放課後子ども教室の継続的な実施について、実施場所や人材の確保・育成が課題となっています。
- 「新・放課後子ども総合プラン」への対応として、子どもの自主性や社会性を育む居場所づくりについて充実が求められます。

事業の方向性

学童保育所の運営については、利用ニーズに応じた施設の確保と保育の質の向上を図ります。また、学童保育所と放課後子ども教室の一体的な提供の在り方について検討し、子どもの自主性や社会性を育む子どもの居場所の確保に努めます。

事業

事業	① 学童保育所の充実	担当課	幼児施設課 こども政策課
内容	<p>就労等により昼間保護者が家庭にいない子どもに対し、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供します。</p> <p>また、学童保育所の利用ニーズの把握及び入所予測を行いながら、施設の確保や運営の充実を図ります。</p> <p>さらに、学童保育所における保育の質を維持・向上させるため、指導員のスキルアップ研修を実施します。</p>		
事業	② 放課後子ども教室の実施	担当課	学校教育課 生涯学習課
内容	<p>全ての児童を対象として、放課後や長期休暇中に、小学校の空き教室やコミュニティセンターを利用し、地域と連携しながら人材確保・育成に努め、体験や交流、学習の機会を提供する放課後子ども教室を実施します。</p>		
事業	③ 学童保育所・放課後子ども教室の連携	担当課	生涯学習課 学校教育課 こども政策課
内容	<p>教育・福祉に関する関係機関が連携して、学童保育所と放課後子ども教室の一体的な提供の在り方について検討します。</p>		

3 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援

(1) 学校・家庭・地域の連携強化

課題

- 子どもの社会性の育みや地域への愛着の形成という視点からも、子どもの育ちの場である学校において、地域の多様な人材を活用し、地域の大人と交わる機会を確保することが求められます。
- 学校生活に不安や悩みを抱える児童は多く、学校において専門的な相談支援を担う人材の充実が必要です。

事業の方向性

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施します。また、不登校、学校での人間関係、家族関係、非行の問題を抱える児童生徒の相談支援を行い、児童生徒が自己肯定感を高め、主体的に取り組み、集団生活に適應できる力を育成します。

事業

事業	① 地域に開かれた学校づくりの推進	担当課	学校教育課
内容	地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、小・中学校のホームページの充実を図り、学校情報の地域への発信に努め、地域や保護者への学校経営の説明責任を果たすとともに、学校評議員をはじめ地域の人たちの意見を取り入れ学校経営にいかします。		
事業	② 地域学校協働本部事業	担当課	生涯学習課
内容	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施します。		
事業	③ 学校施設の開放	担当課	スポーツ課
内容	小・中学校の体育施設等を開放し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。		

●第6章 子ども・子育て支援事業●

事業	④ 学校における相談体制の充実	担当課	学校教育課
内容	<p>子どもや保護者の様々な悩みや不安の解消、心のケア等を図るため、小学校では、福祉的・教育相談的な知識や経験を有する専門的な知識を有する者及び子どもの心に寄り添う大学生等のスクーリング・ケアサポーターを配置します。</p> <p>また、小・中学校では、スクールカウンセラーによる相談活動を行います。</p> <p>さらに、保幼小中学校の連絡協議会と研修会等を利用した教師の教育相談の質的な向上を目指します。</p>		

事業	⑤ 子どもの電話相談窓口の周知	担当課	学校教育課 人権・男女共同参画課 こども相談支援課
内容	<p>「学校問題サポートライン」や「子ども電話相談」等の電話相談窓口の設置や「子どもの人権110番」を広く周知することにより、人間関係やいじめ問題、その他の悩みごとを抱え込んでいる子どもや保護者に寄り添い支援します。</p>		

事業	⑥ 児童生徒成長支援室の充実	担当課	学校教育課
内容	<p>支援教室に通室する不登校（傾向）児童生徒にとって、安心できる場・心ふれあう場・自信づくりの場となる環境をつくり、学校復帰や社会的自立を目指して力を付けられるよう、関係機関と連携を密にし、個々の児童生徒の状況に応じた支援に努めます。</p> <p>また、不登校（傾向）児童生徒の保護者及び学校・教員等へ、相談員による相談支援を行います。</p>		

事業	⑦ 子どもと本を結ぶ活動の推進	担当課	生涯学習課 図書館 学校教育課
内容	<p>子ども読書活動推進計画に基づき、市内の子どもが、読書の楽しさを実感し、将来にわたる読書習慣を身に付け、本を通して自ら学習し成長できるよう、関係課が連携し取組を進めます。また、公立図書館と学校図書館との連携により、子どもが魅力を感じるような選書、調べ学習に関する相談等を行うことで読書活動の充実を図ります。</p>		

【関連事業】

- ・ 地場農産物を利用した給食の促進
- ・ 食育推進計画の推進

(2) 次世代の親の育成

課題

- 子どもたちの学力の向上や技能習得につながるきめ細かな指導が求められます。
- 未成年者の薬物や喫煙は、健康や生活環境への影響が大きいため、学校等における心身の健康づくりとしての学習機会が必要です。

事業の方向性

学校教育では、子ども一人一人の能力や特性等に応じた、きめ細かな指導を実施します。また、次世代の親となっていく子どもたちに、命の大切さや好ましい道徳性を身に付けられるよう、学習の機会を提供していきます。

事業

事業	① 「確かな学び」を育む教育の推進	担当課	学校教育課
内容	<p>子どもの実態を踏まえ、基礎的な知識・技能を確実に習得できるよう、一人一人の能力や特性等に応じた、きめ細かな指導を実施します。</p> <p>学力向上プランを基に全教員が授業改善を行い、児童生徒一人一人の特性に合わせた学習指導を継続します。</p>		
事業	② 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	担当課	学校教育課 健康推進課
内容	<p>喫煙・飲酒・薬物乱用が及ぼす心身の健康への影響について、教科等での指導や薬物乱用防止教室を実施するとともに、地域でも予防啓発に努めます。</p>		
事業	③ 高度情報機器の適正利用の推進	担当課	学校教育課
内容	<p>児童生徒が自分で生活習慣をコントロールできる力を身に付けられるよう、高度情報機器（スマートフォン、タブレット、ゲーム機等）の適正利用について指導を行います。</p> <p>また、児童生徒がSNS等の「インターネット上のいじめ」の被害者や加害者にならないよう、学校生活において指導を行います。</p>		
事業	④ 性教育の推進	担当課	学校教育課
内容	<p>学校保健と地域保健・医療が連携し、人の体や心の成長（性徴）や、命のつながりを知り、自他の生命や人権を尊重する教育を実施していきます。</p>		
事業	⑤ 次世代の親の育成	担当課	学校教育課
内容	<p>認定こども園等での中学生と乳幼児とのふれあい体験等を通して、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取組を進めます。</p>		

基本目標2 ▶▶ 安心して産み健やかに育てられる環境づくり

1 産前・産後からの切れ目のない支援の充実

(1) 母子の健康への支援と医療機関との連携

課題

- 理想より現在の子どもの人数が少ない保護者が多く、子どもを産み育てやすい環境をつくることが求められています。
- 子育てに不安や負担を感じる保護者が多く、子育て支援センター等への相談内容も複雑多様化し、相談支援・体制の充実が求められます。

事業の方向性

安心して妊娠・出産・子育てができるよう関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談等を実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりをもって子育てができるよう相談支援を充実します。

事業

施策	① 安全な妊娠・出産と新生児の健康確保	担当課	健康推進課
内容	安定した妊娠期を過ごし、安全な出産が迎えられるよう、妊婦健康診査の助成を行います。健全な母体づくりに向け学校保健との連携や、助産師・栄養士・保健師の連携を強化します。また、母子健康手帳の交付時の妊婦アンケート・面談の実施やその後の継続した相談支援により、母体や家族状況を丁寧に把握し、安全な妊娠期・産後を過ごせるよう早期の支援に取り組み、新生児の健康確保に努めます。		
施策	② 産前・産後支援	担当課	子育て支援センター 健康推進課
内容	子育て家庭の保護者が安心して子育てができるよう、保健師等による相談・助言を行います。 また、マタニティ教室の開催や産後ママサポートチケットの利用促進を通して、産前・産後の悩みや不安解消を図ります。 さらに、利用者支援事業において、基本型と母子保健型の連携を強化し、子育て世代包括支援センターの機能を充実します。		

施策	③ 乳幼児健康診査の推進	担当課	健康推進課
内容	<p>子どもの成長発達の大変な節目に合わせて乳幼児の健康診査を行います。健診が「子どもを理解し、日頃の子育てを振り返り、親子関係を考えられる学習の場」となり、「子どもの成長に気づき、喜べる場」であり「困ったことや悩んでいることについて支援してもらったり、仲間がいることがわかり安心できる場」となるように、保健指導内容の見直しと、更なる充実に努めます。また、乳幼児期からの生活習慣病予防の取組を行います。</p>		

施策	④ 乳児おむつ等支給事業	担当課	こども政策課
内容	<p>満1歳未満の乳児を養育する家庭に対し、おむつ等の宅配を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減します。また、子育て経験のある専門のスタッフによる声掛けや見守りにより、産後育児に対する不安の解消を図ります。</p>		

【関連事業】

- ・ 周産期医療の確保
- ・ 医療情報の提供・意識啓発
- ・ 小児医療の確保
- ・ 不慮の事故防止対策の推進
- ・ かかりつけ医づくりの推進

(2) 妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や支援

課題

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及が必要です。
- 不妊や不育症で悩む方への不妊治療や不育症に対する支援が必要です。

事業の方向性

次世代を担う子どもたちやこれから親となる夫婦への正しい知識の普及を図ります。また、不妊等に悩む夫婦への相談支援の充実や助成事業の啓発に努めます。

事業

事業	① 妊娠・出産に関する正しい知識の普及	担当課	健康推進課 学校教育課
内容	<p>次世代を担う子どもたちに対して、学校等と連携して、妊娠・出産に関する正しい知識を普及します。また、母親だけでなく、父親のマタニティ教室等への参加を促し、夫婦が協力して、妊娠・出産・子育てに関わっていきけるよう学べる機会を提供します。</p>		

事業	② 不妊及び不育症治療に対する助成と啓発活動の推進	担当課	健康推進課
内容	不妊の専門的な事柄や悩み等、不妊全般に関する相談機関を紹介するとともに、窓口対応職員のスキルアップにも努めます。滋賀県と本市の「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」と「東近江市不育症治療費助成事業」について、対象者への周知徹底に努めます。		

2 地域における子育て支援の充実

(1) 子育て支援ネットワークづくり

課題

- 子育てサークル数は減少しており、子育てサークルへの支援とリーダーの育成が必要です。
- ファミリー・サポート・センターでは、協力会員の担い手が不足しています。
- 核家族化の進行による子育て環境の変化への対応が必要です。
- 子育てに不安や負担を感じる保護者への支援が必要です。
- 必要な人に必要な支援を届けられるよう、情報提供の充実が求められます。

事業の方向性

子育て支援センターを中心に地域ぐるみで子育てを推進するため、地域で活動する関係団体等と連携し、子育てに不安や負担を抱える保護者への支援を充実します。

事業

事業	① ファミリー・サポート・センターの利用促進	担当課	子育て支援センター
内容	多様な子育てニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、子育て支援に関わる行政機関や民間団体と連携し、事業の利用促進を図ります。協力会員の登録については、子育て家庭相互の共助を推進するため、地域子育て支援拠点事業の「つどいの広場」などを利用し、両方会員の登録を推進します。急なニーズに対応できる体制を整備するとともに、協力会員が継続的な支援を提供できるように、交流事業や講習・研修等への参加を積極的に促し、会員のスキルアップを図ります。		

事業	② 子育てに関する関係機関・団体の充実	担当課	子育て支援センター 幼児課
内容	<p>子育てを取り巻く様々な問題に対処するため、親子の遊びの広場、仲間づくり、子育て相談、子育て情報の提供、サークルへの支援とリーダーの育成、ボランティアの発掘・育成等、きめ細かな子育てサービスの提供と支援の充実を図っていきます。</p> <p>また、認定こども園をはじめ関係機関の連携強化とともに、情報提供の充実に努めます。</p>		

事業	③ 認定こども園等における子育て支援	担当課	幼児課
内容	<p>認定こども園等において、地域の子育て支援を行う施設として、育児相談や情報の提供、未就園児と園児又は保護者同士の交流機会の提供を図ります。</p>		

事業	④ 子育て情報の提供	担当課	こども政策課 子育て支援センター 幼児課
内容	<p>子育てマップ、子育て支援情報、認定こども園等の申込みに関する情報、遊び場情報について、広報ひがしおうみ、市ホームページ内「キッズページ」、東近江スマイルネット、子育てハンドブック「ららら」等を活用し、教育・保育サービスについての子育て情報を発信し、子育て支援の提供につなげます。</p>		

事業	⑤ 切れ目ない子育て拠点事業	担当課	こども政策課
内容	<p>結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、ワンストップで相談できる体制や、地域の様々な担い手による子育て支援のネットワークを構築し、地域で親を支え、地域コミュニティの中で安心感や充実感を持って子育てができる社会を目指します。</p>		

事業	⑥ 赤ちゃんの駅設置事業	担当課	こども政策課
内容	<p>乳幼児を抱える保護者が、外出先で気軽におむつ替え、授乳などができる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ります。</p>		

(2) 親育ち支援

課題

○生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期は、家庭における親子の関わりやふれあいが重要です。保護者自身も育児や子どもへの接し方に様々な不安を抱えている中、親子の関わりやふれあいについて学び考える場が必要です。

事業の方向性

絵本を通して親子がふれあう機会を提供するとともに、様々な家庭の親子のコミュニケーションの姿を目にすることで、自分の子育てについて考えたり、不安を解消したりするきっかけづくりを推進します。

また、子どもの育ちをしっかりと支えていけるよう、様々な学習機会や情報の提供に努め、親子の育ちを支援します。

事業

事業	① 図書館活動を活用した親育ちの促進	担当課	図書館 幼児課
内容	<p>市内のボランティアグループと協働し、赤ちゃんと保護者のためのおはなし会等、乳幼児サービスを充実し、子どもと保護者がくつろいで過ごせる居場所づくりに努めます。児童書をはじめとする多様な資料の提供を通して、子どもと保護者のコミュニケーションの充実を図るとともに、子育てに関して保護者の心のケアや問題解決の糸口となるような参考資料を収集・整備し、利用促進に努めます。</p> <p>また、認定こども園等における園文庫等の環境整備支援、保護者に向けた絵本講座等の開催や講師派遣による子育て支援の取組を進めます。</p>		
事業	② 乳幼児への絵本の読み聞かせの推進	担当課	子育て支援センター 図書館 健康推進課
内容	<p>乳幼児と保護者が絵本を通してふれあえるように、つどいの広場で乳幼児と保護者を対象にした絵本の読み聞かせ会を開催します。また、保護者へ読み聞かせの方法や読み聞かせに適した本を紹介します。</p>		
事業	③ 家庭の教育力向上に向けた学習機会と情報の提供	担当課	生涯学習課
内容	<p>PTA、青少年育成市民会議等の各種団体やコミュニティセンターと連携・協力し、保護者や地域住民が家庭教育について学習する機会や子育てについて情報交換できる場を設けます。また、家族のきずなの大切さを認識する機会として「家族ふれあいサンデー」を推進し周知を図ります。</p>		

基本目標3**全ての子育て家庭を支援する環境づくり****1 障害のある子どもへの支援の充実****(1) 学校・園における支援体制の充実****課題**

○特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援教育への対応が求められます。また、障害の有無にかかわらず、子どもが学校・園で共に学ぶことのできる環境づくりが必要です。

事業の方向性

障害のある子どもの教育的ニーズを把握し、多様な学びの場の充実に努めます。また、発達支援センター等関係機関と連携し、職員を対象とした研修を行い、学校・園における障害への理解を促進します。

事業

事業	① 特別支援教育の充実	担当課	学校教育課
内容	障害のある子どもの教育的ニーズを把握し、特別支援学級・通級指導教室・通常の学級等の多様な学びの場の充実に努めます。また、児童生徒一人一人の発達に応じた適切な支援ができるよう、各種研修を通して、教員の専門性の向上と専門的な知識や技能のある専門員の確保と養成に努めます。さらに、交流及び共同学習による理解教育の推進を図ることにより、自立と社会参加に向けた取組を進めます。		
事業	② 学校・園におけるインクルーシブ教育の推進	担当課	学校教育課 幼児課
内容	障害のある子どもが、集団生活を通して成長発達していくよう、各学校・各園の特別支援教育コーディネーターを中心に質の高い特別支援教育を行います。 また、発達支援センター等、関係機関と連携して、コーディネーターをはじめ職員の質の向上のための職員研修の充実に努めます。		
事業	③ 障害に関する研修の適正な実施	担当課	発達支援センター
内容	障害に関する正しい知識と理解やサポートファイルの活用についての理解、個別の教育支援計画、個別の指導計画の表記方法等の研修を実施するとともに、校内研修会やケース検討会に、巡回相談員の活用を進めていきます。		

(2) 障害の早期発見・理解促進に向けた取組の充実

課題

- 障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばすため、乳幼児健診等の機会を通して、子どもの発達上の課題を早期に発見し、早期の療育につなげていくことが必要です。
- 障害のある子どもが豊かな地域生活を送ることができるよう、障害についての理解促進を進めることが重要です。

事業の方向性

障害のある子どもの健全な発達を支援するため、関係機関と連携を図り、早期発見・早期療育に取り組むとともに、研修会等を実施し、障害についての理解促進を図ります。

事業

事業	① 心身の発達に関する相談及び支援	担当課	発達支援センター 健康推進課
内容	早期に適切な療育を提供できるよう、乳幼児健診等多様な機会を通して早期相談を行い、発達支援センターでの療育やことばの教室等の療育事業につなげます。また、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。さらに、適切な医療の提供のため、専門医療機関の確保に努めます。		
事業	② 障害に関する啓発	担当課	障害福祉課 発達支援センター
内容	発達支援セミナー等の機会を通して、市民をはじめ民生委員・児童委員や障害のある子どもの保護者、関係機関職員に対し、発達障害についての正しい理解や関わり方、就労支援等について周知します。		

(3) 障害児福祉計画との連携

課題

- 国では、保健、医療、福祉等の連携を促進し、医療的ケアが必要な障害のある子どもへの支援の充実が求められています。
- 障害のある子どもが身近な地域で生活できるよう、障害児福祉サービスの質の向上が求められます。

事業の方向性

「東近江市障害児福祉計画」と連携を図りつつ、障害のある子どもとその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう、年齢や障害の特性に応じた適切な専門的支援が受けられるよう取り組みます。また、障害のある子どもとその家庭への各種手当の支給や、日中の居場所づくりに取り組みます。

事業

事業	① 障害のある子どもとその家庭への各種手当の支給・医療費の助成	担当課	障害福祉課 保険年金課
内容	<p>20歳未満の在宅重度心身障害児で、日常生活が著しく制限され、介護が必要な状態の人に、障害児福祉手当を支給します。また、20歳未満の在宅で中度以上の心身障害児を養育している人に、特別児童扶養手当を支給します。</p> <p>さらに、障害のある子どもがいる家庭の生活基盤の安定を図るため、医療費助成を実施するとともに、支援を必要とする子どもが、各種手当や医療費助成制度を適切に利用できるよう、広報等で周知を図ります。</p>		
事業	② 障害のある子どもがいる家庭への支援	担当課	障害福祉課 発達支援センター
内容	<p>「東近江市障害児福祉計画」における障害のある子どもへの施策と緊密な連携を図りつつ、障害のある子どもとその家族が身近な地域で安心して暮らせ、年齢や障害の特性に応じた適切な専門的支援が受けられるよう取り組みます。</p> <p>また、医療的ケアが必要な障害のある子どもへの適切な支援については、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野が共通の理解に基づき、協議する場の設置について検討します。</p>		
事業	③ 障害のある子どもの活動への支援	担当課	障害福祉課 福祉総合支援課
内容	<p>放課後や学校の長期休暇時における、障害のある子どもの余暇活動を支援するため、ホリデー事業を実施するとともに、障害児童クラブや障害児サロンの活動を支援します。</p> <p>また、放課後における障害のある子どもの居場所を確保するため、サービス提供事業者と連携し、日中一時支援事業や放課後等デイサービスの拡充を図ります。</p>		

2 子育てに困難を抱える家庭への支援の充実

(1) 貧困・ひとり親家庭等への支援

課題

- 経済的な理由により、希望する進学先を諦めることがないようにするための進学への支援が必要です。
- ひとり親家庭は経済的な不安を抱えている割合が高い傾向にあるため、ひとり親家庭等に対する支援体制の強化が必要です。

事業の方向性

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活困窮家庭の子どもと保護者に対して、地域や関係機関が連携し支援を行います。また、ひとり親家庭の抱える課題に対応する相談体制を充実させるとともに、経済的自立に向けた資格取得の支援等を行います。

事業

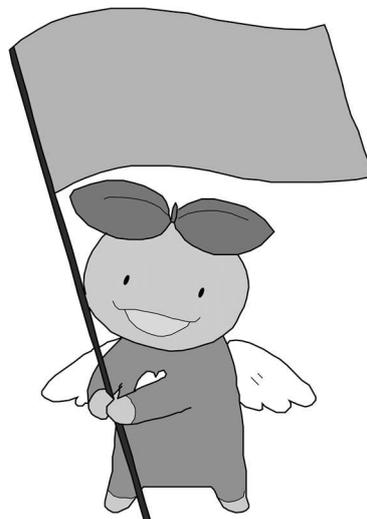
事業	① 生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援	担当課	福祉総合支援課
内容	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮家庭の子どもと保護者に対し、学習支援及び生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。また、中途退学防止の取組等高校生世代への支援も行います。		
事業	② 生活困窮家庭の自立に向けた支援	担当課	生活福祉課 福祉総合支援課
内容	民生委員・児童委員をはじめ社会福祉協議会等関係機関との連携を強化し、生活困窮世帯の実態を把握するとともに、生活意欲の向上や自立更生に向けて、適切なサービスの提供やアドバイスを行います。また、民生委員・児童委員に対し、自立相談支援事業や生活保護制度を周知し、生活困窮家庭への支援について理解と協力を求めます。		
事業	③ ひとり親家庭等への手当の支給・医療費の助成	担当課	こども政策課 保険年金課
内容	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当等の支給を行います。また、医療費助成として、自己負担金を超える分の一部を助成します。さらに、低所得世帯への福祉医療費助成については、県制度の状況を見ながら、制度の維持に努めます。		

事業	④ ひとり親家庭等への自立に向けた相談体制の充実や情報の提供	担当課	こども政策課
内容	母子・父子自立支援員による相談体制を充実させ、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭の生活全般に関わる相談に応じます。また、自立支援プログラムの策定、ハローワーク等との連携、能力開発のための給付金の支給等を行い、就業を軸とした自立に向けた支援や情報提供に努めます。		

事業	⑤ ひとり親家庭等への子どもの生活・学習支援事業	担当課	こども相談支援課
内容	ひとり親家庭等で、養育に不安を抱える家庭の子どもに対して学習指導や簡単な家事指導を行うことにより、子どもの心の支えとなり自立心を養うホームフレンドを派遣します。 派遣に当たっては、コーディネーターを配置し、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対して、その子に合ったホームフレンドをコーディネートすることで子どもの育ちを支えます。 また、様々な状況の家庭に適切に対応するため、ホームフレンドの確保に努めます。		

事業	⑥ 就学援助費の給付	担当課	教育総務課
内容	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等の一部を援助します。		

事業	⑦ 子どもの貧困対策推進のための体制整備	担当課	こども政策課
内容	子どもの貧困に関わる関係課が連携して、分野横断的な支援体制を構築します。また、研修会の開催等を通して、地域の支援者や子どもに関する関係機関の「子どもの貧困」への理解を促します。さらに、教育・保育、保健、福祉の関係分野が連携して、子どもの貧困対策に係る地域資源を整理し、対象者への情報発信に努めます。		



(2) 子育て家庭の経済的基盤の安定

課題

○家庭の経済状況が子どもの育つ環境に影響するため、生活の安定を支援することが求められます。

事業の方向性

経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないように児童手当の支給や医療費の助成を行います。

事業

事業	① 児童手当の支給	担当課	こども政策課
内容	<p>家庭における生活の安定と、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給するとともに、未申請者への案内や現況届未提出者への督促等を行いながら、制度の周知を図っていきます。</p> <p>また、申請手続の負担が軽減されるよう添付資料の簡略化を進めます。</p>		
事業	② 子どもの医療費の助成	担当課	保険年金課
内容	<p>乳幼児福祉医療費助成や子ども医療費助成により、中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成し、安心して医療が受けられる環境の整備と健康の保持及び福祉の増進を図ります。</p>		
事業	③ 公営住宅の提供	担当課	住宅課
内容	<p>低額の家賃で入居できる市営住宅の入居募集について、市ホームページや広報ひがしおうみに掲載し、住宅課窓口及び各支所にて募集案内の配布による相談及び電話による入居相談を実施します。また、準特定優良賃貸住宅（公営型）の入居募集については、入居選考基準に子育て世帯を考慮します。</p>		

(3) 外国にルーツのある子どもへの支援

課題

○外国にルーツのある子どもは増加傾向にあり、言語や文化、価値観の違いにより、学習・生活における課題が生じている子どもへの対応が必要です。

事業の方向性

通訳の派遣や初歩的・基礎的な生活指導や日本語指導等の適応指導を行うことで、外国にルーツのある子どもが国籍や育った環境の違いによって、学びの機会が制限されないよう支援します。

事業

事業	① 外国にルーツのある子どもへの支援	担当課	学校教育課 幼児課
内容	教育・保育現場への通訳等支援者を配置及び派遣し、外国にルーツのある児童生徒が、各学校・園においてスムーズに教育・保育を受けることのできる環境の充実を図ります。		
事業	② 外国にルーツのある子どもへの日本語指導・生活指導	担当課	学校教育課 幼児課
内容	日本語の初期指導が必要と認められる外国にルーツのある子どもの就園・就学を支援するため、「いろは教室」や外国籍児サポートルーム「にこにこ」等において、初歩的・基礎的な生活指導や日本語指導を含む適応指導を行う日本語初期指導教室、学習指導を実施します。		

3 子育て不安や負担の軽減と児童虐待防止対策の充実

(1) 孤立している保護者への支援

課題

○認定こども園等に通園する0～2歳児が増加しているものの、まだまだ家庭で保護者と過ごす乳幼児も多く、子育て家庭の孤立化を防ぐための対応が必要です。

事業の方向性

親子が気軽に集え、不安を解消するための相談場所として、つどいの広場を展開し、親子の交流の促進と孤立の解消を図ります。

事業

事業	① 地域子育て支援拠点事業の推進	担当課	子育て支援センター
内容	乳幼児と保護者が気軽に集い、ふれあいながら相互に交流できる場所として、つどいの広場を開設し、子育て相談や助言、情報提供を行います。また、利用者の増加を図るため積極的な周知を行います。		

事業	② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	担当課	こども相談支援課
内容	要保護児童対策地域協議会事務局職員の専門性の強化を図るため、児童福祉司任用資格取得者等専門職の確保と人材育成を図ります。 また、子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域全体で子どもと子育てを支援する体制をつくり、地域で民生委員・児童委員や自治会を対象とした出前講座を実施します。		

事業	③ 主任児童委員や民生委員・児童委員との連携	担当課	健康福祉政策課 健康推進課 福祉総合支援課 こども相談支援課 子育て支援センター
内容	子育てにおける様々な問題を未然に防ぐため、学校・園と交流訪問により連携を強化し、子育て支援活動に努めます。主任児童委員や民生委員・児童委員の存在を知ってもらうためのPR活動に努めるとともに、関係課と連携して、「はじめまして赤ちゃんにここにご訪問」事業に必要な助言・協力を行うことで、子どもの養育に不安を抱える家庭の早期発見への一助とします。 また、こども相談支援課や子育て支援センターを拠点とした活動について民生委員・児童委員へ情報提供し、参加を促進します。		

(2) 児童虐待防止対策の充実

課題

○虐待に関する相談件数は年々増加し、虐待に至る要因が複雑多様化しているため、児童虐待防止の推進と支援体制の充実が求められます。

事業の方向性

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のため、関係機関との連携を深めるとともに、関係職員の質の向上に努めます。また、児童虐待防止の理解が広まるよう地域への啓発を行います。養育に課題を抱える家庭への支援についても充実を図ります。

事業

事業	① 要保護児童対策地域協議会における調整機関としてのスキルアップと関係機関等の連携	担当課	こども相談支援課
内容	子どもの安心・安全を図るため、要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、効果的な運営を図り、関係機関との連携を密にすることが大切です。そのため、より迅速で正確な情報収集と家庭への適切な支援や長期的な見守り体制を推進するため、配置職員や相談員の質の向上に努め、研修や外部機関が実施する研修会等へ積極的に参加します。		
事業	② 児童虐待防止に関する啓発	担当課	こども相談支援課
内容	児童虐待防止への理解促進のため、子ども向け、大人向けの虐待防止研修会や東近江スマイルネットによる広報・啓発活動、オレンジリボンキャンペーンの実施等、様々な研修・広報活動に取り組みます。また、「こどもの人権を守る」標語を子どもたちから募集し、子どもから大人へ向けたメッセージとして活用し、啓発に努めます。さらに、出前講座の実施により、支援者をはじめ市民一人一人の意識高揚を図ります。		
事業	③ 養育支援訪問事業の充実	担当課	こども相談支援課
内容	子どもの養育に不安を抱える家庭や養育困難家庭の福祉増進と児童の健全な育成、子育て支援の推進を図ることを目的に、専門的な育児指導や簡単な家事指導、育児相談を行う子ども家庭支援員等を派遣します。また、子ども家庭支援員等の確保と研修の実施によりスキルアップに努めます。		
事業	④ 子育て短期支援事業の体制整備	担当課	こども相談支援課
内容	緊急に児童の保護が必要となった場合に、法人等が一定の期間養育及び保護することにより、当該児童及びその家庭の福祉の安定を図る事業を促進します。また、急増する利用に対応するため、委託施設の確保に努め受入態勢を整えます。		

基本目標4 ▶▶ 社会全体で子育てする環境づくり

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 仕事と子育ての両立に向けた意識啓発

課題

○共働き世帯は増加している一方で、子育ての主体は母親に偏っている家庭が多く、家庭内での協力意識の醸成が必要です。

事業の方向性

家庭や職場等での男女共同参画を推進するために、講座・研修会等の実施や、広報等により意識の啓発を行います。

事業

事業	① 男女共同参画の推進啓発	担当課	人権・男女共同参画課
内容	家庭や職場における男女共同参画を推進するため、市民や事業所を対象に講座や研修会等を開催し、参加促進に努めます。また、市の広報ひがしおうみや東近江スマイルネット、地域への出前講座等、様々な機会を捉えて啓発を実施していきます。		
事業	② 父親対象事業の推進	担当課	幼児課 子育て支援センター
内容	認定こども園等における父親参加型の行事等、様々な場所で父親を対象とした取組を推進し、父親同士の輪が広がるよう支援します。		

(2) 企業への働きかけの推進

課題

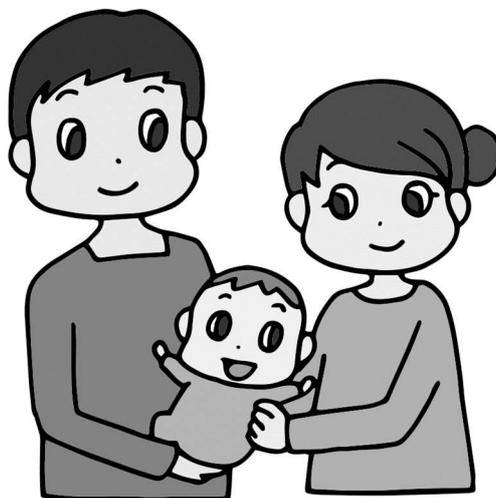
○仕事と子育ての両立を図るため、長時間労働の抑制や年次有給休暇、育児休業の取得促進など企業への働きかけが必要です。

事業の方向性

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組について、関係機関と連携しながら企業への啓発を行います。

事業

事業	① 仕事と子育ての両立に関する啓発	担当課	商工労政課 人権・男女共同参画課
内容	働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるよう、関係機関と連携しながら、事業所に対して育児・看護休暇等の取得促進の啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。		
事業	② 働きやすい職場環境の整備	担当課	商工労政課
内容	事業所訪問において、働きやすい職場づくりを啓発・推進し、職業生活と家庭生活との両立を支援します。		



2 交流・体験の機会創出

(1) 子どもの交流の場づくり・遊び場づくり

課題

○子どもを巻き込んだ事故や犯罪が全国的に発生する中、本市においても、子どもがのびのびと安心して遊べる場が求められています。

事業の方向性

安全な遊び場を提供できるよう、公園や自治会管理の児童遊園、幼稚園や小学校等の遊具の安全点検を実施します。

事業

事業	① 公園緑地の遊具管理	担当課	都市計画課
内容	市内全ての公園において、安全な遊び場を提供します。市管理公園は、遊具安全点検を実施するなど適正な管理に努めます。 また、自治会管理の児童遊園は、遊具点検を実施し、整備への支援を行います。		

事業	② 学校・幼児施設の遊具管理	担当課	学校施設課 幼児施設課
内容	主に子どもの遊び場となる小学校や認定こども園等の遊具の点検を行い、安全な遊具の維持管理に努めます。また、園庭開放等の利用に当たり、安全性を確保するためのルールづくりやマナーの徹底を図ります。		

【関連事業】

- ・冒険遊び場（プレーパーク）づくりの促進

(2) 子どもの体験活動の充実

課題

○子どもの社会性を育むため、地域における異年齢の子どもや世代間交流、文化・スポーツ活動等の多様な体験機会の提供が求められます。

事業の方向性

子どもに多様な体験、学習の機会を提供するために、各種事業等に関わるスタッフの確保や人材の育成に取り組み、活動の充実を図ります。

事業

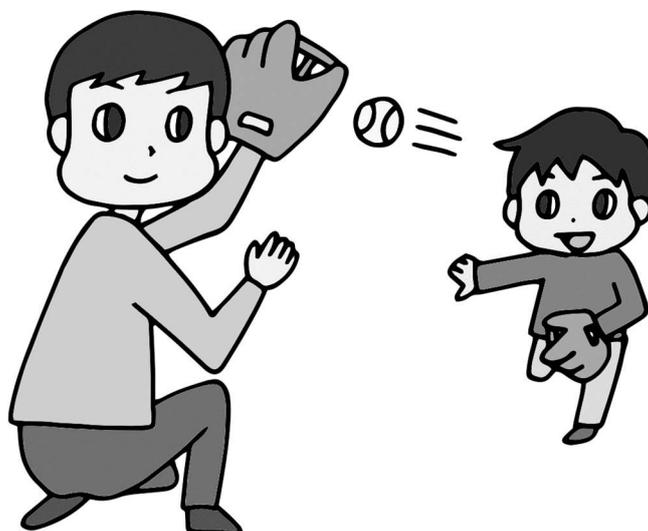
事業	① 地域に根ざした魅力ある教育及び保育活動の充実	担当課	幼児課
内容	保護者や地域住民に対して、園の教育及び保育の方針等の情報を積極的に提供し、地域の資源の実態を考慮して、その資源をいかし、特色ある教育及び保育活動の充実に努めます。		
事業	② 郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実	担当課	歴史文化振興課
内容	子どもが多様な体験を行うことができるよう、歴史文化講座の開催や小・中学校PTA等の体験活動の支援・協力をを行い、郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実を図ります。また、子どもが様々な体験を通して本市を体感できるよう、市内の芸術や自然・歴史文化をテーマとした観察会やワークショップ・イベント等を開催します。さらに、各種事業に子どもが楽しく参加できるように、各種事業で専門的な知識を有する専門職員の配置やボランティアスタッフの充実を図ります。		
事業	③ 身近な自然の価値に気付く機会の提供	担当課	八日市いきものふれあいの里
内容	子どもが身近な自然環境を体感し、自然の楽しさや大切さを実感できる拠点として「河辺いきものの森」を活用し、鈴鹿から琵琶湖までつながる本市の豊かな自然の価値に気付く機会を提供します。 また、認定こども園等において、里山などの身近な自然を活用した里山保育を実施し、園児が自然にふれあう機会を提供します。		
事業	④ スポーツ・レクリエーション活動の充実と人材の育成	担当課	スポーツ課
内容	青少年の健全育成や子どもの居場所を確保するため、スポーツ少年団の育成・活動を支援します。また、地域スポーツの活性化を図るため、総合型地域スポーツクラブにおける指導者の育成に努めます。		

事業	⑤ 地域のスポーツ環境の整備	担当課	スポーツ課
内容	子どもや親子がいつでもどこでもニーズに応じたスポーツができるよう、総合型地域スポーツクラブの活動の充実を図ります。また、学校体育施設や社会体育施設の利用促進を図り、活動の場の確保を支援します。さらに、幼児期における運動の必要性の啓発と運動プログラムをセットにした出前講座を実施します。		

事業	⑥ 青少年の体験活動促進	担当課	生涯学習課
内容	青少年が地域の自然の中で野外活動や集団生活を通し、社会規範や協調性、自立（自律）心等生きる力を身に付けることを目的に体験活動を実施します。		

【関連事業】

- ・環境に関する啓発の推進



3 安心・安全な地域環境づくり

(1) まちづくりにおける安心・安全対策

課題

○犯罪や災害等から子どもを守る、学校・園等の環境づくりが求められています。

事業の方向性

犯罪や災害等から子どもを守るため、学校や幼児施設における防犯設備の整備、安全対策・危機管理対策の強化に努めます。また、公共施設等には、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、環境整備に努めます。

事業

事業	① 学校・幼児施設での安全管理の徹底	担当課	学校施設課 学校教育課 幼児施設課 幼児課
内容	学校・幼児施設において、犯罪や災害等から子どもを守るため、防犯カメラや緊急通報システム等の防犯設備の維持管理・機器更新を行うとともに、随時危機管理マニュアルの見直しを行い、安全対策・危機管理対策の強化に努めます。また、事故・けがに対する正しい予防法と応急処置法の周知徹底を図ります。		
事業	② 公共施設におけるユニバーサルデザイン の推進	担当課	施設建築課
内容	公共施設等の建設に当たっては、県の条例に沿うよう事前に協議した上でユニバーサルデザインを取り入れた施設建設に対する指導助言を行います。また、既存施設を有効活用するため、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。		

【関連事業】

- ・シックハウス対策の促進
- ・モーター等の施設への規制強化
- ・犯罪を防止する環境づくり
- ・学校施設等の整備・充実

(2) 登下校等地域における安心・安全への取組

課題

- スマートフォンやインターネットを介した、子どもを巻き込む犯罪やいじめ等への対応が求められます。
- 登下校（登降園）等の子どもを狙った犯罪や、子どもを巻き込んだ交通事故等が問題となっており、地域の環境改善が求められます。

事業の方向性

地域・保護者・児童生徒等に、インターネット等の適切な利用について広報啓発を行います。また、子どもや地域住民一人一人に、防犯意識、交通安全意識の高揚を図ります。

事業

事業	① 有害情報に対する地域への啓発	担当課	生涯学習課
内容	インターネットやスマートフォン（携帯電話）の適切な利用について、地域・保護者・児童生徒等に広報啓発を行います。また、青少年の非行を助長したり、非行の誘因となるような環境の是正を図るため、関係機関と連携し、パトロールを実施します。		
事業	② 防犯意識の向上	担当課	学校教育課 生涯学習課 防災危機管理課
内容	防犯意識の高揚を図るため、小学生を対象に防犯教室を実施し、子どもが犯罪被害の危険から、自らの身を守る能力を培います。また、子どもがそれぞれの発達に応じて危険予測・危機回避ができるよう、保護者への啓発を進めます。 さらに、不審者・変質者の発生時には、メール配信等により迅速に情報発信を行います。		
事業	③ 交通安全教育の推進	担当課	市民生活相談課
内容	交通安全意識を一人一人に根づかせ、子どもを交通事故から守るため、幼児に対してはカンガルークラブの活動を通して認定こども園等で交通安全教室を行います。また、小・中学校については、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施を進め、子どもへの交通安全教室の内容充実を図ります。		

事業	④ 地域ぐるみの防犯体制の強化	担当課	教育総務課 学校教育課 生涯学習課
内容	<p>地域住民、事業所の協力を得ながら、こども110番の家（三角コーン）やこども110番のくるま（マグネット・シール）を推進し、安心・安全に過ごせる環境づくりを進めます。</p> <p>また、青少年育成市民会議等の各種団体と協働による巡回活動や登下校の見守り活動を推進します。</p>		

事業	⑤ 被害にあった子どもの保護の推進	担当課	学校教育課
内容	<p>いじめや虐待などの被害を受けた子どもの心の安定を図るため、中学校については引き続きスクールカウンセラーを配置します。また、小学校においては、必要に応じてスクールカウンセラーを派遣し、心のケアに努めます。</p> <p>さらに、スクールカウンセラーの配置時間や派遣時間の最適化を図り、被害を受けた子どもの心身の安定を図れるように努めます。</p>		

【関連事業】

- ・生活道路における歩行者等の安全対策の推進「ゾーン30の設置」
- ・散歩等の園外活動時の安全対策の推進
- ・大人の交通マナー向上の推進
- ・交通環境におけるユニバーサルデザイン化の推進
- ・遠距離通学者への支援



第7章 本計画における重点事業



子育て家庭の不安の解消と未来を担う子どもの育成を図る上で、特に重要かつ緊急に取り組むべき事業を「重点事業」と定め、本計画期間において戦略的に取り組みます。

1 幼児教育・保育の充実

(1) 事業の目的

- 様々な取組による人材確保や民間事業者の活用により待機児童の解消を図ります。
- 保育士等の適正配置による職場環境の改善により、就労の定着を図り、安定した園運営を行います。
- 幼児教育センターを拠点とした様々な研修等を実施し、人材育成に取り組みます。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育の量の確保を図ります。

(2) 具体的な取組

①就職フェアの開催

就職フェアでは、保育士の勤務状況や園での生活をDVDや体験談により紹介し、また、民間園を含めた各園の紹介ブースや就職に関する相談コーナーを設けるなど、本市での保育の仕事について魅力を伝えます。

②潜在保育士等向けの保育体験や研修会の開催

保育士資格や幼稚園教諭免許を所有しているが、現在は保育の仕事に従事していない潜在保育士等を対象に保育体験を実施し、保育現場での仕事内容や子どもたちとの関わり方、園の雰囲気を知ってもらうことで、保育の仕事に馴染める機会をつくります。

また、資格等をいかして保育現場に復職するためのきっかけとなるよう、研修会を開催します。

保育体験や研修会の実施については、広報ひがしおうみや市ホームページを活用し、広く周知を図ります。

③仕事説明会の実施やインターンシップの受入れ

市内4箇所の高等学校の生徒を対象に、保育施設の紹介や保育士等の体験談を交え、資格や免許の取得について説明会を行います。

また、絵本の読み語りや折り紙、手遊び等を紹介することで、高校生が保育の仕事に興味や関心をもち、保育職が魅力ある仕事として進路の選択肢の一つとなるよう働きかけます。

今後は、実習を受け入れている大学等への説明会の実施についても検討し、中学生の職場体験や大学生のインターンシップも積極的に受け入れます。

④民間事業者の活用

入所受入枠の拡充や待機児童の解消のためには、公立園の施設整備だけでなく、民間事業者の活用も必要と考えます。

民間園誘致による小規模保育事業所等の施設整備や、公立園の統廃合に伴う新規園開設等に当たっては、民間事業者の参入も念頭に入れた施設整備を図ります。

⑤職場環境の改善

保育士等への研修受講を促進し、専門性の向上を図ることや、有給休暇の取得、産休代替職員の配置確保等により、職員が高いモチベーションを保ち、継続して勤務できる環境づくりに努めます。

また、一時預かりや延長保育等の多様な保育サービスに対応する保育士等の適正配置や職員の処遇改善等により、働きやすい職場環境を整備することで働き方改革を行います。

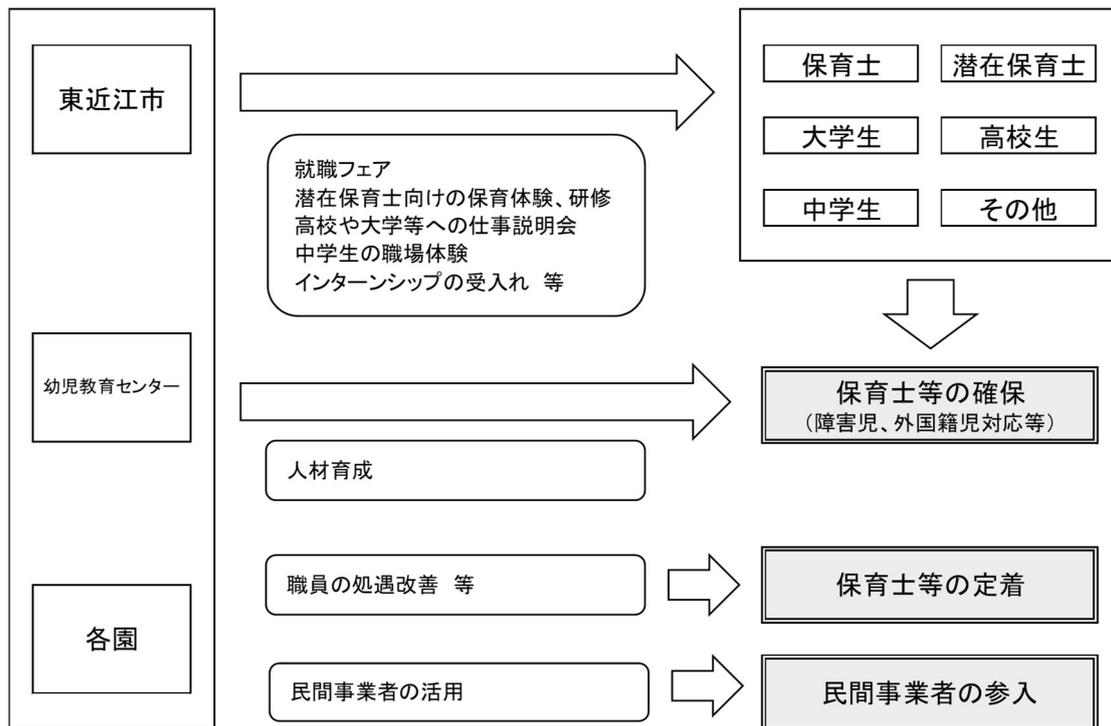
⑥人材育成

幼児教育センターを拠点として、初任者研修、ライフステージ研修、管理職研修等の研修を体系的に実施します。また、全ての職員に対し、保育力アップ研修として、未満児保育研修、実技研修、特別支援教育研修等を実施し職員の専門性を高めます。さらに、幼児教育アドバイザー（指導員）による園の巡回指導を実施し、保育のスキルアップを図ります。

⑦保育の量の確保

認定こども園化の推進により、施設面における3～5歳児の入所受入枠は確保されてきたため、1号認定と2号認定の柔軟な定員変更による定員調整を図ります。また、0～2歳児の待機児童の解消を図るために、民間事業者も含めた小規模保育事業所の整備を推進し、入所受入枠の拡充に努めます。

■人材確保の取組イメージ



2 子育て世代包括支援センターの体制整備

(1) 事業の目的

子育て世代包括支援センターに妊産婦や乳幼児の情報を一元化することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。また、切れ目なく一貫性のある支援が提供できるよう、子育てに携わる関係機関が連携し、妊産婦や乳幼児の生活の質の改善・向上や胎児・乳幼児にとって良好な成育環境の実現・維持を図るためのマネジメントを行うことで、利用者への包括的な支援を行います。

(2) 具体的な取組

①妊産婦や乳幼児の継続的な状況把握と情報の一元化

母子健康手帳交付時の妊婦との面接や関係機関との連携により、妊産婦や乳幼児についての継続的な情報収集と状況把握を行います。

また、妊産婦と乳幼児の情報が他の機関に散在したり、妊娠期から子育て期における時間的な経過により分断されることがないように、子育て世代包括支援センターとして体制を整備し情報を一元的に管理することで、利用者への切れ目のない支援につなげます。

②一人一人に寄り添ったつながりのある支援

妊産婦や保護者からの妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。また、健診等の母子保健サービスや地域の子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、関係機関との連絡調整を図り、必要に応じて支援プランの策定を行います。

■取組イメージ



3 特に支援を必要とする子どもへの支援

(1) 事業の目的

- 障害や発達に課題のある子どもには、関係機関と連携を図りつつ、子どもや保護者に対する個別の支援を行います。
- 外国にルーツのある家庭には、それぞれの文化や習慣の違いを大切にしながら安心して園生活を送れるよう、丁寧な関わりを進めていきます。
- 「虐待」や「しつけのための体罰」の防止について、市民や関係機関への周知・啓発・研修を行うことで、地域の見守りによる虐待の未然防止、早期発見を促進します。
- 多様な機関との連携により、早期発見、早期対応と家庭支援の充実により虐待の重篤化を防止します。

(2) 具体的な取組

障害のある子ども等への支援

①障害のある子ども等の支援に関わる関係機関の連携

発達支援センター、保健センター等の関係機関と連携することで、一人一人の発達や障害に応じた適切な療育支援を行います。

②支援の必要な子どもの保護者や家庭との連携

支援の必要な子ども本人だけでなく保護者を含む家庭との連携を密にすることで、保護者や家庭の不安の解消を図るとともに、子どもの発達の状況や障害についての理解を深め、家庭における療育を支援します。

③障害の有無にかかわらず、充実した学校・園生活を送るための支援

特別支援教育コーディネーター等を通して、障害や発達に課題のある子どもと、他の子どもと一緒に学んだり、遊んだりできるように配慮することで、障害の有無にかかわらず子どもが共に過ごす環境づくりを推進します。

④支援員の人材育成

個々の発達にあった支援の方法や、個別支援計画の立案等、特別支援についての研修の受講により特別支援教育コーディネーターのスキルアップを図ります。

外国にルーツのある子ども等への支援

①外国にルーツのある子どもの学校・園生活のサポート

外国にルーツのある子どもが学校・園生活にスムーズに馴染めるよう、日本語初期指導教室「いろは教室」や外国籍児サポートルーム「にこにこ」で安心して過ごし、徐々にクラスの友達との関わりが深められるようサポートします。

②通訳による外国にルーツのある子どもやその家庭へのサポート

小・中学校に通訳を派遣し、外国にルーツのある子どもが安心して学校生活を送れるようサポートします。

また、市内の園に通訳を配置し、担当地域の園を巡回し外国にルーツのある子どもやその家庭をサポートします。

③多様な文化を尊重した教育・保育の実施

外国にルーツのある子どもが日本語を習得するだけでなく、日本の子どもも学習や遊び、生活を通して外国の文化に触れ、お互いを尊重しながら楽しく学校・園生活を送れるようにサポートします。また、外国にルーツのある子どもが多い地域については、地域の特色をいかし、地域に根ざした魅力ある教育・保育を行います。

虐待から子どもを守る体制の強化

①早期発見と見守りのできる地域づくり

「こどもの人権をまもる」標語の募集により、「子どもの声」を大切にする意識への啓発を行います。また、早期発見と市民による見守りを強化するため、地域に向けた出前講座の実施、広報、ケーブルテレビ等の活用、図書館など市民の集まる機関との連携による啓発を行い、子どもや子育て中の保護者に温かい声掛けができる地域づくりを進めます。

②早期発見と通告のための関係機関への研修

「虐待」や「しつけのための体罰」の防止について、県発行の「子どもの虐待対応マニュアル」に基づき、関係機関や全ての学校・園などの職員に向けて研修を実施します。また、虐待による脳への影響に視点を置いた研修を行い、虐待が子どもの心身に与える影響について周知します。

③子ども家庭総合支援拠点としての体制強化

専門職（心理士）の雇用と定着により、支援体制の強化を推進します。また、相談内容の複雑化に対応するため、弁護士やスーパーバイザーによる研修や県等が開催する研修の受講により、相談員のスキルアップを図ります。

④家庭支援の充実

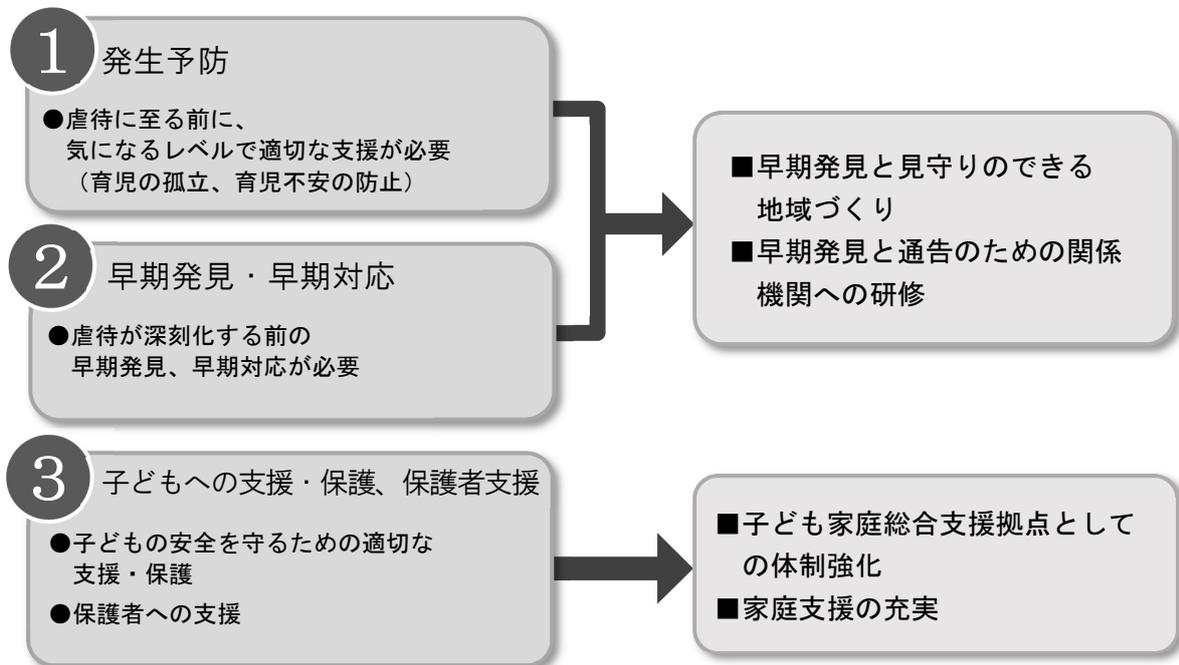
在宅支援アセスメント・プランニングシートの活用による適切な支援を導入します。

また、子育て短期支援事業を実施するための体制整備、養育支援訪問事業と子どもの生活・学習支援事業の支援員の確保とスキルアップのための研修により支援の充実に努めます。

⑤虐待を受けた子どもへの支援

虐待を受けた子どもが、孤立をしたり更に傷ついたりしないよう、身近な地域や関係機関が連携を図り、子どもの心のケアや見守り等の支援に取り組みます。

■児童虐待防止の取組イメージ



4 子どもの未来応援施策

(1) 事業の目的

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが健やかに成長することができる支援体制を整備します。
- 貧困の連鎖を断ち切るため、進学しやすい環境を整えます。
- ひとり親家庭は経済的な不安を抱えている割合が高い傾向にあるため、安心して子どもを育てられるように自立に向けた支援と情報発信を行います。

(2) 具体的な取組

①支援体制の整備

教育・保育、保健、福祉など、子どもに関わる様々な分野の関係機関が、子どもの貧困に関する理解を深めるとともに連携を図り、困難な状況にある子どもや家庭が確実に相談窓口や支援機関につながる仕組みをつくります。

また、学校、民生委員・児童委員、地域で子どもの居場所づくりに取り組む団体等、地域の人材との連携を強化します。

②学習への支援

育った環境により受けられる教育に差が出ないように、また、教育の差により将来の選択肢が狭められることがないように、児童生徒の学力向上の促進や機会の均等、様々な体験機会の提供を進めます。また、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないように、相談支援の充実を図ります。

③生活への支援

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されます。子どもの頃に定着した生活習慣は大人になっても根付いたままであることが多いため、保護者が健全な生活習慣を確立できるよう、生活習慣の改善に資する情報や子育てについての情報を提供します。

また、子どもの自己肯定感の高まりや社会性の向上につながるよう、文化・スポーツ活動等を通して異年齢や世代間交流ができる機会を提供し、参加を促進します。

さらに、虐待等緊急度の高い問題については、要保護児童対策地域協議会と連携して適切な支援へとつなげます。

④ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の保護者に対し、就労につながる能力開発のための給付金の支給や、就職に係る相談支援と情報提供を行います。

また、生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事や子育ての支援を行います。

⑤ひとり親家庭等の子どもへの支援

ひとり親家庭や生活保護受給世帯の児童が、認定こども園等に入園しやすくするための点数補正措置を行います。ひとり親家庭等で、養育に不安を抱える家庭の児童に対して、学習指導や簡単な家事指導を行うホームフレンドを派遣することにより、児童の心の支えとなり、自立心を養います。

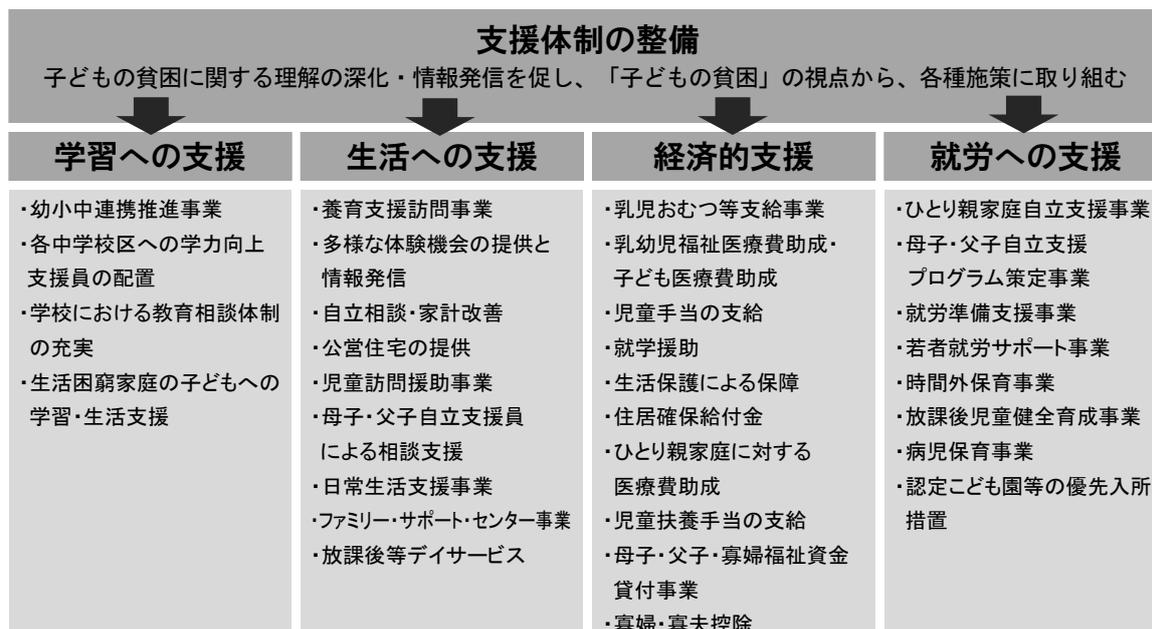
⑥就労への支援

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、各種子育て支援事業の実施により、仕事と子育ての両立を支援するなど、保護者が就労を継続しやすいよう環境を整えます。

⑦経済的支援

ひとり親家庭や障害のある人、生活が困窮している世帯などの生活困窮状態を改善し、自立に向けた支援となるよう、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

■取組イメージ



「子どもの貧困」とは

■「貧困」について

一般的に「貧困」とは、最低限度の衣食住も満たせていない「絶対的貧困」の状態を指すことが多く、現在においても生活保護制度等で対策が進められています。

子どもの貧困問題における「貧困」とは「相対的貧困」のことを指しており、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮している状態のことを言います。絶対的貧困とは異なり、衣食住で困窮を極めるといったことはありませんが、経済的な理由で進学を諦めてしまう、様々な経験の機会を失う、生活の余裕のなさから家族関係に問題が生じるなど様々な影響があります。

■絶対的貧困と相対的貧困のイメージ

平均的な生活
相対的貧困	↓ ・朝ごはんが食べられない ・自宅で学習できる環境がない ・新しい服や靴が買えない
絶対的貧困	↓ ・十分な食べ物がない ・雨風をしのげる場所がない ・寒さをしのぐ服がない

■貧困の連鎖

保護者の経済的な困難は、子どもに様々な影響を及ぼし、世代を超えて連鎖します。保護者の経済的な貧困によって、学習や体験の機会を失い、学力が低下し、不安定な就業につながり、子どももまた貧困に陥るといったスパイラルに陥る危険性があります。



■子どもの育ちへの影響

貧困の家庭では、世帯の経済的な問題や保護者の疾病・障害、養育力の欠如等によって、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣、基礎学力、自己肯定感、意欲、社会性など、社会的に自立していくための能力を身に付ける機会が失われる恐れがあります。

生まれ育った環境によって、子どもたちの将来への夢や希望が閉ざされることのないよう、社会全体で支援していくことが重要です。

第8章 計画の推進に向けて



本計画を推進するに当たっては、「東近江市こども条例」に位置づけられているとおり、市、保護者、地域住民、学校、園、企業等、様々な社会の構成メンバーがそれぞれの立場でその責務を果たし、連携・協働して子ども・子育て支援に総合的かつ継続的に取り組んでいくことが重要となります。

1 市の責務

市は、保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐待防止、学校教育等の分野において、子どもに関する基本的かつ総合的な施策を実施するという主体的な役割を担っています。そのため、市は、子どもの意見及び立場を考慮しつつ、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、推進体制を整備し、本計画に基づき、ニーズに対応したきめ細かな施策の展開に努めます。

2 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制及び進行管理体制

計画策定後も計画の着実な推進を図るため、庁内関係部局との連携体制を確保し、関係課が事業の進捗把握を行うとともに点検・自己評価を行います。また、庁内体制による自己評価に加えて、「東近江市子ども・子育て会議」による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題整理及び課題解決に向けて取り組みます。また、中間年度を目安に計画の見直しを適宜行います。

(2) 関係機関・団体等との連携

①市民や関係団体との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、市、保護者、地域住民、学校、園、企業等がパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を推進・調整するとともに、「東近江市こども条例」により、家庭・地域・学校・園・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子ども・子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

②市民参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現することはできません。計画について、広報等により市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動やサークル活動の促進等、地域ぐるみでの取組を支援し、子育て環境づくりへの市民の参画を推進します。

3 各主体に期待する役割

(1) 家庭

子育てについては、保護者が第一義的な責務を有するとの認識の下に、家庭生活を通して家族のきずなを大切にしていくことが求められます。

保護者や家族が、愛情と責任を持って子どもを養育する義務があることを認識し、社会の一員としての自覚を持った子どもを育てるため、市、地域住民、関係機関等と連携し、子どもに基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、生きていく上で必要な能力や社会のルールを身に付けさせるよう努めなければなりません。

(2) 地域住民

地域住民は、日常のふれあいを通して、子どもが豊かな人間関係を身に付け社会の一員としての自覚を形成できるよう、社会参加の経験を積む場を提供するとともに、児童虐待や犯罪、交通事故などから子どもを守る一員として、安心して安全な環境づくりに努めなければなりません。

世代間交流や保護者同士の交流など、子育て家庭が地域で孤立することがないよう、子どもの育ちに積極的に関わるとともに支援していくことが求められます。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、学校

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、学校は、子どもが多くのことを学び育つ場として、学力の向上と豊かな心の育成のための取組が求められるとともに、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係の育成を習得する場となることが期待されます。

また、次世代の親の育成という視点から、子どもや家庭の大切さを理解できる機会の充実や、保護者に対する子育ての相談及び支援に努めることも求められます。

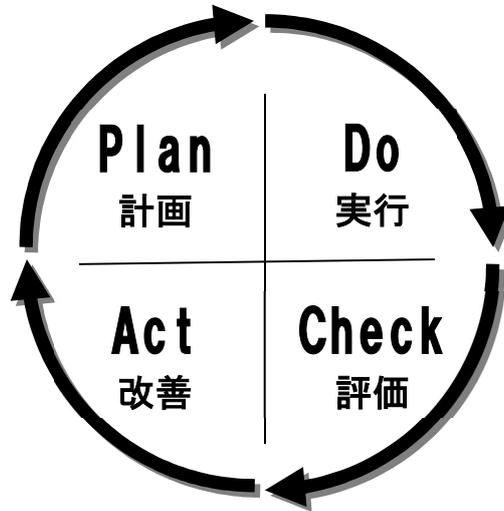
(4) 企業

企業は、仕事と子育ての家庭生活の両立を図る上で、大きな役割と責任を担っています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定と実施、育児休業制度の定着、男性を含めた働き方の見直しなど、働く者が子どもとの関わりを深めることができるよう配慮するとともに、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

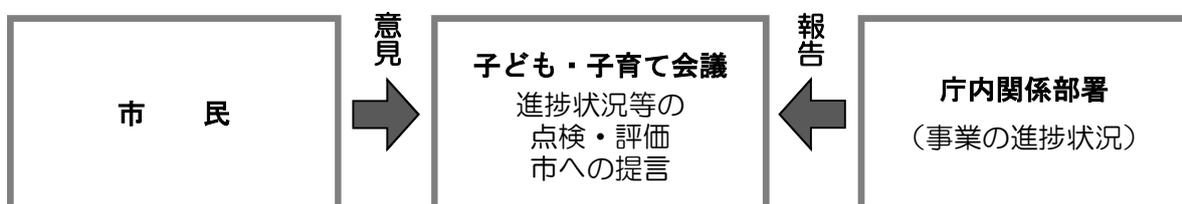
4 計画の評価の仕組み

(1) 子ども・子育て支援事業計画の「P D C Aサイクル」



(2) 計画の評価の仕組み

計画の評価体制は次のとおりとします。



計画の点検・評価に当たっては、各年度末における事業の進捗状況を庁内各部署が、子ども・子育て会議に報告するとともに、市民の意見を聴取し、委員による計画の点検、評価、提言により、次年度の計画の推進へとつなぎます。(中間見直しの時期：令和4年度)

資料編



1 用語解説

	用語	解説	初出頁
あ 行	アセスメント	利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続のことをいう。	27
	一時預かり (幼稚園型：預かり保育)	幼稚園や認定こども園（1号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事等で家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業。	4
	一時預かり (幼稚園型以外)	認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育所のほか、ファミリー・サポート・センターで保護者の病気、監護、冠婚葬祭や育児疲れの解消などにより緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等を一時的に預かる事業。	4
	インクルーシブ教育	障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けること。	87
	SNS (エス・エヌ・エス)	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供するほか、趣味や嗜好等の共通点やつながりを通して新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のオンラインサービス。Webサイトや専用のスマートフォンアプリ等で閲覧・利用することができる。	9
	オレンジリボン キャンペーン	認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主体となり全国的に展開するキャンペーン。児童虐待防止の象徴として「オレンジリボン」を広める活動で、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、オレンジリボンを身に付け、虐待をなくしたいという気持ちを国民一人一人に伝えていく運動。	95
か 行	核家族	夫婦とその未婚の子ども（夫婦のみ、一人親世帯を含む）で成り立つ家族のこと。	1
	家族ふれあいサンデー	家族で一緒に出かける機会を提供し、家族のふれあいやきずなを深める事業。毎月第3日曜日に「家族ふれあいカード」を提示することで、一部の市内の施設が無料（一部負担あり）で利用することができる。	86
	学校ボランティア	子どもたちの教育のために、学校の教育活動や環境整備等を支援するボランティア。	5
	希望出生率	結婚して子どもを産みたいという人の希望がかなえられた場合の出生率。健康上の理由や経済的な事情などで子どもを持っていない場合もあるため、実際の出生率を上回る数値。	1
	子育てコンシェルジュ (利用者支援専門員)	子育て中の親子や産前・産後の保護者の子育てニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように支援する専門員。	7
	子育てサポーター	つどいの広場等で、子育てに関する悩みをもつ保護者の相談に応じ、子育ての伴走者として共感し、アドバイスを行うボランティア。	5

用語		解説	初出頁
	子どものための教育・保育給付	1号～3号の認定を受けた子どもが、年齢や保護者の就労状況に応じた給付対象施設・事業（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園）を利用した場合、施設等が教育・保育を提供するために必要とする経費の全部又は一部を、国・県・市が施設利用者に給付費として支払う仕組みのこと。この給付費は、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設利用者には直接的に給付せず、市から施設等に支払う仕組み（法定代理受領）となっている。	73
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策協議会）	虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども（要保護児童）に関する情報の交換や支援を行うための連携組織。	7
	合計特殊出生率	15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。	1
さ 行	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに策定することができる計画。	2
	指導員（学童保育所）	学童保育所に入所する児童の育成支援を行う者。	5
	児童虐待	子ども・未成年に対する虐待のこと。虐待の内容により以下の4つに分類される。 ① 身体的虐待とは、児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 性的虐待とは、児童にわいせつ行為をすること、または児童を性的対象にさせたり、わいせつ行為や写真を見せること。 ③ ネグレクトとは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、もしくは長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ④ 心理的虐待とは、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	7
	社会福祉協議会	地域社会の中で、住民の自主的な活動の中核となって福祉活動を推進し、保健や福祉上の様々な問題を一緒に解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体のこと。住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域での福祉活動の推進を図るための活動を行っている。全国の全ての市町村、都道府県・指定都市に設置され、それぞれが独立しながら、同時にそのネットワークにより活動を進めている。	90
	周産期医療	周産期とは「妊娠22週から生後7日未満」までの期間を指す。この期間中の妊産婦及び胎児・新生児を対象とし、母子の生命に関わる緊急事態への対応を含む、産科・小児科の一貫した総合的な医療のこと。	6
	住民基本台帳	市町村において、氏名・生年月日・性別・住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録やその他の住民に関する事務処理の基礎となるもの。	11
	準特定優良賃貸住宅（公営型）	特定公共賃貸住宅の用途変更を行い、低額所得者に賃貸するために公営住宅化した住宅。	92
	小規模保育事業所	利用定員6人以上19人以下の範囲で保育施設等において保育する事業。	29

	用語	解説	初出頁
	スクーリング・ケアサポーター	不登校をはじめとする学校不適応を起こしている児童に対し、生活面、学習面の支援を行い、見守りや相談活動を通して児童のケアを行う大学生などの支援員。	6
	スクールカウンセラー	学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家。	49
	スクールソーシャルワーカー	常に児童生徒に寄り添い、毎日の生活における様々な悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく支援することはもとより、状況によっては子どもを教育する教員も支える社会福祉の専門家。	49
	絶対的貧困	人間として最低限の生存を維持することが困難な状態。一般的には、最低限必要とされる食糧と食糧以外のものが購入できるだけの所得又は支出水準（＝貧困ライン）に達していない状態をいう。	113
	相対的貧困	ある国や地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態。具体的には、世帯の所得が、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない状態をいう。	113
た 行	待機児童	認定こども園等への入所条件を満たし、入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。	1
	男女共同参画	男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切にし、家庭生活をはじめ、地域や職場等の社会での環境づくりが求められている。	96
	地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて総称したもの。具体的な活動としては、学校支援活動、放課後子ども教室、土曜日の教育活動、学びによるまちづくり、地域社会における地域活動等、幅広い地域住民等参画によって行われる様々な活動を指し、地域や学校の実情や特色に応じ、多様な活動を推進することが期待されている。	5
	特別支援教育コーディネーター	特別支援学校や小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭。発達障害のある子どもに関する教育相談、福祉・医療等関連諸機関との連携調整をするコーディネーター。	87
	特別支援教育支援員	学校等において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする支援員。	5
	な 行	ニッポン一億総活躍プラン	少子高齢化に歯止めをかけ 50 年後も人口 1 億人を維持し、若者も、高齢者も、女性も、男性も、障害のある人も、一度失敗を経験した人も、一人一人が家庭や地域、職場で自分の力を発揮し、生きがいもてる社会を目指して、少子高齢化の問題に真正面から取り組み、子育て支援や社会保障の基盤を強化することが現在の強化につながるという新たな社会経済システムを創るための成長戦略。（平成 28 年 6 月閣議決定。）
認可外保育所		児童福祉法第 35 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の認可を受けていない保育施設。対象施設は市町村への届出が義務づけられる。	29
認定こども園		小学校就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。	4
ネグレクト		養育すべき者が食事や衣服等の世話を怠り、放置すること。育児放棄。	21

用語		解説	初出頁
は 行	働き方改革	一億総活躍社会を実現するための改革の一つとして、人口減少による労働力不足を解消させるため、働き手を増やし、出生率を上昇させ、労働生産性を向上させるための政策。「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」が平成31年4月より順次施行され、長時間労働の是正、正規・非正規雇用の不合理な待遇差の禁止等が進められている。	1
	ハピネス	保健センターと子育て支援センターの機能を併せ持つ複合施設。「妊娠・出産・子育て・健康づくり・介護予防」など子どもから高齢者まで切れ目のない支援を実施する。愛称をハピネスという。	1
	非親族(を含む)世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯	15
	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等のいる子育て中の労働者や主婦等を会員として、援助を受けたい人と、援助を行いたい人の相互援助活動に関する連絡・調整を行う組織。市町村が設置し、市町村又は市町村の委託を受けた法人が運営する。	5
	保育アドバイザー	幼稚園や保育所で勤務経験のある職員による保育専門の相談業務。就学前の子どもがいる保護者のニーズをうかがい、保育所、幼稚園、認定こども園等の保育施設の中から、適した保育サービスについて助言する。	25
	ホームフレンド	ひとり親家庭等に訪問し、話し相手や遊び相手になることを通して、家庭内における児童生徒の心の安定を図るとともに、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行うための大学生等による支援員。	91
ま 行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、市役所、市社会福祉協議会、地域の関係機関・団体やボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりに努める委員。	5
や 行	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての人にとって使いやすいように意図してつくられた製品・情報・環境のデザイン。	101
	幼児教育センター	乳幼児期の成長発達に応じた保育について調査研究し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実と生涯にわたる教育の滑らかな指導の系統性や連続性、教育力の強化を目指すために設置される拠点。	4
	幼児教育・保育の無償化	保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料となること。令和元年10月1日より全国で実施された。	1
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。働く全ての人々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった、仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。	10

2 東近江市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、東近江市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要に応じて専門委員を招へいすることができる。
- 7 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条各項の規定は、部会の会議についてそれぞれ準用する。この場合において、第6条及び第7条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び第7条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と同条第2項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 東近江市子ども・子育て会議 委員名簿

令和2年3月現在【順不同、敬称略】

氏名	役職	備考
奥田 援史	滋賀大学 大学院教育学研究科 教授	会長
細居 あゆみ	保育園・認定こども園保護者代表	～平成31年3月
池田 健一郎		平成31年4月～
田中 恵	PTA連絡協議会(幼小中)代表	～平成31年3月
東野 圭吾		平成31年4月～
深井 美恵子	子育て支援サークル代表	～令和元年7月
東野 浩美		令和元年8月～
田井中 与弘	学童保育連絡協議会代表	～平成31年3月
板谷 裕美		平成31年4月～
奥居 裕子	公立保育施設代表	～平成31年3月
高山 千穂		平成31年4月～
高務 知子	民間保育施設代表	～令和元年7月
深尾 泰造		令和元年8月～
林 浩江	小・中学校長会代表	
池戸 佳子	学童保育所代表	～令和元年7月
石部 真紀		令和元年8月～
西川 富美子	東近江保健センター代表	
里西 令子	子育て支援センター代表	
川副 武司	青少年育成市民会議代表	～平成31年3月
野瀬 隆行		平成31年4月～
野田 敏	民生委員児童委員協議会代表	
北邑 清治	社会福祉協議会代表	～平成31年3月
川南 壽		平成31年4月～
田中 正幸	医師会代表	～令和元年7月
横田 哲朗		令和元年8月～
森田 初枝	まちづくり協議会代表	副会長
山田 綾子	母子福祉のぞみ会代表	
田辺 善行	彦根子ども家庭相談センター代表	～令和元年7月
本田 直也		令和元年8月～

4 策定経過

■子ども・子育て会議

- 第1回会議 平成30年10月22日（月）
 - ①特定地域型保育事業の利用定員の設定
 - ②第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査
 - ③子どもの生活に関するアンケートの実施

- 第2回会議 令和元年6月27日（木）
 - ①第4章子ども・子育て支援事業の進行管理
 - ②第5章
 - 1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策に係る進行管理
 - 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に係る進行管理
 - ③第6章子育て・新たな取組
 - ④子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の報告
 - ⑤子どもの生活等に関する調査結果の報告
 - ⑥第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案の提示

- 第3回会議 令和元年8月28日（水）
 - ①第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画素案（第5章まで）
 - ②提供区域の設定・量の見込みと確保方策（案）
 - 1 幼児期の教育・保育事業
 - 2 地域子ども・子育て支援事業

- 第4回会議 令和元年11月19日（火）
 - ①第2回会議以降の変更点
 - ②基本理念（案）
 - ③第7章「本計画における重点事業」
 - ④第8章「計画の推進に向けて」
 - ⑤資料編
 - ⑥パブリックコメントの実施

- 第5回会議 令和2年2月21日（金）
 - ①パブリックコメントの概要と市の考え方（案）
 - ②第2期子ども・子育て支援事業計画（案）の主な変更点
 - ③第2期子ども・子育て支援事業計画の概要版（案）
 - ④答申
 - ⑤特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取

■東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

○調査期間・方法

調査期間：平成31年1月7日から同年1月21日まで

調査方法：郵送による配布・回収

○調査対象・回収状況

就学前児童：住民基本台帳から市内の就学前児童がいる世帯2,000世帯を抽出

有効回収数／配布数=1,039／2,000（有効回収率52.0%）

小学生：住民基本台帳から市内の小学生がいる世帯1,000世帯を抽出

有効回収数／配布数=524／1,000（有効回収率52.4%）

■子どもの生活等に関する調査

○調査期間・方法

調査期間：平成30年12月10日から同年12月21日まで

調査方法：学校を通して配布・回収

○調査対象・回収状況

小学生：市立小学校に通う小学5年生児童の保護者全員

有効回収数／配布数=907／1,133（有効回収率80.0%）

中学生：市立中学校に通う中学2年生生徒の保護者全員

有効回収数／配布数=822／1,079（有効回収率76.1%）

5 第1期計画における施設整備

■ 幼児施設

整備年度	箇所	施設名
平成 27 年度	3 箇所	わかば幼児園、ひまわり幼児園、さくらんぼ幼児園
平成 28 年度	2 箇所	延命こども園、蒲生幼児園
平成 29 年度	5 箇所	あかね幼児園、五個荘あさひ幼児園、五個荘あじさい幼児園、そらの鳥こども園、愛東あいあい幼稚園
平成 30 年度	2 箇所	ゆいの杜こども園、中野むくのき幼児園
令和元(平成 31)年度	1 箇所	能登川あおぞら幼児園

■ 学童保育所

整備年度	箇所	施設名
平成 27 年度	3 箇所	八日市北こどもの家、愛東南こどもの家、八日市西こどもの家
平成 28 年度	2 箇所	箕作こどもの家、八日市南こどもの家
平成 29 年度	5 箇所	能登川西こどもの家、能登川南こどもの家、蒲生東こどもの家、愛東北こどもの家、八日市西こどもの家
平成 30 年度	1 箇所	八日市西こどもの家
令和元(平成 31)年度	1 箇所	能登川東こどもの家

※整備内容には、施設改修等も含んでいます。

■ 東近江保健センター・子育て支援センター

整備年度	箇所	施設名
平成 30 年度	1 箇所	ハピネス

第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 滋賀県東近江市 こども未来部 こども政策課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

I P 050-5801-5643

TEL 0748-24-5643

FAX 0748-23-7501



第2期
東近江市子ども・子育て
支援事業計画